

# 東京の母子保健

令和8年3月改訂版





# はじめに

本書は、母子保健従事者のための基礎的なマニュアル・資料集であり、東京都内で実施している母子保健事業及び関連事業分野の概要を示している。

近年、法律や制度は様々に変化しており、母子保健を取り巻く状況の変化は大きくなっている。

母子保健の根幹であるポピュレーションアプローチの下で、健診や訪問などを通じて母子の心身のリスクを把握できるという点で、児童虐待の発生予防及び早期把握と支援の効果を期待されるとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援をより包括的に多職種・多機関で連携しながら行うことが求められるなど、母子保健従事者が果たす役割はますます重要となっている。

母子保健従事者には、ぜひ本書を活用して、日々の業務や新たな取り組みへの反映していただくとともに、児童福祉をはじめとした関係者との連携・協働に役立てていただきたい。

令和8年3月

東京都福祉局子供・子育て支援部母子保健担当

## 【目 次】

### <総論>

#### I 母子保健事業の歴史と役割

1	母子保健事業の歴史と役割	2
2	関係法規における事業の役割	3
3	母子に関する用語の定義等	11
4	東京の母子保健事業の実施体制	12

### <区市町村事業>

#### I 母子保健事業各論

1	妊娠の届出及び母子健康手帳の交付	16
2	母親学級・育児学級・両親学級（父親学級）	21
3	妊産婦・乳幼児保健指導（保健指導票）	22
4	妊婦健康診査	24
5	一般歯科健康診査（妊婦）	31
6	妊婦訪問指導	34
7	新生児訪問指導・産婦訪問指導	35
8	産後ケア事業	36
9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	37
10	産婦健康診査	38
11	1か月児健康診査	39
12	未熟児訪問指導	40
13	3～4か月児健康診査	41
14	6～7か月・9～10か月乳児健康診査	42
15	1歳6か月児健康診査	44
16	3歳児健康診査	45
17	5歳児健康診査	46
18	乳幼児経過観察健康診査	47
19	乳幼児発達健康診査	48
20	乳幼児歯科相談	50
21	精密健康診査	51
22	新生児聴覚検査	53
23	乳幼児身体発育調査	55

### <東京都母子保健事業>

#### I 東京都母子保健事業総論

1	東京都子供・子育て支援総合計画	58
2	東京都母子保健運営協議会・母子保健事業評価部会	59

## II 東京都母子保健事業各論

1	母子保健事業報告	62
2	先天性代謝異常等検査	63
3	SIDS 対策	65
4	療育相談	66
5	東京都小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	67
6	母体保護法に関する事務	68
7	性と健康の相談センター事業	69
8	東京ユースヘルスケア推進事業	71
9	電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)	73
10	TOKYO 子育て情報サービス事業	74
11	子供の心診療支援拠点病院事業	75
12	母子保健研修	76
13	医療機関における虐待対応力強化事業	77
14	乳幼児の事故防止施策	80
15	妊産婦・乳幼児等の防災対策	81
16	子供手帳モデル活用支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)	82
17	乳児用液体ミルクの普及啓発(子供家庭支援区市町村包括補助事業)	83
18	要支援家庭の早期発見・支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)	84
19	とうきょうママパパ応援事業(旧:ゆりかご・とうきょう事業)	85
20	東京都出産・子育て応援事業(旧:東京都出産応援事業)	86
21	妊婦健康診査支援事業	87
22	新生児聴覚検査機器購入支援事業	88
23	予防のための子供の死亡検証(CDR)	89
24	妊産婦メンタルヘルス対策事業	90
25	産婦・乳幼児健康診査支援事業	91
26	3歳児健康診査支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)	92

### <母子保健の関連施策>

#### I 医療費助成制度

1	未熟児養育医療	94
2	自立支援医療(育成医療)	95
3	結核児童療育給付	96
4	小児慢性特定疾病医療費助成	97
5	不妊治療助成	98
6	不妊検査等助成	100
7	不育症検査助成	101
8	妊娠高血圧症候群等医療費助成	102
9	入院助産	103
10	卵子凍結に係る費用助成	104

## 【目 次】

1 1	無痛分娩の費用の助成	105
1 2	乳幼児医療費助成事業（マル乳）	106
1 3	義務教育就学児医療費助成事業（マル子）	107
1 4	高校生等医療費助成事業（マル青）	108
1 5	ひとり親家庭等医療費助成事業（マル親）	109

### Ⅱ 子育て支援・児童福祉施策

1	児童福祉審議会	112
2	子供家庭支援センター	113
3	こども家庭センター体制強化事業	115
4	東京都妊産婦等生活援助補助事業	116
5	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	117
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	118
7	児童健全育成（児童館・児童遊園・学童クラブ）	119
8	利用者支援事業	120
9	親の子育て力向上支援事業	121
10	子育て親子の外出環境整備事業（赤ちゃんふらっと事業）	122
11	子供・子育て応援とうきょう事業	123
12	018サポート	124
13	社会的養護（里親等・児童養護施設等）	125
14	ひとり親家庭・女性福祉	126
15	児童相談所における児童虐待対策	127

### Ⅲ その他の分野別施策

1	障害児関係（発達障害、重症心身障害児等施策）	130
2	配偶者暴力（DV）関係	132
3	食育・栄養関係	133
4	生涯を通じた健康づくり関係	134
5	小児医療関係	135
6	予防接種・感染症対策関係	137
7	アレルギー・環境保健対策関係	138
8	子供の生活習慣・家庭教育	139
9	生活保護	140
10	出産・育児にかかる雇用制度等	141
11	精神保健、引きこもり、自殺対策、性犯罪・性暴力被害者・犯罪被害者への支援	142

### Ⅳ 廃止・休止・終了事業

1	神経芽細胞腫検査	146
2	育児等健康支援事業	147
3	母子保健サービスセンター	148
4	病気の子どもピアカウンセリング	149
5	ドクターアドバイスシステム	150
6	子育てスタート支援事業	151

7	けんこう子育て・とうきょう事業（出産・育児支援及び虐待防止事業）	152
8	思春期から更年期までの母性保健向上事業（医療保健政策区市町村包括補助事業）	153

## <資料編>

1	国と都の年度別事業の推移	156
2	児童虐待防止対策に関する法律の主な経緯	160
3	成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標	161
4	主な母子保健事業のライフステージ別体系図	164
5	母子保健事業における健康診査等一覧表	165
6	区市町村母子保健事業における一般財源化事業一覧	166
7	都区財政調整の対象となる主な母子保健関連事業	167
8	区市町村に対する母子保健事業関係各種補助金等	168
9	医療機関委託事業のしくみ	171
10	共同印刷と著作権承認のしくみ	172
11	共同印刷による著作権承認印刷物一覧	173
12	共同印刷物一覧	174



# 総論

## I 母子保健事業の歴史と役割

## 1 母子保健事業の歴史と役割

日本の母子保健は、乳児死亡を減少させることを最大の目標にスタートした。東京都の乳児死亡率は、令和6年現在出生1,000に対して1.3であるが、明治から大正期にかけては190～160と高く、主な死因は、出産に関連する疾患や障害、肺炎等の感染症であった。昭和12年には保健所法が制定され、母子保健が保健所の重要な事業とされた。昭和17年には、第二次世界大戦前の富国強兵施策の下で、現在の母子健康手帳の祖である妊産婦手帳制度及び妊産婦登録制度が世界で初めて創設され、妊娠の早期届出や、妊婦の健康管理が図られた。

戦後は、浮浪児や児童の非行が社会問題となった。そのため、児童の健全な育成を目的として、児童福祉法が昭和22年に制定された。児童福祉法では、児童及び妊産婦の健康の保持増進、児童の疾病障害に対する療育指導が図られた。その一環として、妊産婦手帳では妊娠中から出産期までであった記載欄を、小児期まで拡大した「母子手帳」が、昭和23年に定められた。

しかし、児童福祉法の下では、国民保健の維持向上の基礎である母子の健康保持・増進が体系化されていなかった。また、当時の状況として、乳幼児の死亡率や栄養状況は地域の格差が大きく、妊産婦の死亡率は諸外国に比べ高い等、改善すべき母子保健上の課題があった。さらに、思春期や更年期の女子等は、保健衛生施策の対象ではなかった。そのため、児童福祉法で示されてきた児童の健全育成の基礎ともなるべき母性の保護や、乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健の充実を目的に、昭和40年に母子保健法が制定された。児童と妊産婦のみならず妊婦になる前からの健康管理を含めた総合的な母子保健対策を推進するものであり、健康診査や保健指導等の体系的な事業構築が図られた。

平成6年に保健所法が改正され地域保健法が交付されたことに伴い母子保健法が改正され、平成9年から住民に身近な市町村が母子保健事業の実施主体になった。

また、平成28年には、児童福祉法の一部改正、平成29年の母子保健法の一部改正で、母子保健における虐待予防、早期発見の位置づけが明確にされた。

さらに、令和6年改正児童福祉法により、市町村にこども家庭センターの設置の努力義務が課せられ、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことが規定された。

このようにして、母子保健事業を実施する上での法的基盤が整備され、思春期における母性涵養から乳幼児の健全育成まで、一貫した母子保健サービスが展開されてきている。母子を取り巻く健康課題は多岐にわたっており、成育基本法やこども基本法等包括的で幅広い観点からみていく必要性が高まっている。

平成30年に公布された成育基本法では、成育過程にある者及びその保護者、妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための基本理念や国、自治体等の責務、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めた。21世紀の母子保健の主要な取組のビジョンを示す健やか親子21の評価指標は、成育医療等基本方針に基づく評価指標に引き継がれている。令和5年4月には、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行された。

生涯を通じた健康づくりや虐待対応、次世代育成支援のための各施策の整合性を図る上から、予防接種法、学校保健安全法、健康増進法、次世代育成支援対策推進法、児童虐待の防止等に関する法律、少子化社会対策基本法、子ども・子育て支援法、発達障害者支援法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等の様々な法的根拠を勘案して、母子保健の理念を実現していくことが求められている。

## 2 関係法規における事業の役割

### 1 母子保健法

#### (1) 制定

公布：昭和40年8月18日（昭和40年法律第141号）

施行日：平成29年4月1日

最終更新：令和6年12月27日公布（令和6年内閣府令第118号）改正

#### (2) 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与する。（第1条）

#### (3) 理念

- 母性の尊重と保護（第2条）
- 乳幼児の健康の保持増進（第3条）
- 母性及び乳幼児の保護者が自ら進んで母子保健に対する理解を深め、その健康の保持増進に努力すること（第4条）

#### (4) 母子保健法における自治体が行う母子保健事業の役割

上記理念の実現のため、同法第5条では、国及び地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされている。その具体策は、以下のとおりである。

- ① 知識の普及（都道府県・市町村\*）（第9条）
- ② 保健指導（市町村）（第10条）
- ③ 新生児の訪問指導等（市町村）（第11条）
- ④ 健康診査（1歳6か月児・3歳児）（市町村）（第12条）
- ⑤ 必要に応じた妊産婦・乳幼児の健康診査又は受診勧奨（市町村）（第13条）
- ⑥ 栄養の摂取に関する援助（市町村）（第14条）
- ⑦ 母子健康手帳の交付（市町村）（第16条）
- ⑧ 妊産婦の訪問指導と診療の勧奨（市町村）（第17条）
- ⑨ 産後ケア事業の実施〔努力義務〕（市町村）（第17条の2）
- ⑩ 未熟児の訪問指導（市町村）（第19条）
- ⑪ 未熟児の養育医療の給付（市町村）（第20条）
- ⑫ 医療施設の整備（国・地方公共団体）（第20条の2）
- ⑬ こども家庭センターの設置〔努力義務〕（市町村）（第22条）

\*東京都においては、「市町村」に「特別区」が含まれ、区市町村を指す。

## 2 児童福祉法

### (1) 制定

公布：昭和22年12月12日（昭和22年法律第164号）

施行日：平成30年4月2日

最終更新：令和7年4月25日公布（令和4年政令第259号）改正

### (2) 理念

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。（第1条）

### (3) 責任

- 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。（第2条第1項）
- 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。（第2条第2項）
- 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。（第2条第3項）

### (4) 概要

- ① 児童福祉に関する専門的機関として、児童福祉審議会及び実施機関（市町村、都道府県、児童相談所、保健所）を規定
- ② 児童福祉司、児童委員、保育士の資格を規定
- ③ 障害児等の保護、障害児施設給付費等の支給、要保護児童の保護措置、児童福祉施設の規定、児童の権利擁護、市町村及び児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化 等

### (5) 児童福祉法における自治体の保健所が行う事業の役割

- ① 正しい衛生知識の普及（第12条の6第1項1号）
- ② 健康相談・健康診査・保健指導（第12条の6第1項2号、第19条）
- ③ 療育の指導（第12条の6第1項3号、第19条）
- ④ 児童福祉施設に対する栄養の改善及び助言（第12条の6第1項4号）
- ⑤ 児童相談所からの保健指導等の協力の求め（第12条の6第2項）
- ⑥ 結核にかかっている児童への療育の給付（都道府県）（第20条）
- ⑦ 小児慢性特定疾病医療費の支給（第19条の2）
- ⑧ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第19条の22）

### (6) 母子保健法との関わり

- ① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施（第21条の10の2から4）
- ② 要保護児童対策地域協議会の設置（第25条の2）
- ③ こども家庭センターの設置（第10条の2）

### 3 地域保健法

#### (1) 制定

公布：昭和22年9月5日（法律第101号）

平成6年7月1日改定

施行日：平成9年4月1日

#### (2) 目的

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法およびその他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

#### (3) 基本理念

地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適切に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

#### (4) 基本指針

厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない。

#### (5) 保健所の役割

保健所は、地域における公衆衛生の向上と増進を図るために設置されたものであり、次の事項についての指導やこれに必要な事業を行う。（一部抜粋）

- ① 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- ② 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- ③ 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- ④ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- ⑤ 歯科保健に関する事項
- ⑥ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項 等

#### (6) 市町村保健センター運営に係る基本事項

- ① 地域保健に関し、住民ニーズに応じた計画的な事業の実施を図るとともに、保健所等による施策評価を参考として業務の改善に努めること
- ② 保健、医療、福祉の連携を図るため、社会福祉施設等との連携及び協力体制の確立、総合相談窓口の設置等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること
- ③ 保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、地域のNPO、民間団体等にかかるソーシャルキャピタルを活用した事業の展開に努めること。また、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、専門職能団体、地域の医療機関、学校及び企業等との十分な連携及び協力を図ること

#### 4 児童虐待防止等に関する法律における事業の役割

##### (1) 制定

公布：平成12年5月24日（法律第82号）

施行日：平成16年10月1日

最終更新：令和7年8月27日

##### (2) 目的

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

##### (3) 主な規定内容

- 児童虐待の定義（第2条）
- 児童虐待の早期発見・防止（第5条）
- 児童虐待に係る通告（第6条）
- 立入調査（第9条）
- 警察署長に対する援助要請（第10条）
- 保護者の面会等の制限（第12条）

##### (4) 母子保健法との関わり（母子保健法第5条）

国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

#### 5 成育基本法

##### (1) 制定

公布：平成30年12月14日（法律第104号）

施行日：令和元年12月1日

##### (2) 目的

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

##### (3) 基本理念

- 心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重する
- 多様化・高度化する成育過程にある者などの需要に適切に対応した成育医療等の適用をする
- どの地域に住んでいても、適切な成育医療等を提供する
- 成育医療等に関する情報が適切に提供され、安心して子どもを生み、育てられる環境を整備する

##### (4) 成育医療等基本方針

成育基本法に基づき、成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育過程にある者等に対する保健施策として、妊産婦等への保健施策、乳幼児期・学童期及び思春期における保健施策、生涯にわたる保健施策、子育てや子供を持つ家庭への支援について明記されている。

健やか親子21の評価指標は、成育医療等基本方針に基づく評価指標に引き継がれている。

## 6 こども基本法

### (1) 制定

公布：令和4年6月22日（法律第77号）

施行日：令和5年4月1日

最終更新：令和6年9月25日

### (2) 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

### (3) 基本理念

- ① 全てのこどもは大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと
- ② 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保障される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③ 年齢や発達により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- ④ 全てのこどもは年齢や発達に程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

## 7 少子社会対策基本法

### (1) 制定

公布：平成15年7月30日（法律第133号）

施行日：平成15年9月1日

### (2) 目的

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

### (3) 基本的施策

- 雇用環境の整備（10条）
- 保育サービス等の充実（11条）
- 地域社会における子育て支援体制の整備（12条）
- 母子保健医療体制の充実等（13条）
- ゆとりのある教育の推進等（14条）
- 生活環境の整備（15条）
- 経済的負担の軽減（16条）
- 教育及び啓発（17条）

## 8 次世代育成支援対策推進法

### (1) 制定

公布：平成15年7月16日（法律第120号）

施行日：

最終更新：令和7年4月1日

### (2) 目的（第1条）

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

### (3) 理念（第3条）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### (4) 行動計画（地方公共団体の行動計画）

市町村及び都道府県は、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。（第8条・第9条）

## 9 子ども・子育て支援法

### (1) 制定

公布：平成24年8月22日（法律第65号）

施行日：平成27年4月1日

最終更新：令和7年4月25日

### (2) 目的

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

## 10 母体保護法

### (1) 制定

公布：昭和23年7月13日（法律第156号 旧優生保護法）

平成8年法律第28号・第105号で母体保護法に改正

最終更新：令和5年12月26日公布（内閣府令第86号）改正

### (2) 目的（第1条）

不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護する。

### (3) 内容

- ① 不妊手術
- ② 母性保護（人工妊娠中絶、受胎調節の実地指導）
- ③ 届出、禁止、罰則、その他

### (4) 母体保護法における自治体が行う事業の役割

- ① 受胎調節実地指導員の指定（都道府県）（第15条第1項）
- ② 受胎調節実地指導員講習の認定（都道府県）（第15条第2項）

## 11 予防接種法

（昭和23年6月30日 法律第68号、最終改正：令和2年12月9日）

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施  
その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

## 12 学校保健安全法

（昭和33年4月10日 法律第56号、最終改正：平成27年6月24日）

学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

### 1.3 発達障害者支援法

(平成16年12月10日 法律第167号、最終改正：平成28年6月3日)

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

市町村の教育委員会は、学校保健安全法第11条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、都道府県が確保した医療機関その他の機関を紹介し、又は助言を行うものとする。

都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする

### 1.4 健康増進法

(平成14年8月2日法律第103号、最終改正：令和元年6月7日)

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

### 3 母子に関する用語の定義等（母子保健法・児童福祉法）

#### (1) 母

- 妊産婦……妊娠中又は出産後1年以内の女子（母子保健法第6条・児童福祉法第5条）
- 保護者……親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者  
（母子保健法第6条）  
親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者  
（児童福祉法第6条）
- 特定妊婦……出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
（児童福祉法第6条の3）

#### (2) 子

- 児 童……満18歳に満たない者（児童福祉法第4条）
- 乳 児……1歳に満たない者（母子保健法第6条・児童福祉法第4条）
- 幼 児……満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者  
（母子保健法第6条・児童福祉法第4条）
- 少 年……小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者（児童福祉法第4条）
- 新生児……出生後28日を経過しない乳児（母子保健法第6条）
- 未熟児……身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの（母子保健法第6条）
- 障害児……身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童（児童福祉法第4条）
- 要支援児童……乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3）

#### (3) その他

- 母子保健事業と戸籍及び住民票の関係についての考え方（参考）  
「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて」  
（平成19年3月22日付事務連絡）  
「無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて」（平成28年10月21日付事務連絡）

母子保健に関する事業については、妊娠した者に対して市町村長への届出を求め、これによって把握した対象者に母子健康手帳を交付し、保健指導、新生児の訪問指導及び健康診査を行っている。

当該対象者については住所要件がないことから、戸籍及び住民票における記載の有無にかかわらず、当該市町村に居住している実態を確認できれば、母子保健に関する事業の対象となる。

4 東京の母子保健事業の実施体制

昭和40年の母子保健法制定時において、母子保健事業の実施主体は、保健所を所管する都道府県とされていた。また、都道府県は、市町村相互の連絡調整、技術的指導、助言、技術的援助を行うこととされていた。

昭和50年4月、都区制度改革により、特別区は保健所設置権限を有することとなり、母子保健事業の実施主体となった。市町村部については、引き続き東京都が実施主体とされた。

地方分権の流れの中、平成9年4月、地域保健法、母子保健法の一部改正により、身近な住民サービスの実施主体が市町村とされた。これを機に、東京都が実施していた母子保健事業も市町村に移管（権限主体が市町村となること。）され、都道府県保健所は、専門的・広域的・技術的支援を行う主体と規定された。

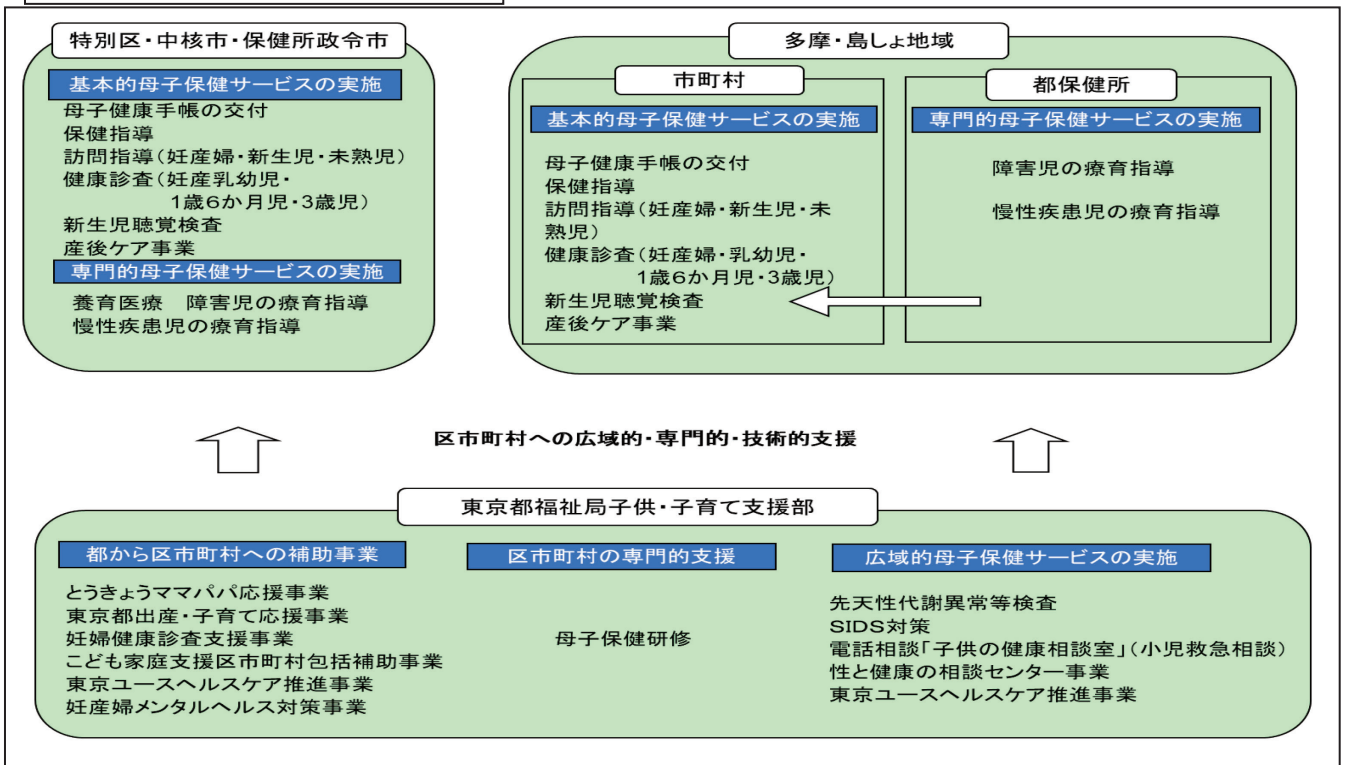
また、都においては、都民に対する住民サービスの利便性の向上ときめ細かな支援のため、平成16年10月から、未熟児訪問事業の実施や小児慢性疾患児の医療費助成申請業務等を市町村に移譲（実施主体は東京都のまま、市町村が申請書等の受理事務を行う。）した。

平成25年4月1日には、未熟児養育医療、育成医療の支給認定等の事務が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）等に基づき、市町村に移譲された（区は従来より実施）。

平成29年4月1日施行の改正母子保健法では「子育て世代包括支援センター」の設置が、令和3年4月1日施行の改正母子保健法では「産後ケア事業」の実施が、令和6年4月1日施行予定の改正児童福祉法では「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が、それぞれ区市町村の努力義務とされた。

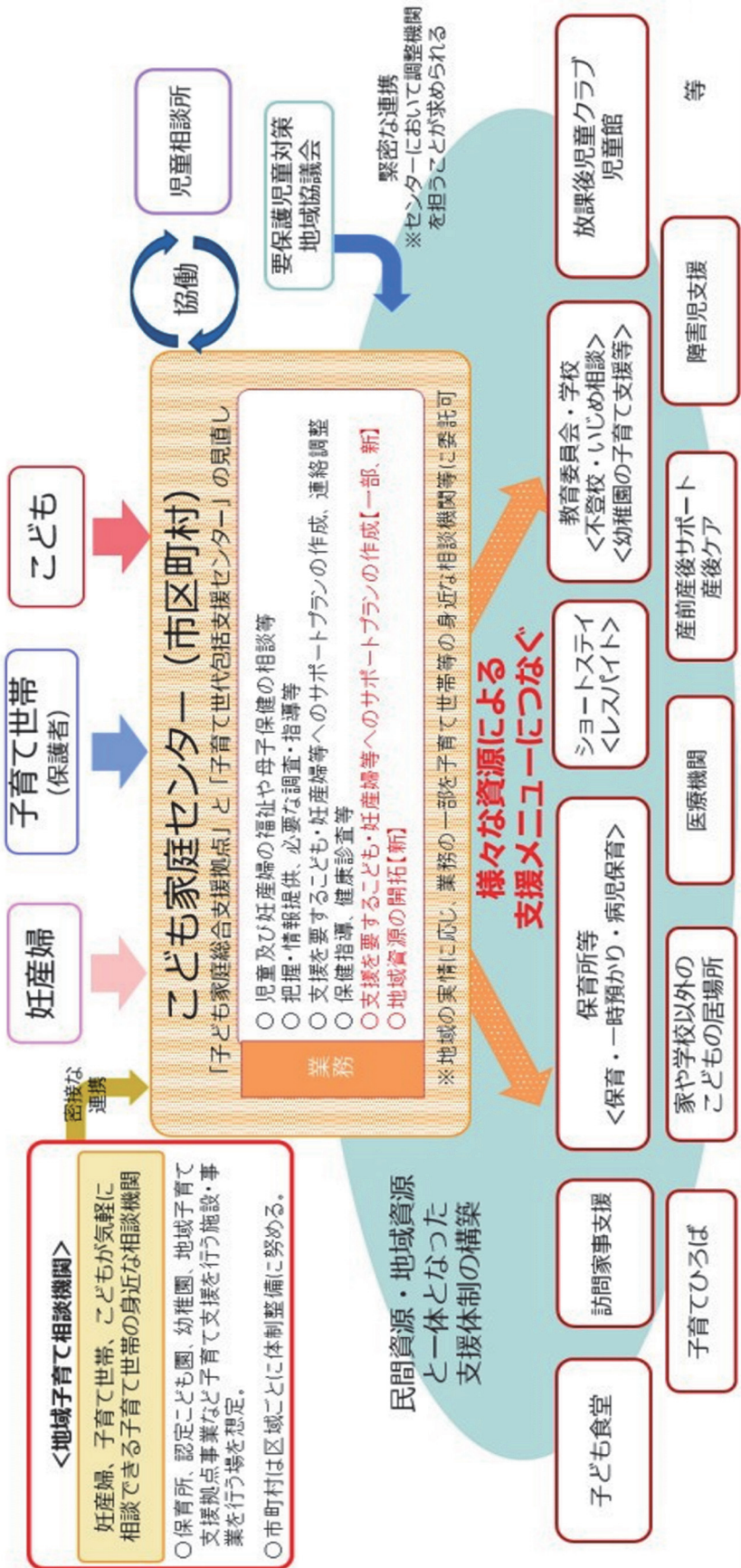
現時点の都内での母子保健事業の実施状況は、図1のとおりである。都保健所では、市町村への広域的・専門的・技術的支援を行うとともに、障害児や長期療養児に対する療育相談等の専門サービスを行っている。また、東京都では、区市町村への広域的・専門的・技術的支援を行うとともに、全都的な疾病早期発見のための先天性代謝異常等検査や、都民のための各種健康相談を行っている。

図1 東京都の母子保健の実施体制



こども家庭センターは、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

また、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されているものである。





# 区市町村事業

## I 母子保健事業各論

1	<p>妊娠の届出及び 母子健康手帳の交付</p>	<p>事業開始 昭和23年度 母子手帳の交付（東京都） 《昭和50年度から東京都・特別区 平成4年から市町村が実施主体》 昭和25年 妊娠の届出</p>
<p>1 意義・目的</p> <p>(1) 妊娠の届出は、妊産婦を的確に把握し、母子健康手帳の交付、保健指導、健康診査等一連の施策を行う基本となるものである。</p> <p>(2) 全ての妊婦に初めて出会う機会である。</p> <p>(3) 母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が一つの手帳で管理されるものである。</p> <p>(4) 母子健康手帳に、各種の健康診査や母子保健サービスを受けた際の記録、予防接種の接種状況の記録がなされることで、継続性・一貫性のあるケアを提供できる。</p> <p>2 実施主体 区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象 妊娠した者で区市町村に届け出た者</p> <p>4 実施方法 母子健康手帳の交付は、妊娠の届出をした者に居住地の区市町村が行う。</p> <p>5 留意点</p> <p>(1) 母子健康手帳交付は行政サービスの起点であり、保健師等専門職が関与することが望ましい。面接時にアンケートを用いて要支援家庭の把握を行う例もある。</p> <p>(2) 母子保健事業については、「当該対象者について住所要件がないことから、戸籍及び住民票における記載の有無にかかわらず、市町村に居住している実態を確認できれば、母子保健に関する事業の対象となる。」（「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて」（平成19年3月22日付厚生労働省事務連絡）とされている。</p> <p>(3) 妊娠届により妊婦健診受診票の配布を行うため、住所要件を確認する自治体も多い。</p>	<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第15条（妊娠の届出）</li> <li>・母子保健法第16条（母子健康手帳）</li> <li>・母子健康手帳の作成及び取扱い要領について（厚生省児童家庭局長通知。平成3年10月31日付 児発第922号）</li> <li>・母子保健法施行規則第3条（妊娠の届出）</li> <li>・母子保健法施行規則第7条（母子健康手帳の様式）</li> </ul> <p>※ 昭和40年 母子保健法の制定により「母子手帳」から「母子健康手帳」に改正</p> <p>※ 母子健康手帳の52ページまでは、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号に規定されている。53ページ以降は任意記載事項様式である。</p> <p>※ 外国人向け母子健康手帳 ○こども家庭庁 母子健康手帳情報サイトよりダウンロード 英語、ハングル、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、優しい日本語 ○（社）日本家族計画協会（有償） （電話 03-6407-8971） 巻頭のQRコードを読み込むだけで、10か国語（英語、簡体中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ネパール語）の翻訳が可能。音声読み上げも可能。</p> <p>※ 点字版母子健康手帳 （社）日本家族計画協会（有償） （電話 03-6407-8971）</p> <p>※ 父親ハンドブック 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課が作成し、区市町村に著作権承認している。</p> <p>※ 子供手帳モデルに関する検討会の実施 平成29年度に母子健康手帳をもとに、妊娠期から学齢期まで使用できるよう、子供の成長や健康に関する記録欄や子育て情報等を盛り込んだ手帳（「子供手帳」という。）のモデルに関する検討を行った。</p>	

■母子健康手帳の主な改正内容■

※ 日付は適用日又は施行日

昭和41年 1月1日	母子保健法の制定により、従来の「母子手帳」を「母子健康手帳」に改正
昭和51年 4月1日	母親の記録する部分の充実、身体発育値について平均値からパーセントイル値へ変更等
昭和55年 4月1日	1歳6か月児健康診査、先天性代謝異常検査の項目の追加等
昭和62年 4月1日	告示様式から省令様式へ変更、B型肝炎抗原検査、神経芽細胞腫検査の事項を設ける等
平成4年 4月1日	母子保健法施行規則第7条に基づき、各市町村が自らの裁量で具体的な記載内容（様式）を定める部分（任意記載事項部分）の新設、乳幼児身体発育調査（平成2年）の結果に伴う乳幼児身体発育曲線の改正等
平成10年 7月1日	「便の色」の表現の改正（胆道閉鎖症の臨床知見に基づき黄色・淡黄色の記載の追加）、「日光浴」に関する記載の削除（紫外線の皮膚への影響の考慮）、妊娠中の薬剤への注意喚起、「幼児」身長体重曲線の追加、働く母性への事業主の管理義務等労働法の改正に伴う記述の追加等
平成11年 4月1日	「SIDS」、「母乳栄養」、「子育てに関する相談機関」に関する記載の追加等
平成14年 4月1日	市町村が地域の実情やニーズに応じて作成・配布できるよう母子健康手帳の大きさの指定（A6判）を削除、乳幼児身体発育調査（平成12年）の結果に伴う乳幼児身体発育曲線、身長体重曲線の改正、保護者に必要以上の不安を与えることを防ぐため10及び90パーセントイル曲線の削除、任意記載事項の作成例の「妊娠中と産後の食事」の欄に妊婦等の葉酸摂取に関する記載の追加、児童虐待事例の増加に鑑み育児相談窓口情報を盛り込むことの追加、揺さぶられ症候群の予防に関する記載の追加等
平成15年 12月8日	「神経芽細胞腫マスキング検査のあり方に関する検討会」報告書をふまえ「保護者の記録【6～7か月頃】」の神経芽細胞腫に関する記載の削除、「幼児の身長体重曲線」の改正、予防接種に関して接種を受ける時期の記載（期間・回数等）の変更等
平成18年 4月1日	妊娠中毒症から「妊娠高血圧症候群」に改正、「働く女性・男性のための出産、育児に関する制度」に関する記載の追加等
平成19年 4月1日	任意記載事項様式について、歯の健康診査の記載欄の改正、かかりつけ医を決めておくことの勧め、「妊娠中のための食生活指針」を受けて妊娠中の栄養のページを改正、日本脳炎の予防接種については平成17年5月に予防接種による健康被害が否定できない重症例が発生したため「積極的接種を勧められない」旨の記載に変更、育児不安に起因する虐待の未然防止のため産後うつ、赤ちゃんが泣きやまない場合についての記載の追加、マタニティマークについて新たに記載等
平成20年 4月1日	「授乳、離乳の支援ガイド」に基づき保護者の記録、離乳の進め方の目安、離乳完了等改正、「妊娠と薬情報センター」の記載の追加、「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」に基づき調乳に用いる水の記述の改正（沸騰させた70℃以上のお湯で作り、飲み残しを捨てる等）等
平成21年 4月1日	任意記載事項様式について、歯科の状態の記載変更（歯肉・粘膜、不正咬合・歯の異常等の記載）、妊娠21週までの流産への注意喚起、妊娠中のシートベルト着用、神経管閉鎖障害児出産のリスク低減のための妊娠前からの葉酸摂取の必要性、窒息の例示の追加（菓子等食品）と窒息の応急手当の記載の追加、小児救急電話相談事業（#8000）・産科医療補償制度の記載追加等

平成 22 年 4 月 1 日	任意記載事項様式について、歯科の記載の修正、薬の影響について記載の追加、「月齢・年齢別で見る起こりやすい事故」について、火遊びによる死傷に関する記載の追加、スプーン等の使用について記載の修正、市町村の栄養士などに相談すること、産科医療補償制度、児童委員について記載の追加、育児・介護休業法等の改正に伴う修正等
平成 23 年 4 月 1 日	任意記載事項様式について、妊娠中の食中毒予防を新たに記載、正しいチャイルド・シートの使用方法を追加、薬の影響について、予防接種について記載の改正（日本脳炎の削除、任意の予防接種の追加）、産科医療補償制度について記載の追加、お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談、相談機関について記載の改正、働く女性・男性のための出産・育児に関する制度の記載の改正等
平成 23 年 11 月 4 日	厚生労働省「母子健康手帳に関する検討会」報告書を発行 検討会では、母子健康手帳に関わる関係者が一堂に会し、母子保健の現状と母子健康手帳に関する最新の研究成果を確認した上で、主要な論点について議論し、今後の母子健康手帳のあり方等について報告書としてまとめている。
平成 24 年 4 月 1 日	省令様式について、妊娠・分娩の際のリスクに関する情報の追記、妊婦健康診査の記載欄の拡充、妊産婦等の自由記載欄の拡充、成長発達の確認項目の一部について形式変更、新生児の便色に関する情報提供、平成 22 年乳幼児身体発育調査結果に基づく乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線の改正等 任意記載事項様式について、予防接種記載欄の改正、胎児曲線の追加等
平成 24 年 11 月 1 日	任意記載事項様式について、予防接種スケジュールの例の変更、三種混合（DPT）を四種混合（DPT-IPV）に変更、インフルエンザ菌 b 型（Hib）の 4 回目接種時期の変更等
平成 25 年 4 月 1 日	任意記載事項様式について、妊娠・出産・授乳中の薬の使用について記載の変更、妊娠中と産後の食事の目安について 1 日の食事例の変更、心肺蘇生の追加、応急手当の変更、成長曲線の間隔の変更等 任意記載事項様式について、予防接種について変更（Hib 感染症、小児肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症を定期接種に追加）
平成 26 年 4 月 1 日	任意記載事項様式について、予防接種について変更（任意接種にロタウイルスを追加）、乳幼児揺さぶられ症候群について厚生労働省広報啓発 DVD 案内の追加、自転車の危険についてシートベルトの記載を追加、育児休業給付の変更等
平成 26 年 10 月 1 日	省令様式について、水痘に係る予防接種の記録欄を追加、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診及び 6 歳児健診の結果を記載するページにおける予防接種の記録欄に、水痘に係る予防接種を追加 任意記載事項様式について、予防接種の記録欄から水痘を削除、予防接種スケジュールの例において、水痘を任意接種から定期接種へ変更、歯の健康診査における歯の異常の標記の変更、すこやかな妊娠と出産のためにの欄に常位胎盤早期剥離を追加、妊娠中の感染症予防についての欄に、赤ちゃんとお母さんの感染予防対策 5 か条を追加、妊娠中の食中毒予防についての欄に、リステリア菌とトキソプラズマ原虫を追加、働く女性・男性のための出産・育児に関する制度の欄の変更
平成 28 年 4 月 1 日	任意記載事項様式について、児童相談所全国共通ダイヤルを 189へ変更、主な医療給付の制度の小児慢性特定疾病の欄に小児慢性特定疾病情報センターの情報を追加
平成 28 年 10 月 1 日	省令様式について、B 型肝炎に係る予防接種の記録欄を追加、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診及び 6 歳児健診の結果を記載するページにおける予防接種の記録欄に、B 型肝炎に係る予防接種を追加、新生児聴覚検査の記録欄について、より詳細な検査結果を記載できるよう改正、1 歳 6 か月頃の保護者の記録欄の文言の適正化 任意記載事項様式について、B 型肝炎に係る予防接種の記録欄を削除、予防接種スケジュールの例、予防接種の欄の B 型肝炎を定期接種へ変更、予防接種健康被害救済制度の追加、

	地域の育児サポートの欄に子育て世代包括支援センターの追加、働く女性・男性のための出産、育児に関する制度に児童手当の項目を追加
平成29年 12月22日	任意記載事項様式について、予防接種について記載の変更（保障制度、予防接種健康被害救済制度の記載の変更、医薬品副作用救済制度について追加）、歯の健康診査の記載欄の追加（色調）、すこやかな妊娠と出産のために、の欄に、妊娠中の歯の健康管理について追加、無痛分娩について追加、妊娠中のシートベルト着用について追加（後部座席を含む全座席についてシートベルト着用の義務付けについて）、聴覚検査の時期に関して「おおむね3日以内」を追加、子供の病気やけがの欄に抗生物質に関する記載を追加、事故の予防の欄の内容、関連情報、法令でのチャイルド・シート着用義務について追加、乳幼児期の栄養欄に、はちみつ摂取の注意を追加、働く女性・男性のための出産・育児に関する制度の欄に、育児休業の延長について変更、危険有害業務の就業制限について削除、妊娠・出産・育児に関する不利益取り扱いやハラスメントについて追加、子の看護休暇の半日単位の取得について追加、主な医療給付等の制度の欄に障害者扶養共済制度を追加、その他連絡先や参考資料の追加等
令和2年 12月21日	任意記載事項様式について、予防接種様式についてロタウイルスが定期予防接種に追加、生ワクチンを注射生ワクチンと表現を変更、妊娠中の感染症予防について、肝炎ウイルス検査の結果陽性妊婦への検査奨励と情報提供の追加、妊娠中の過ごし方について表現を一部変更（妊娠中の夫の役割→妊娠中の夫・パートナーの役割）、母乳の与え方については、状況状態に応じて粉ミルクや液体ミルクの活用することを追記、視覚の発達について、育児のしおりについては「子どもを健やかに育てるために」から「体罰等によらない子育てのための具体的なポイント」に表現を変更し、ポイントの内容を変更、お父さんの役割では両親二人で育児を行う内容に変更、事故の予防の月齢・年齢別で見る起こりやすい事故の内容を一部追加、変更、「母性健康管理指導事項連絡カード」の書式について情報提供、育児休暇については配偶者が取得できることを追加、子の看護休暇については内容を変更・追加その他連絡先や参考資料の追加等
令和4年 4月	任意記載事項様式について、すこやかな妊娠と出産のためにについて、内容を一部削除、健診費用の一部助成について追加、妊娠中の感染予防について、一部内容を変更、追加、健やか親子21についての項目を追加、赤ちゃんを激しく揺さぶらないで（乳幼児揺さぶられ症候群）については表現を一部変更、窒息の原因にパンを追加、乳幼児の栄養について、断乳についての項目を追加、離乳食のポイントについては、食物アレルギーがあっても原因食物以外の離乳食開始時期を遅らせる必要のないことを追加、お口と歯の健康については表現を変更、産後パパ育休の項目を新規で追加、母子健康手帳について、双生児から双胎と表現を変更、内容を一部追加 その他連絡先や参考資料、QRコードの追加等
令和5年 4月	任意記載事項様式について、妊娠中と授乳中の母親の体重制限を推奨しないこと追記、乳幼児が転倒・転落した場合の脳の損傷の可能性について文言追加、予防接種の種類について令和5年4月1日時点で更新、新型コロナワクチンの記載追加、風疹ウイルスの抗体値が低い場合ワクチンを接種すること追加、働く女性・男性のための出産、育児に関する制度の文言更新、その他連絡先や参考資料、QRコードの追加等
令和6年 4月1日	府令様式について、子育て世代包括支援センターをこども家庭センターへ変更、保護者の記録（2か月頃）の「お乳をよく飲みますか」の回答記載順の変更、1歳児健康診査と1歳6か月児健康診査の受診時月齢を年齢に変更、精密検査実施日を精密検査受診日に変更、保護者の記録（3歳）と保護者の記録（6歳）内の「書けますか」を「描けますか」に変更等

■妊娠の届出の様式について■

○昭和25年5月厚生省令第24号及び昭和25年6月厚生省令第34号により様式が定められた。

○『母子保健施策の実施について』の通知による記載

①厚生省児童家庭局長通達 昭和41年5月18日 児発第315号

9 妊娠の届出

……なお、妊娠届出書の様式については、規則第3条に掲げる事項を具備したものを各都道府県及び政令市において適宜定められたいこと。その他……。

②厚生省児童家庭局長通知 昭和62年7月31日 児発第670号

この通知に伴い、①は廃止

3 妊娠の届出

……なお、妊娠届出書の様式については、規則第3条に掲げる事項を具備したものを都道府県または保健所を設置する市において適宜定められたい。

③厚生省児童家庭局長通知 平成8年11月20日 児発第933号

この通知に伴い、②は廃止

妊娠の届出書に関する記載なし。

《参考》

母子保健法施行規則第3条（妊娠の届出）

第3条 法第15条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 届出年月日
- 2 氏名、年齢、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）及び職業
- 3 居住地
- 4 妊娠月数
- 5 医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名
- 6 性病及び結核に関する健康診断の有無

2	<p>母親学級・育児学級 両親学級（父親学級）</p>	<p>事業 開始</p> <p>昭和 26 年度 母親学級（東京都） （母性科・育児科） 《昭和 50 年度から東京都・特別区 平成 9 年度から市町村が実施主体》</p>
<p>1 意義・目的</p> <p>母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るためには、母子保健に関する各種の保健教育を総合的に 行い、また妊娠中や出産後、乳幼児期における個々の 問題に対応したきめ細やかな保健指導が必要で ある。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>思春期の男女、未婚期及び結婚前後の男女、妊 産婦、乳幼児の他、対象者の属する家族の構成員</p> <p>4 留意点</p> <p>区市町村内の産科、産婦人科の医療機関で母親・ 両親学級等が行われている場合には、互いの内容を 情報共有しあう等して、双方の内容に矛盾が生 じないように努め、母親・父親に対して適切な情報が 提供されるよう留意する。</p> <p>また、その他の機関で妊婦及び家族等に対する子 育て支援講座を行っている場合には、保健所・保健 センターで実施する母親学級・両親学級等との役割 分担と連携を図ることが重要である。</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第 9 条（知識の普及）</li> <li>・母子保健相談指導事業の実施について（厚生省児 童家庭局長通知。平成 8 年 5 月 10 日 児発第 482 号）</li> </ul> <p>※ 平成 8 年度から一般財源化された。</p> <p>《参考》</p> <p>○乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防教育 児童虐待のうち、生命の危機に直結しやすいものの ひとつとして、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）があ る。SBS は、乳幼児を激しく揺さぶると頭蓋骨の中 で脳が揺さぶられて出血を起こすもので、特に首がす わっていない時期の乳児を強く揺さぶることは非常 に危険である。</p> <p>揺さぶりの引き金の多くは子供の「泣き」であり、 欧米では乳児の泣きに対する正しい教育により予防 できるとする報告がある。</p> <p>教材例 「ストップ・ザ・揺さぶられ症候群—日本語版—」 ストップ・ザ・揺さぶられ症候群プロジェクト JAPAN（SSPJ） 「赤ちゃんが泣きやまない 泣きへの理解と対処の ために」厚生労働省</p>

<p>3</p>	<p>妊産婦・乳幼児保健指導 (保健指導票)</p>	<p>事業 開始</p>	<p>昭和23年度 (東京都) 《昭和50年度より東京都・特別区 平成9年度より市町村が実施主体》</p>
<p>1 意義・目的 経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、必要な保健指導の機会を与える。 この保健指導とは、診察や検査をはじめ、療養の指導、疾病の予防及び健康増進に必要な保健上の指導を行うことをいう。したがって、治療及び単なる身体検査とは異なるものである。 本制度の周知については、福祉事務所長・保健所長・民生委員等の協力を得るほか、広報等を利用して徹底させる。</p> <p>2 実施主体 区市町村(区部財調)</p> <p>3 対象 次のアからウまでに規定する世帯に属する妊産婦・乳幼児 ア 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。) イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ウ 区市町村民税非課税世帯</p> <p>4 方法 保健指導票の交付を申請した結果、交付を受けた者は、その票を委託医療機関に提出し、保健指導を受けるものとする。</p>		<p>5 内容 対象者は、保健指導票を持参して契約医療機関で受診する。無料で受けられる保健指導は、おおむね次のとおりである。 ア 一般保健指導 ①診察(初診・再診) ②血圧測定 ③梅毒血清反応検査 ④尿検査 ⑤事後指導 イ 歯科保健指導 ①診察(初診・再診) ②普通健診 ③精密健診(歯科用レントゲン) ④予防処置 ウ 新生児聴覚検査</p> <p>6 取扱上の注意 妊産婦保健指導票は、妊婦健診受診票と重複して使用することはできないので、交付時に留意する。 妊婦の生活状況や受診医療機関等を把握しつつ、妊婦健診受診票の使用が可能である場合には、妊婦健診受診票を優先して使用する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第10条(保健指導)</li> <li>母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号)</li> <li>保健指導実施要綱(標準要綱) &lt;平成31年4月17日付31福保子家第18号&gt;</li> </ul> <p>※ 平成9年度から一般財源化された。</p>	

<p>4</p>	<p>妊婦健康診査</p>	<p>事業開始 昭和44年度（東京都） 《昭和50年度から東京都・特別区 平成9年度から区市町村が実施主体》</p>
<p>1 意義・目的 妊婦の健康診査を実施して、その健康管理に努め、もって妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流早産の防止等の母・児の障害予防を期する。</p> <p>2 実施主体 区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象 (1) 都内の区市町村に妊娠届出をし、かつ健診時に当該区市町村に居住する妊婦 (2) 他の道府県に妊娠届出をし、健診時に当該区市町村に居住する妊婦で、申出のあった者</p> <p>4 事業内容 区市町村は在住の妊婦に対して健康診査受診票を発行するとともに、健康診査を実施する医療機関と委託契約する。 妊婦が、受診票を持参し、委託医療機関で受診した診査分について、公費での負担を行う。</p> <p>5 実施方法 (1) 医療機関との委託契約 (2) 妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を対象者に交付 (3) 委託料の支払 (4) 集計・報告 (5) 事後フォロー</p>		<p>＜妊婦健康診査の実施体制＞</p> <p>※ 委託単価は、上記実施体制のため、五者協（東京都、特別区、市、町村、東京都医師会の協議会）の協議を経て決定している。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> <li>妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布について（厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長通知。平成27年4月1日付雇児母発0401第1号）</li> <li>妊婦健康診査実施要綱（標準要綱） 〈令和7年1月8日付6福祉子家第2359号〉</li> </ul>

■妊婦健康診査の公費負担制度の変遷■

年度	国の施策・通知	東京都の施策
昭和44年	<p>「医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査の実施について」                      (厚生省児童家庭局長通知。昭和44年6月9日付厚生省発第385号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦一般健康診査の内容</li> <li>ア 問診及び診察</li> <li>イ 梅毒血清反応検査</li> <li>ウ 血液検査</li> <li>エ 血圧検査</li> <li>オ 尿化学検査(試験紙等による半定量検査)</li> <li>・妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し都道府県・政令指定都市が費用を支払うことが可能になる。</li> </ul>	⇒妊婦健康診査 1 回の公費負担を開始
昭和48年	<p>「医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査の取扱について」                      (厚生省児童家庭局母子衛生課長通知。昭和48年7月5日付児母衛第20号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦一般健康診査は妊娠前期と後期に受診することが望ましい。</li> <li>・血液検査とは血色素検査、抗Rh因子検査及び血小板数計算をいう(ただし、血色素検査以外の検査は必要に応じて行う。)</li> <li>・妊娠届の受理時に母子健康手帳と共に妊婦一般健康診査受診票(2回分)を交付する。</li> </ul>	⇒妊婦健康診査2回(前期・後期1回ずつ)の公費負担を開始
昭和60年	<p>「B型肝炎母子感染防止事業の実施について」                      (厚生省児童家庭局長通知。昭和60年5月17日付児発第431号)</p> <p>妊婦にHBs抗原検査を行い、陽性の場合にはHBe抗原検査を行う。HBe抗原陽性の場合には出生後に乳児に母子感染予防処置を実施する。</p>	⇒妊婦健康診査にHBs抗原検査を追加
平成8年	<p>「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」                      (厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠時に受けるべき健康診査の回数については以下のとおりとすることが望ましい。</li> <li>ア 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回</li> <li>イ 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回</li> <li>ウ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回</li> </ul>	⇒35歳以上の妊婦の超音波検査1回の公費負担を開始

年度	国の施策・通知	東京都の施策
平成 9 年	<p>「妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施について」                      (厚生省児童家庭局長通知。平成9年4月1日付児発第251号)</p> <p>○妊婦一般健康診査は、原則として妊娠前期と後期に受診するよう指導するものとし、その内容は、次のとおりとする。</p> <p>①問診及び診察                      ②梅毒血清反応検査                      ③血液検査(血色素検査、抗Rh因子検査及び血小板数計算。ただし、血色素検査以外の検査は必要に応じて行う。)                      ④血圧測定                      ⑤尿化学検査(試験紙等による半定量検査)                      ⑥超音波検査(出産予定日において35歳以上である妊婦を対象とし、胎盤の付着部位、胎児の発育及び羊水量の診断を目的として、妊娠後期に行うことが望ましい。)                      ⑦HBs抗原検査</p>	<p>地方自治法改正により、市町村が実施主体に</p>
平成 10 年	<p>妊婦健康診査の一般財源化</p>	
平成 18 年	<p>「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」                      (厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。平成19年1月16日付雇児母発第0116001号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診の公費負担回数は、平成8年通知のとおり14回程度行われることが望ましい。</li> <li>・14回程度の公費負担が困難な場合、経済的な理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため、5回程度の公費負担が原則</li> </ul>	
平成 19 年	<p>「妊婦健康診査の公費負担の取り扱いについて」                      (厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課、平成19年6月26日付事務連絡)                      助産院における取扱いの考え方の確認</p>	<p>妊婦健康診査の公費負担のあり方に関する検討実施</p>

年度	国の施策・通知	東京都の施策																														
平成 20 年	<p>都内区市町村の妊婦健康診査の公費負担の実施方法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査の回数は、自治体によって異なる。</li> <li>検査内容は下記のとおり</li> </ul> <p>(1) 妊婦健康診査の検査項目</p> <table border="1" data-bbox="386 430 1369 813"> <thead> <tr> <th>初回の検査項目</th> <th>2回目以降の検査項目</th> <th>受診勧奨時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）</td> <td>問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導</td> <td>毎回</td> </tr> <tr> <td>血液検査</td> <td colspan="2">その他選択項目（下記項目から1項目選択）</td> </tr> <tr> <td>血液型（A B O、R h）、</td> <td>クラミジア抗原</td> <td>妊娠初期～20週</td> </tr> <tr> <td>貧血、血糖、不規則抗体</td> <td>C型肝炎</td> <td>妊娠初期～20週</td> </tr> <tr> <td>梅毒（梅毒血清反応検査）</td> <td>経膈超音波</td> <td>20～26週</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎（H B s 抗原検査）</td> <td>血糖</td> <td>28～32週</td> </tr> <tr> <td>風疹（風疹抗体価検査）</td> <td>貧血</td> <td>妊娠30週、37週</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B群溶連菌</td> <td>妊娠後期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N S T（ノン・ストレス・テスト）</td> <td>36週～</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 超音波検査</p> <p>各区市町村によって、超音波検査の公費負担対象者・回数が異なる。</p> <p>○臨時特例交付金の創設</p> <p>5回分は地方財政措置</p> <p>9回分の1/2を特例交付金により措置</p> <p>1/2を地方財政措置</p> <p>○「妊婦健康診査の実施について」</p> <p>（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。平成21年2月27日付雇児母発第0227001号）</p> <p>○「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」通知の廃止</p> <p>○「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」</p> <p>（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。平成21年2月26日付雇児発0226003号）</p>	初回の検査項目	2回目以降の検査項目	受診勧奨時期	問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導	毎回	血液検査	その他選択項目（下記項目から1項目選択）		血液型（A B O、R h）、	クラミジア抗原	妊娠初期～20週	貧血、血糖、不規則抗体	C型肝炎	妊娠初期～20週	梅毒（梅毒血清反応検査）	経膈超音波	20～26週	B型肝炎（H B s 抗原検査）	血糖	28～32週	風疹（風疹抗体価検査）	貧血	妊娠30週、37週		B群溶連菌	妊娠後期		N S T（ノン・ストレス・テスト）	36週～	<p>東京都妊婦健康診査支援基金の創設</p> <p>東京都妊婦健康診査補助事業の創設</p> <p>（平成21年4月1日から都内全区市町村での公費負担14回の実現）</p>
初回の検査項目	2回目以降の検査項目	受診勧奨時期																														
問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導	毎回																														
血液検査	その他選択項目（下記項目から1項目選択）																															
血液型（A B O、R h）、	クラミジア抗原	妊娠初期～20週																														
貧血、血糖、不規則抗体	C型肝炎	妊娠初期～20週																														
梅毒（梅毒血清反応検査）	経膈超音波	20～26週																														
B型肝炎（H B s 抗原検査）	血糖	28～32週																														
風疹（風疹抗体価検査）	貧血	妊娠30週、37週																														
	B群溶連菌	妊娠後期																														
	N S T（ノン・ストレス・テスト）	36週～																														
平成 22 年	<p>○「妊婦健康診査の実施について」の一部改正について</p> <p>（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。平成22年10月6日付雇児母発1006第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査の標準的な検査項目に『HTLV-1抗体検査』を追加</li> </ul> <p>○妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し（平成23年度末まで）</p> <p>○「HTLV-1総合対策について」</p>	<p>妊婦健康診査の検査項目見直し検討実施</p> <p>【検討結果】</p> <p>平成23年4月1日から『HTLV-1抗体検査』の公費負担開始及び補助単価改定</p> <p>妊婦健康診査支援基金の延長・積み増しに伴い、東京都妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し（平成23年度末まで）</p>																														

年度	国の施策・通知	東京都の施策
平成 22 年	<p>○「妊婦健康診査の実施について」の一部改正について                      (厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。平成 23 年 3 月 9 日付雇児母発 0309 第 1 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査の標準的な検査項目に『性器クラミジア』を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『性器クラミジア』については、都においては既に公費負担対象項目</li> </ul>
平成 23 年	<p>○妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し(平成 24 年度末まで)</p>	<p>妊婦健康診査支援基金の延長・積み増しに伴い、東京都妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し(平成 24 年度末まで)</p>
平成 24 年	<p>○離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について                      (厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課、平成 25 年 1 月 29 日付事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度から妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じることについて総務省と合意</li> </ul> <p>○「平成 25 年度政府予算案における子宮頸がん等ワクチンの接種及び妊婦健康診査について」                      (厚生労働省健康局結核感染症課、同省雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務省自治財政局調整課、平成 25 年 1 月 29 日付事務連絡)</p> <p>「平成 25 年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」(平成 25 年 1 月 27 日三大臣合意(総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの補正予算に替わり、平成 25 年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都妊婦健康診査支援基金条例廃止(平成 25 年 3 月 31 日)</li> <li>・東京都妊婦健康診査事業補助金交付要綱の廃止(平成 25 年 3 月 31 日)</li> </ul>
平成 25 年	<p>妊婦健康診査の一般財源化</p>	

年度	国の施策・通知	東京都の施策																													
平成27年	<p>○「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布について」                      (厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。平成27年4月1日付雇児母発0401第1号)</p> <p>都内区市町村の妊婦健康診査の公費負担の項目改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査内容は下記のとおり</li> </ul> <p>(1) 妊婦健康診査の検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊婦健康診査</th> <th>検査項目</th> <th>受診勧奨時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、血液型(ABO型、Rh(D)型)、貧血、血糖、不規則抗体、<u>HIV抗体</u>、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎(HBs抗原検査)、風疹(風疹抗体価検査)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～14回目</td> <td>問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導</td> <td>毎回</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">週数等に応じ、各回1項目に限り検査できます。</td> <td>クラミジア抗原</td> <td>妊娠初期～30週</td> </tr> <tr> <td>C型肝炎</td> <td>妊娠初期</td> </tr> <tr> <td>経膈超音波</td> <td>妊娠20～26週</td> </tr> <tr> <td>HTLV-1抗体</td> <td>妊娠30週までに</td> </tr> <tr> <td>貧血</td> <td>妊娠28～32週、<u>36週～</u></td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>妊娠<u>24～28週</u></td> </tr> <tr> <td>B群溶連菌</td> <td>妊娠<u>33～37週</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">妊婦健康診査受診票と一緒にご利用ください。</td> <td>NST(ノン・ストレス・テスト)</td> <td>妊娠36週～</td> </tr> <tr> <td>超音波検査 ※自治体により助成回数が異なります。 子宮頸がん検診</td> <td>主治医と相談してください。 妊娠初期</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 超音波検査 各区市町村によって、超音波検査の公費負担対象者・回数が異なる。</p>	妊婦健康診査	検査項目	受診勧奨時期	1回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、血液型(ABO型、Rh(D)型)、貧血、血糖、不規則抗体、 <u>HIV抗体</u> 、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎(HBs抗原検査)、風疹(風疹抗体価検査)		2～14回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導	毎回	週数等に応じ、各回1項目に限り検査できます。	クラミジア抗原	妊娠初期～30週	C型肝炎	妊娠初期	経膈超音波	妊娠20～26週	HTLV-1抗体	妊娠30週までに	貧血	妊娠28～32週、 <u>36週～</u>	血糖	妊娠 <u>24～28週</u>	B群溶連菌	妊娠 <u>33～37週</u>	妊婦健康診査受診票と一緒にご利用ください。	NST(ノン・ストレス・テスト)	妊娠36週～	超音波検査 ※自治体により助成回数が異なります。 子宮頸がん検診	主治医と相談してください。 妊娠初期	<p>・妊婦健康診査の検査項目の見直し検討実施</p> <p>【検討結果】 平成28年4月1日から『HIV抗体検査』及び『子宮頸がん検診(細胞診)』の公費負担開始及び補助単価改定</p>
妊婦健康診査	検査項目	受診勧奨時期																													
1回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、血液型(ABO型、Rh(D)型)、貧血、血糖、不規則抗体、 <u>HIV抗体</u> 、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎(HBs抗原検査)、風疹(風疹抗体価検査)																														
2～14回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導	毎回																													
週数等に応じ、各回1項目に限り検査できます。	クラミジア抗原	妊娠初期～30週																													
	C型肝炎	妊娠初期																													
	経膈超音波	妊娠20～26週																													
	HTLV-1抗体	妊娠30週までに																													
	貧血	妊娠28～32週、 <u>36週～</u>																													
	血糖	妊娠 <u>24～28週</u>																													
	B群溶連菌	妊娠 <u>33～37週</u>																													
妊婦健康診査受診票と一緒にご利用ください。	NST(ノン・ストレス・テスト)	妊娠36週～																													
	超音波検査 ※自治体により助成回数が異なります。 子宮頸がん検診	主治医と相談してください。 妊娠初期																													
平成28年		<p>都内区市町村の超音波検査の対象者が全ての妊婦となる。                      (各区市町村によって、超音波検査の公費負担回数は異なる。)</p>																													
平成29年		<p>・公費負担の内容等、妊婦健康診査の検査項目の見直し検討実施</p> <p>【検討結果】 公費負担対象の検査項目のうち「C型肝炎」について、実施時期を「2回目以降」から「1回目」に変更(平成30年度～)</p>																													
令和5年		<p>超音波検査3回分の補助開始(計4回)</p>																													
令和6年		<p>都内共通受診票が助産所で利用可能となる。</p>																													

## ■妊婦健康診査受診票交付時のポイント■

以下のことについて説明を行う。

- (1) 妊婦健康診査の必要性
- (2) 妊娠に伴い利用できる行政サービス
- (3) 受診票の使用方法及び対象検査項目等についての十分な説明
  - ・都外医療機関等受診票が使えず償還払いで対応する場合の説明
  - ・受診票記載項目以外の検査についての自己負担の発生
- (4) 受診結果が区市町村に通知されるまでには1～2か月かかるので、医師から区市町村で指導を受けるように言われた場合や、心配や不安に感じる場合には、区市町村からの連絡を待たずに、自分から区市町村の担当窓口連絡してほしいこと。
- (5) 継続的にサービスを受けられるように、転居する場合は区市町村に連絡してほしいこと。

## ■事後フォローのポイント■

フォローが必要な妊婦について、診察医の指示に従い、指導を行う。

- 必要に応じ、診察医と連絡をとり、家庭訪問等指導方法を決定し、実施する。
- 妊婦精密健診票の交付や、早急に指導が必要な場合は、妊婦本人又は診察医から連絡が入るので、区市町村への返送を待たずに、本人の意向・状態を踏まえ、診察医と連絡をとり、対応する。

《参考》

妊婦健康診査で受ける感染症について

- ・HTLV-1 厚生労働省ホームページ  
「ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）の母子感染予防について」
- ・HIV AP-Net（エイズ予防情報ネット）ホームページ  
「HIV母子感染予防対策マニュアル」
- ・B型肝炎 公益財団法人ウイルス肝炎研究財団ホームページ  
「B型肝炎について（一般的なQ&A）」

国立感染症研究所ホームページ 「母子感染」

東京都福祉局ホームページ 「母子感染について～妊娠中・これから妊娠を考えている方へ～」

《参考》

「要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業のガイドライン（R4年度改訂版）」

（東京都福祉保健局 令和5年3月）

第3章2（1）③ 妊婦健康診査受診状況の把握

妊婦健康診査の受診状況についてタイムリーに把握する体制を構築することが、各自治体には求められる。なお、体制構築においては、東京都が実施している、子供家庭支援区市町村包括補助事業（要支援家庭の早期発見・支援事業 妊婦健康診査受診状況把握・フォロー）を活用できる。また、日頃から妊婦健康診査実施医療機関との連携体制構築に向けた働きかけをすることが望ましい。

※参考 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省）

《参 考》

B型肝炎母子感染防止対策

1 経緯

昭和 60 年度 B型肝炎母子感染防止対策が開始

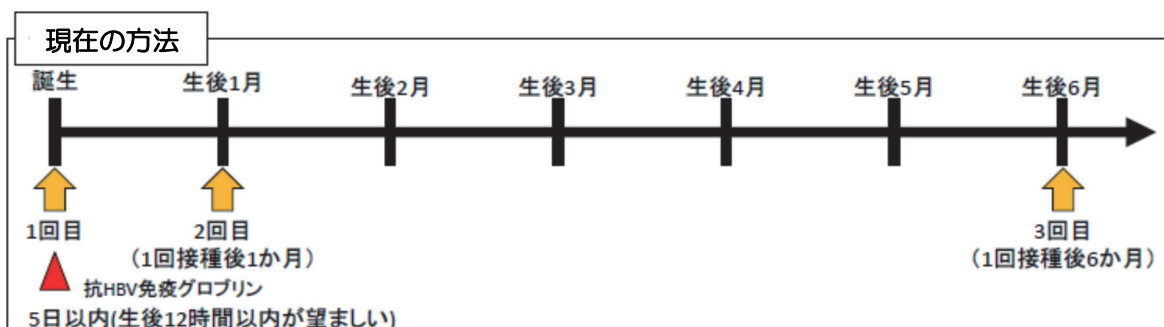
平成 7 年度 平成 7 年 4 月 1 日より、健康保険法上の給付の対象として取り扱われることに伴い、妊婦に対するHBs抗原検査に限定した事業となる。

平成 10 年度 検査に要する経費が一般財源化される。

2 目的

妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合、母子感染によって、子供がキャリア（HBs抗原持続陽性者）化し、また急性肝炎を発症することがあるため、母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、適切な指導を行う。

【B型肝炎ウイルスの母子感染予防スケジュール】



出典：医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議 公知申請への該当性に係る報告書

公益社団法人日本産婦人科医会 母子保健部会B型肝炎母子感染予防方法の変更について

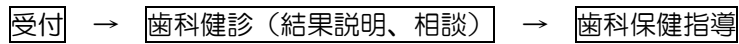
「B型肝炎母子感染予防方法の変更について」(平成 26 年 3 月 17 日 健感発 0317 第 3 号・雇児母発 03 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長・雇用均等・児童家庭局母子保健課長連盟通知) より抜粋

- 医療機関内感染を疑われるB型劇症肝炎の死亡例があったことから、国は昭和 62 年 8 月に、医療機関向けに、感染防止策についての通知を出している。
- 国は医療機関向けにパンフレット「B型肝炎母子感染防止対策の手引き」(平成 7 年)を作成している。
- 母子感染予防に関するB型肝炎ワクチンの用法変更が、平成 25 年 10 月 18 日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会です了承され、同日から保険適用となった。
- 国は平成 26 年 3 月に「B型肝炎母子感染予防方法の変更」について通知を出している。
- 肝炎総合対策に関するQ&A (厚生労働省ホームページ)

5	一般歯科健康診査（妊婦）	事業 開始	昭和36年度
<p>1 意義・目的</p> <p>妊娠による身体的変化や生活環境の変化等により、妊娠中は歯科疾患が増加することが多い。また、産後も受診が困難なために疾患が放置されやすいことから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機づけを行うことは大切である。なお、歯周病は早産等の原因となることがあることあるため、歯科医師に相談することを勧める。</p> <p>さらに、歯科保健に関する健康教育を実施することにより、家庭への波及効果も期待できる。</p> <p>したがって、この事業では、妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、妊婦自身の歯科保健意識や健康観の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村</p> <p>3 対象</p> <p>妊婦</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>妊産婦、乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長・健康政策局長連名通知。平成9年3月31日付児発第231号・健政発第301号）</li> </ul> <p>※ 一般母子歯科健診（妊婦歯科健診）は平成9年度から市町村に事業移管された。</p>	

■一般歯科健康診査（妊婦）～診断と指導のポイント～■

(1) 健診の流れ（例）



(2) 歯科健診

妊娠中は、う蝕や、妊娠性歯周炎など歯周病が発症・進行しやすい時期であることから、う蝕の診査とともに歯周組織の状態に注目し、う蝕原因菌の母子伝播や歯周病と低体重児出産や早産の関係について周知を図るなど、う蝕、歯周病予防のための動機づけを行うことが重要である。

また、診査の結果、治療等の必要がある者には、妊娠中の治療に関する不安に対して適切な助言を行う必要がある。

①診査項目

項目		診査方法及び診査基準
□腔内の状況 受診状況 □腔清掃 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯や歯肉に関する訴え</li> <li>・ 最近の歯科受診状況</li> <li>・ □腔清掃習慣</li> <li>・ その他の歯科保健習慣等</li> </ul>
□腔内診査	現在歯・喪失歯の状態	健全歯（/）、処置歯（○）、未処置歯（C） 喪失歯（△）、喪失部位の補綴状況等
	歯肉の状態	歯肉炎、歯周炎の有無
	歯石の有無	視診で確認できる歯石の有無
	その他の異常	歯肉炎、歯周炎、外傷性咬合等の原因となっている歯列・咬合の異常や顎関節症等、特に経過観察や治療が必要な所見の有無

②指示及び説明の目安

所見	考え方
未処置う蝕	早期に歯科治療を受ける必要がないものであれば、5～7か月の安定期に歯科治療を受けるように説明する。□腔が不潔な状態を放置すると軽症なう蝕でも進行すること、う蝕原因菌の母子伝播を防ぐ意味からも、家族一緒に□腔清掃と甘味飲食物の摂取に十分注意する必要があることを伝える、また歯科受診に際しては、必ず妊娠していることを伝えるように説明する。
歯肉炎、歯周炎	歯科治療の時期や注意事項は上記と同様である。 妊婦の歯周病と低体重児出産や早産との関係があることを伝え、歯科治療、予防処置、□腔ケアの必要性を説明する。併せて、かかりつけ歯科医を持つことを勧奨する。

(3) 歯科保健指導

歯科医師からの指示事項を確認し、本人の訴え等を聞きながら以下の項目等について保健指導を行う。

①自己観察法

日常、歯と口の健康状態を自分で観察できるよう、観察の仕方を助言する。

- ・歯肉の色、形、弾力性等の健康状態を観察する。手鏡、写真等を利用するとわかりやすい。
- ・口腔清掃の後、歯垢が除去できたかを舌で触れて確認する。

②口腔清掃指導

ア ブラッシング指導

- ・かかりつけ歯科医でブラッシング指導を受けている場合は、指導内容が矛盾しないように留意する。
- ・つわりの時期は嘔吐しやすくブラッシングが不十分になりがちなので、小さな歯ブラシの使用を勧め、歯ブラシの当て方、動かし方等を工夫する。

イ その他の清掃用具等

- ・必要に応じてデンタルフロス、歯間ブラシ等の使用法を説明する。
- ・歯みがき剤の使用、選択について助言する。

③その他

- ・治療が必要であるが受診に対して消極的な場合には、受診の妨げとなっている要因を聞き取り適切な助言を行う。
- ・緊急に治療が必要とされた場合については、一定期間後に受診の有無等を確認することが望ましい。
- ・必要に応じて、歯科保健以外の助言が必要な場合は、保健師・管理栄養士等、他の専門職種と連絡をとる。

《留意点》

- 診察結果は母子健康手帳に転記する。
- 診査項目、方法、基準、事後の対応等については、地区歯科医師会と十分に検討、協議を行うこと。特に、治療が必要な者への対応方法については、地域の医療機関が共通の認識を持ち、不安や混乱を招くことがないよう心がける必要がある。
- 歯肉の状態については、CPI（地域歯周疾患指数）等の客観性がある指標により診査することが望ましい。

6	妊婦訪問指導	事業 開始	昭和48年度（東京都） 《昭和50年度より東京都・特別区 平成9年度より市町村が実施主体》
<p>1 意義・目的</p> <p>妊婦の健康状態・生活環境・疾病予防等、妊娠中に必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>妊娠中の者及びその家族 次のような者に重点を置く。</p> <p>ア 若年及び高齢初産の者 イ 妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等の者 ウ 不安が強い、生活環境上特に指導が必要と思われる者等</p> <p>4 対象の把握</p> <p>妊娠届出、妊婦健康診査結果通知、その他医療機関や本人からの連絡により把握する。</p> <p>5 訪問者</p> <p>保健師、助産師</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第17条（妊産婦の訪問指導）</li> <li>・妊産婦及び新生児に対する訪問指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成10年4月8日付児発第286号）</li> <li>・「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> </ul> <p>別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」</p> <p>※ 妊産婦訪問指導は平成10年度から一般財源化された。</p>	

7	<p>新生児訪問指導・産婦訪問指導</p>	<p>事業開始 昭和36年度 新生児 昭和37年度 産婦（東京都） 《昭和50年度より東京都・特別区 平成9年度より市町村が実施主体》</p>
<p>1 意義・目的</p> <p>新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、育児上重要な事項について及び産婦の健康状況・生活環境・疾病予防等、産後に必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を行うとともに、新生児及び産婦の疾患や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して育児に臨むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>(1) 新生児訪問指導</p> <p>新生児（生後28日を経過しない乳児）を対象とするが、里帰り出産等により期間内に訪問が困難な場合もあり、区市町村によって訪問を実施している期間等異なる。</p> <p>(2) 産婦訪問指導</p> <p>産後1年を経過しない者及びその家族次のような者に重点を置く。</p> <p>ア 若年及び高齢初産の者</p> <p>イ 妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等の者</p> <p>ウ 不安が強い、生活環境上特に指導が必要と思われる者等</p>	<p>4 留意点</p> <p>(1) 里帰り出産等によりA自治体の住民がB自治体の実家への訪問を希望した場合、訪問指導を行うかどうかはB自治体の判断になる。この場合、保護者にB自治体へ相談するよう説明する。</p> <p>(2) 新生児訪問は区市町村の出産後の母子保健サービスの入口である。また、家族にとっては、新しい家族を迎えて、期待と共に生活スタイルの変化などへの不安を抱いていることもある。訪問によって、不安を和らげ、自信と喜びにつなげていくことができるよう援助を行う。</p> <p>(3) 新生児、産婦の心身の観察のみでなく、育児についての捉え方、家庭内の支援体制等家族全体を支援する視点が重要である。</p> <p>(4) 「乳児家庭全戸訪問事業」と合わせて実施している区市町村も多い。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第11条（新生児の訪問指導）</li> <li>母子保健法第17条（妊産婦の訪問指導）</li> <li>妊産婦及び新生児に対する訪問指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成10年4月8日付児発第286号）</li> <li>母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> </ul> <p>別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」</p> <p>※ 新生児訪問指導・妊産婦訪問指導は、平成10年度から一般財源化された。</p>	

8	産後ケア事業	事業 開始	平成26年度（妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として開始） 平成27年度に本格実施
<p>1 目的 出産後一年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象者 出産後一年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者（令和5年度から対象者の要件を緩和）</p> <p>4 実施方法 （1）短期入所型（ショートステイ）型 （2）通所（デイサービス）型 （3）居宅訪問（アウトリーチ）型</p> <p>5 内容 出産後一年を経過しない女子及び乳児等の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を実施すること</p> <p>※ 令和元年12月6日に「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第19号）」が公布（令和3年4月1日施行）され、産後ケア事業の実施を区市町村の努力義務化した。 令和5年度 支援対象を「産後ケアを必要とする者」とし、ユニバーサルな事業であることが明確化された。 令和6年度 令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布（令和7年4月1日一部施行）され、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられた。</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健法第17条の2（産後ケア事業）</li> <li>• 子ども・子育て支援法第59条第14号</li> <li>• 「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（厚生労働省子ども家庭局長通知。令和2年8月5日子発0805第3号）</li> <li>• 産前産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドラインの改定について（こども家庭庁成育局母子保健課長通知。令和6年10月30日付こ成母第642号）</li> <li>• 産後ケア事業実施要綱（令和7年3月26日付こ成母第228号）</li> <li>• とうきょうママパパ応援事業実施要綱（平成27年5月27日付26福保子家第1628号）</li> </ul>	

9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	事業 開始	平成 19 年度
<p>1 意義・目的 全ての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭</p> <p>4 訪問者 特に資格要件は問わない。保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、民生・児童委員（主任児童委員）、母親クラブ、子育て経験者等*</p> <p>* ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行う。</p> <p>5 訪問の時期 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により、生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も対象とする。この場合にあっても、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p> <p>6 実施内容 ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 イ 子育て支援に関する情報提供 ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p>	<p>7 留意点 生後4か月までの時期は、育児に対する不安や戸惑いが大きい時期である。また、ホルモンバランス等の変化から、産後うつ等のリスクが高い時期である。 母親を必要な支援につなげられるよう、本事業の実施に当たり、日常から連携体制を築いておく。</p> <p>8 その他 制度開始時は「生後4か月までの全戸家庭訪問事業」の名称であった。児童福祉法に位置づけられるとともに、第二種社会福祉事業として、都道府県知事への届出義務が課せられた。</p> <p>※ 新生児訪問指導等との関係 既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導や独自の訪問活動を実施している区市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業の実施を検討する場合、一定の条件を満たせば本事業として取り扱えるとされているため、自治体によって、名称や実施体制は異なっている。</p> <p>※ 国としては、養育支援訪問事業等の子育て援助サービスと連携させながら、児童虐待の防止に資する意図がある。 ひとり親家庭ホームヘルプサービスと養育支援訪問事業については、趣旨が異なるため、同一家庭に対して計画的に実施することは可能であるが、国庫補助金や交付金事業であることから、実施経費や実施日などを区分・整理するよう留意する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第4項</li> <li>・子ども・子育て支援法第59条第7項</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン</li> </ul>		

10	産婦健康診査	<p>事業開始</p> <p>昭和42年度（東京都） 《昭和50年度より東京都・特別区 平成9年度より市町村が実施主体》 平成17年度</p>
----	--------	---

1 意義・目的  
産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査を実施することで、産後うつや新生児への虐待予防等を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体  
区市町村

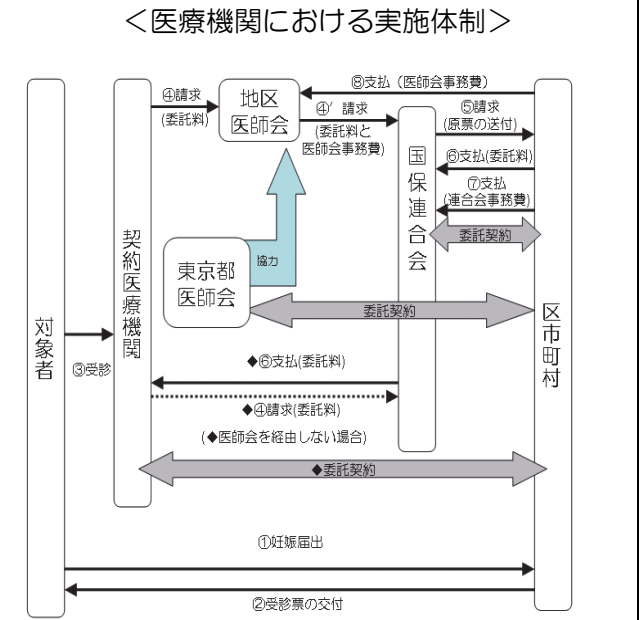
3 対象  
原則、出産後2か月以内の産婦

4 実施方法  
区市町村は対象者に対して健康診査受診票を発行するとともに、健康診査を実施する医療機関等と委託契約する。  
保護者が、受診票を持参し、委託医療機関等で受診した診査分について、公費での負担を行う。  
※令和8年10月より、都内共通受診方式導入予定

5 実施方法（都内共通受診方式）

- (1) 医療機関等との委託契約
- (2) 妊娠届出時に受診票を交付
- (3) 委託料の支払
- (4) 集計・報告
- (5) 事後フォロー

※実施医療機関等は、自治体による支援が必要と判断した場合は、産婦の状況が分かる書類を速やかに産婦の居住する自治体に送付する等、産婦に関する情報共有を行う。



※ 委託単価は、上記実施体制のため、五者協（東京都、特別区、市、町村、東京都医師会の協議会）の協議を経て決定している。

- 【根拠法令等】
- 母子保健法第13条（健康診査）
  - 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱
  - 産婦健康診査実施要綱（標準要綱）

11	1か月児健康診査	事業開始	令和5年度
<p>1 意義・目的                      早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>2 実施主体                      区市町村</p> <p>3 対象                      都内に居住し、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児</p> <p>4 事業内容                      区市町村は対象者に対して健康診査受診票を発行するとともに、健康診査を実施する医療機関と委託契約する。                      保護者が、受診票を持参し、委託医療機関で受診した診査分について、公費での負担を行う。                      ※令和8年10月より都内共通受診方式導入予定</p> <p>5 実施方法（都内共通受診方式）                      (1) 医療機関との委託契約                      (2) 妊娠届出時に受診票を交付                      (3) 委託料の支払                      (4) 集計・報告                      (5) 事後フォロー                      ※実施医療機関は、虐待の可能性が疑われる場合や養育困難が予想される場合等、自治体による支援が必要と判断した場合は、乳児の状況が分かる書類を速やかに乳児の居住する自治体に送付する等、乳児に関する情報共有を行う。</p>			<p style="text-align: center;">＜実施体制＞</p> <p>※ 委託単価は、上記実施体制のため、五者協（東京都、特別区、市、町村、東京都医師会の協議会）の協議を経て決定している。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</li> <li>1か月児健康診査実施要綱（標準要綱）</li> </ul>

12	未熟児訪問指導	事業開始	昭和33年度
<p>1 意義・目的</p> <p>未熟児は、正常な新生児に比べて機能が未熟であり、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。そのため、入院治療が終了し退院した未熟児に対し養育上必要があると認めた場合は、未熟児の母親やその他の看護者に対して、未熟児の症状や家庭環境に応じた、適切な養育指導を行う。事後指導の徹底を図り、不測の事態の発生を防ぐとともに、発育を促すことを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村</p> <p>3 対象（未熟児養育医療の対象）</p> <p>(1) 出生時体重 2,000g 以下のもの</p> <p>(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動不安、痙攣があるもの</li> <li>・運動が異常に少ないもの</li> <li>・体温が 34℃以下のもの</li> <li>・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの</li> <li>・呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの</li> <li>・出血傾向の強いもの</li> <li>・生後 24 時間以上排便のないもの</li> <li>・生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの</li> <li>・血性吐物、血性便のあるもの</li> <li>・生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</li> </ul> <p>※ 対象期間は、原則、未熟である間（正常児としての発育を遂げ、若しくは正常児としての諸機能を取得するまでの間または生後1年を経過しない乳児の状態にある間）だが、児の健康状態、家庭環境その他事情により訪問を打ち切ることが適切でないとは判断されるときは、必要な間継続できる。</p>		<p>4 実施方法</p> <p>(1) 低出生体重児の届出</p> <p>(2) 養育医療助成の申請書の提出及び面接</p> <p>(3) 病院からの未熟児出生連絡票の送付等</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第 18 条（低体重児の届出）</li> <li>・母子保健法第 19 条（未熟児の訪問指導）</li> <li>・未熟児養育事業の実施について（令和6年 12 月2日 こ成母第 714 号）</li> </ul> <p>昭和 50 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法の改正により保健所設置市の事務等が移管され、低体重児の届出の受理及び未熟児訪問指導等の実施主体が特別区に移管された。</li> </ul> <p>平成 16 年 10 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、低体重児の届出の受理及び未熟児の訪問指導を市町村に事務移譲した。</li> <li>・ 「市町村における東京都低出生体重児の届出受理及び未熟児訪問事業に係る事務費交付金交付要綱」制定</li> </ul> <p>平成 25 年 3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市町村における東京都低出生体重児の届出受理及び未熟児訪問事業に係る事務費交付金交付要綱」廃止（平成 25 年 3 月 31 日）</li> </ul> <p>平成 25 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」により、母子保健法及び 同法施行令が改正され、低体重児の届出の受理及び未熟児訪問指導等の実施主体が市町村へ権限移譲された。</li> </ul>	

13	3～4か月児健康診査	事業 開始	昭和24年度（東京都） 《平成9年度から市町村が実施主体》
<p>1 意義・目的</p> <p>身体の発育がめざましく、また定額等の比較的分かりやすい発達上の指標のある3～4か月児を対象に健康診査を行い、疾病や障害を早期発見し、早期治療、療育に結びつけるとともに、保健・栄養相談及び指導等を行うことにより、保護者の育児不安の解消を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>生後3～4か月の児</p> <p>4 実施方法</p> <p>集団又は個別（医療機関委託）で実施している。</p> <p>5 留意点</p> <p>3～4か月児健康診査は、多くの保護者にとって初めて子供を保健機関に連れていく機会となることも多いため、安心できる育児の相談支援機関となるよう、信頼関係を築くことが重要である。全関係スタッフは、下記の事項に留意する必要がある。</p> <p>（1）常に利用者の立場に立った対応を心がける。</p> <p>（2）母親への支援の必要性の把握、離乳食指導、母親グループ紹介、本の読み聞かせ等、実施内容が多いが、流れ作業とならず、保護者の満足度が高まるよう留意する。</p> <p>（3）保護者が心配事、不安、訴え等をよく話せるように心がける。</p> <p>（4）母親の精神的な健康状態の把握として、産後うつ病の可能性についても継続して確認しておく。</p>			<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>• 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> <li>別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」</li> <li>• 乳幼児に対する健康診査について（厚生省児童家庭局母子保健課長通知。平成10年4月8日付児母第29号）</li> </ul>

14	6～7か月・9～10か月 乳児健康診査	事業 開始	昭和49年度（東京都） 《平成9年度から市町村が実施主体》
<p>1 意義・目的</p> <p>乳児期は、心身の発育が大きい時期であり、その健康の保持を図ることは、生涯を通じた健康づくりの基礎であることから、母子保健法第13条の規定により実施する乳幼児健康診査の一層の徹底を図るため、乳児健康診査（6～7か月児・9～10か月児）について医療機関に委託して行い、乳児の保健管理の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>都内に居住する乳児</p> <p>4 実施方法</p> <p>医療機関に委託し、個別健診として、実施している。</p>			<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> <li>別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」</li> <li>・乳幼児に対する健康診査について（厚生省児童家庭局母子保健課長通知。平成10年4月8日付児母第29号）</li> <li>・乳児健康診査（6か月児・9か月児）実施要綱（標準要綱）</li> </ul> <p>&lt;平成31年4月16日付31福保子家第17号&gt;</p> <p>※ 乳児健康診査の実施時期についての母子保健法及び関連通知における規定はないが、東京都においては、国要綱により妊婦健診・産婦健診・乳児健康診査の医療機関における委託が認められた昭和49年度に、6～7か月児、9～10か月児が新たに対象となった。</p>

## ■6～7か月・9～10か月乳児健康診査の流れ■

都内医療機関で受診できる体制をとっているため、現状では下記のようになっている。

### (1) 実施医療機関

乳児健診は、次の医療機関において実施する。

- 東京都医師会に加入し、本事業に協力する医療機関
- 東京都医師会に加入しておらず、原則として標榜する診療科目に小児科を掲げる医療機関

### (2) 実施方法

- 区市町村は、東京都医師会長及び東京都医師会非加入医療機関及び都立病院と委託契約を締結し、6～7か月月に1回、9～10か月月に1回、乳児健診を実施する。
- 実施医療機関は、保護者から提出される「乳児健康診査受診票」（6か月用はピンク色、9か月用は白色）により健康診査を実施する。

### (3) 健康診査内容

診査項目：体重・身長・頭囲測定、栄養状態（カウプ指数を含む。）及び離乳食の進み方、皮膚の異常、心音の異常、呼吸音の異常、腹部の異常、四肢の異常、難聴の疑い、斜視の疑い・白色瞳孔、神経学的所見・運動機能

保健指導：栄養指導（離乳食指導を含む。）、生活指導、予防接種、事故防止 等

### (4) 事後フォロー

- ① 保健師は、フォローが必要な児について、診察医の指示に従い指導を行う。その際、必要に応じて診察医と連絡をとり、家庭訪問等指導方法を決定し指導する。
- ② 3～4か月児健診で「6～7か月児・9～10か月児健診でフォロー」の指示があったものについて、問題が解決されているか確認する。
- ③ 乳児精密健診票の交付や早急に指導が必要な場合は、保護者又は診察医から連絡が入るので、区市町村への結果の返送を待たずに、診察医と連絡をとり対応する。

#### 《留意点》

- 発育発達遅滞や強い育児不安等フォローが必要な児については、速やかに対応し、フォローのタイミングを逃さないようにする。
- 丙票の返送は受診日から1か月～2か月後になるので、フォローが必要な児については診察医から直接連絡をもらえるように、常に医師との情報交換に努める。
- 家庭訪問や乳児精密健診等によりフォローした結果については、診察医に報告することが望ましい。

#### 《参考》

「要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業のガイドライン（R4年度改訂版）」

（東京都福祉保健局 令和5年3月）

第3章4要支援家庭の把握と支援における関係機関との連携（1）医療機関との連携

15	1歳6か月児健康診査	事業 開始	昭和52年度 一般健康診査 (区市町村) 昭和62年度 精密健康診査
<p>1 意義・目的</p> <p>幼児に対する健康診査と保護者に対する適切な保健指導を実施することにより、幼児の健康の保持・増進及び健全な育成を期する。</p> <p>(1) 一般健康診査</p> <p>幼児初期の身体発育、精神発達の面で、歩行や言語等発達の標識が容易に得られ発育・発達の節目の時期である。疾病及び異常を早期に発見し、心身障害の進行の未然防止、健康の保持増進、保護者への育児支援を図る。</p> <p>(2) 歯科健康診査</p> <p>歯の萌出から咀嚼機能の発達へとつながる重要な時期であり、養育者が育児の一環として歯科保健の保持・増進を図れるよう配慮する。</p> <p>(3) 心理相談</p> <p>心理面や、日常生活習慣等の問題点について相談を受け、親と子の心の健康の保持・増進を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村(区部財調)</p> <p>3 対象</p> <p>一般健康診査及び歯科健康診査の対象者 満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第12条(健康診査)</li> <li>母子保健法施行規則第2条(健康診査)</li> <li>乳幼児に対する健康診査の実施について(厚生省児童家庭局長通知。平成10年4月8日付児発第285号)</li> <li>乳幼児に対する健康診査について(厚生省児童家庭局母子保健課長通知。平成10年4月8日付児母第29号)</li> <li>妊産婦、乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について(厚生省児童家庭局長・健康政策局長連名通知。平成9年3月31日付児発第231号・健政発第301号)</li> <li>幼児期における歯科保健指導の手引きについて(厚生省健康政策局長通知。平成2年3月5日付健政発第117号)</li> </ul> <p>※ 平成17年度から国庫負担金が廃止され、一般財源化された(三位一体改革による税源委譲)。</p>	

<p>16</p>	<p>3歳児健康診査</p>	<p>事業開始</p>	<p>昭和36年度 一般健康健診 昭和36年度 精密健康健診 平成元年度 視力検診 平成4年度 聴覚検診 《平成9年度から市町村実施事業》</p>
<p>1 意義・目的</p> <p>(1) 一般健診 身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に、総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成、保護者への育児支援を図る。</p> <p>(2) 歯科健診 乳歯う蝕り患の感受性の個体差がはっきり現れ、習慣形成上も極めて重要な3歳の時期に歯科健診・保健指導を行うことにより、口腔の健康を保持・増進する。</p> <p>(3) 心理相談 心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受け、親と子の心の健康の保持・増進を図る。</p> <p>(4) 視覚検診 両眼の高度の弱視は3歳以前に発見されることが多いが、片眼の弱視や軽度の弱視は、日常生活では発見されにくい。3歳頃までに発見しないと、就学時健診まで発見されないことが多く、その場合、治療効果は著しく低下する。これらを早期に発見し、適切な治療を行うことを目的とする。 家庭において視力検査が適切に実施することができなかつた児に対しては、必ず健診会場において視力検査を実施する。</p> <p>(5) 聴覚検診 両側の高度の難聴は3歳以前に発見されることが多いが、片側の難聴や軽度の難聴、一部の音域のみの難聴等は、日常生活では発見されにくい。年齢が進むと特に言語発達面での遅れが顕著になり、療育も難しくなる。 これらを早期に発見し、聴力や言語発達面の向上を図ることを目的とする。</p>		<p>2 実施主体 区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象 満3歳を超え満4歳に達しない幼児</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第12条（健康診査）</li> <li>母子保健法施行規則第2条（健康診査）</li> <li>乳幼児に対する健康診査の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成10年4月8日付児発第285号）</li> <li>乳幼児に対する健康診査について（厚生省児童家庭局母子保健課長通知。平成10年4月8日付児母第29号）</li> <li>妊産婦、乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長・健康政策局長連名通知。平成9年3月31日付児発第231号・健政発第301号）</li> <li>幼児期における歯科保健指導の手引きについて（厚生省健康政策局長通知。平成2年3月5日付健政発第117号）</li> </ul> <p>※ 平成17年度から国庫負担金が廃止され、一般財源化された（三位一体改革による税源委譲）。</p>	

17	5歳児健康診査	事業開始	令和5年度
<p>1 意義・目的                      幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>2 実施主体                      区市町村</p> <p>3 対象                      都内に居住し、4歳6か月から5歳6か月となる幼児</p> <p>4 項目                      ①身体発育状況                      ②栄養状態                      ③精神発達の状況                      ④言語障害の有無                      ⑤育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)                      ⑥その他の疾病及び異常の有無</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>• 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</li> </ul>	

18	乳幼児経過観察健康診査	事業 開始	昭和44年度（東京都） 《平成9年度より市町村が実施主体》
<p>1 意義・目的</p> <p>一般健診の結果、要経過観察と判断された者について、定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。</p> <p>精密健診を要するほどではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と考えられる場合に受診を勧める。直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な区市町村で経過観察を行うことにより、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行うことが目的である。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村</p> <p>3 対象</p> <p>3～4か月児健診、6・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の結果、「要経過観察」と判断された者。また、上記各健診に来所できない者や、家庭訪問等の保健師活動から健診が必要と判断された者等も対象とする。</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> </ul>	

19	乳幼児発達健康診査	事業 開始	昭和58年度（東京都） 平成9年度（市町村補助事業）
<p>1 意義・目的</p> <p>乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見・早期療育を図る。</p> <p>精密健診を要するほどではない発達上の問題について、直ちに専門医療機関を受診させるのではなく、身近な区市町村で発達健診を行うことにより、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローをすることができる。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>(1) 3～4か月児健診、6・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、乳幼児経過観察健診等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された者</p> <p>(2) 医療機関、保健所、児童相談所等、関係機関から紹介のあった者</p> <p>(3) 家庭訪問等の保健師活動から、必要と判断された者</p> <p>4 健診内容</p> <p>身体計測、小児神経学的診察、保健指導等、運動機能訓練等の指導</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第934号）</li> <li>・東京都市町村乳幼児発達健康診査実施要綱（平成14年7月12日付14健地健第8号）</li> </ul> <p>※ 乳幼児発達健診は、都単独事業であるため、平成14年度以降は1/2を補助（平成13年度までは全額（10/10）補助）</p> <p>※ 平成21年度から、子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施（市町村対象事業）</p>	

■乳幼児発達健康診査 ～診察と診断のポイント～■

(1) 小児科診察

小児神経科医又は児童精神科医により、神経学・児童精神学的な診察と発達の評価を行い、早期発見・早期療育を図る。

(2) 個別相談

個別相談を要する児や、保護者が希望する場合には、保健師・栄養士が相談を行う。医師等の説明を保護者がよく理解したか、子供の問題点を受け入れてそれに対処していく行動がとれているか等に注意を払う。

(3) その他

場合に応じて、理学療法士又は作業療法士による訓練指導等を行う。

(4) カンファレンス

従事スタッフにより、カンファレンスを行い、その後の対応を検討する。

① 継続して発達健康診査でフォローすべき児には、次回の予約を入れる。

② 精密健康診査を要する児には、精密健康診査票を発行する。年齢等の理由で精密健康診査票が発行できない場合は、医療機関あての紹介状を作成する。

③ 問題が解決した児については終了とするが、その後のフォローの必要性の有無と、その方法について（保健師が電話で様子を聞く、訪問する等）、カンファレンスで確認する。

(5) 事後フォロー

① 未受診者について

受診の必要が認められる未受診者については、電話等で連絡や再度通知を行う。

② 精密健康診査票を発行した乳幼児について

⇒ 精密健康診査（P51）を参照

③ 引き続き発達健康診査が必要な乳幼児について

乳幼児発達健康診査予約簿に記入する等して漏れないようにする。健診日が近くなったら連絡する。

④ 保健師による地区活動が必要な乳幼児について

適宜、訪問・相談・関係機関紹介等を行う。

疾患や障害を持つ児については、保健所・医療機関・療育機関等との連携を図り、適切な援助が受けられるように支援していく。

20	乳幼児歯科相談	事業 開始	昭和38年度（東京都） 《平成9年度から市町村が実施主体》
<p>1 意義・目的</p> <p>幼児期には、1歳6か月児歯科健診や3歳児歯科健診が実施されるが、乳幼児歯科相談ではこれらのことを踏まえて、継続的な診査・指導・処置等を行うことにより、乳幼児の口腔の健全な発育発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的とする。また、子供の歯科保健に関する父母等の不安、悩みにこたえ、健全な子育てを支援するための相談窓口としての役割も持つ。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村</p> <p>3 対象</p> <p>主に1歳前後から4歳前後の幼児</p>			

<p>21</p>	<p>精密健康診査</p>	<p>事業開始</p> <p>令和 8 年度 産婦精密健康診査                  昭和 44 年度 妊婦精密健康診査                  昭和 44 年度 乳児精密健康診査                  昭和 62 年度 1 歳6か月児精密健康診査                  昭和 38 年度 3 歳児精密健康診査</p>															
<p>1 意義・目的</p> <p>医療機関や区市町村で実施する健康診査の結果、診断の確定のために精密な検査の必要があると判断されたものに対し、専門医療機関の協力を得て精密検査を行い、健診の強化を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>(1) 妊産婦精密健康診査</p> <p>当該区市町村に住所を有し、妊産婦健康診査で診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者で、申請のあった者</p> <p>(2) 乳児精密健康診査</p> <p>次に列挙する健診で、診断確定のために精密な検査の必要があると判断された乳児（満1歳未満の者）</p> <p>ア 区市町村において実施する集団健診                  イ 区市町村における一般外来健診                  ウ 医療機関での健診                  エ 区市町村において実施する新生児聴覚検査                  オ 東京都における先天性代謝異常等の検査</p> <p>(3) 1歳6か月児精密健康診査                  3歳児精密健康診査</p> <p>一般健診の結果診断の確定について、より一層精密に診断を行う必要がある者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 身体面については、それぞれの診療科を標榜している医師に委託することが妥当な者                  イ 精神発達面については、医療機関又は児童相談所に依頼することが妥当な者</p>		<p>4 受診票の有効期間</p> <p>診断が確定するまでの期間とする。ただし、初診は交付日を含めて1か月以内に受診するものとする。</p> <p>5 受診票の交付対象年齢及び交付回数</p> <p>東京都標準要綱では、以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="842 804 1406 1099"> <thead> <tr> <th>健診種別</th> <th>交付対象年齢</th> <th>交付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊産婦</td> <td>—</td> <td>妊婦 1 回 産婦 1 回</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>満1歳未満</td> <td>3回以内</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月</td> <td>満2歳未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>満4歳未満</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日付児発第285号）</li> <li>乳幼児に対する健康診査について（厚生省児童家庭局母子保健課長通知。平成10年4月8日付児母第29号）</li> <li>精密健康診査実施要綱（標準要綱）                  &lt;令和6年1月15日付5福祉子家第1355号&gt;</li> </ul> <p>※ 1歳6か月児は制度創設時から市町村事業であり、その他の精密健康診査は、平成9年度から市町村が実施主体である。</p>	健診種別	交付対象年齢	交付回数	妊産婦	—	妊婦 1 回 産婦 1 回	乳児	満1歳未満	3回以内	1歳6か月	満2歳未満	制限なし	3歳	満4歳未満	制限なし
健診種別	交付対象年齢	交付回数															
妊産婦	—	妊婦 1 回 産婦 1 回															
乳児	満1歳未満	3回以内															
1歳6か月	満2歳未満	制限なし															
3歳	満4歳未満	制限なし															

■精密健康診査受診票発行時の留意点■

- 受診票交付の際、保健師に相談できることを伝え、心配ごとや相談したいことはないか確認する。
- 乳幼児の保護者には精密健康診査対象となった意味を十分理解してもらい、不安を取り除き、受診を勧奨する必要がある。特に納得していない場合は、再度診査医に説明してもらう。
- 精密健康診査を実施できる専門医療機関は複数あり、その中から希望するところを選択できることを説明する。また、診査医の意見、専門性、保護者の希望等を十分に考慮する。さらに、ほとんどの専門医療機関は予約制なので事前に予約をとることを勧める。
- 疑問や不安なことがあったらいつでも相談できることを伝える。特に不安が強い等継続的なフォローが必要なら地区担当保健師を紹介する。

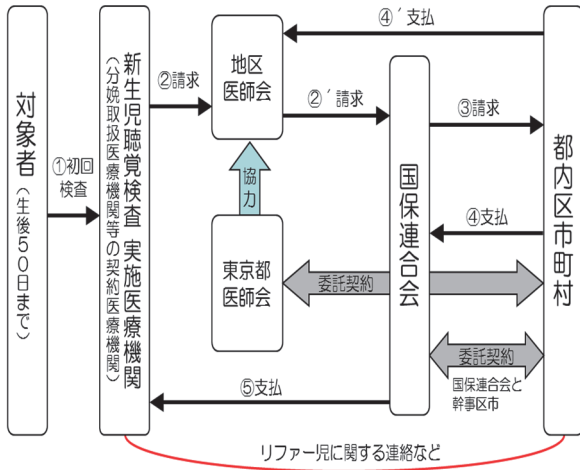
■精密健康診査の事後フォロー■

- 精密健康診査の結果によっては、主治医と相談しながらサポートしていく。
- 定期的に精密健康診査票交付台帳をチェックし、結果の把握を行い、受診もれがないようにする。
- 未受診者については、再度必要性を伝え、受診を勧める。
- 受診後保護者から連絡があったときには、内容を聞き、困っていること、不安なことはないかを確認する。
- 保健師は精密健康診査又は心理判定の結果に基づき、必要に応じて家庭訪問等を行うことにより、保護者の相談に応じ事後フォローを行う。
  - 診断結果によって医療費助成制度の対象となるものについては、その手続等について紹介する。

22	<p>新生児聴覚検査</p>	<p>事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度（東京都）</li> <li>・平成14年から平成16年 東京都モデル実施</li> <li>・平成19年度より市町村が実施主体</li> </ul>
<p>1 目的</p> <p>聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>東京都内に居住する者の子であって、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日と起算し50日まで）</p> <p>4 事業内容</p> <p>区市町村は対象者に対して新生児聴覚検査受診票を発行するとともに、医師会及び検査を実施する医師会非加入医療機関と委託契約する。</p> <p>新生児聴覚検査費用の一部について、公費での負担を行うとともに、検査結果を把握し事後フォローを行う。</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>(2) 新生児聴覚検査の実施状況の把握及びフォローアップ等</p> <p>医療機関からの連絡、受診票や新生児の訪問指導等の際の母子健康手帳での確認等を通し、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受診状況を確認し、未受診の場合には保護者等に対し検査の受診勧奨を行う。</li> <li>○ 検査の結果、支援が必要な児とその保護者に対する適切な指導援助を行う。</li> </ul>		<p>※ 確認検査リファーマーの場合、先天性サイトメガロウイルス感染の検査を行う。</p> <p>※ 療育については、遅くとも生後6か月頃までに開始されることがのぞましいとされている。</p> <p>※ 確認した受診状況等については取りまとめ、継続的な検査実施状況の把握に活用する。</p> <p>(3) 周知啓発</p> <p>検査の目的や検査方法等について保護者や関係者等に対してあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。</p> <p>【都の成果物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都民普及啓発用リーフレット 「赤ちゃんのおみみ」 保護者に、妊娠期から子どもの耳のきこえについて関心をもってもらい、日頃の観察を行ってもらうためのリーフレット</li> <li>○ 新生児聴覚検査を受けられる医療機関リストを東京都福祉局ホームページに掲載 <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html</a></li> <li>○ 関係機関向け冊子 「新生児聴覚検査実務の手引き」 （「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」における検討のまとめ） 検査の流れや実施方法、関係機関の役割等について記載 ※ 東京都福祉局ホームページに掲載</li> <li>○ 先天性サイトメガロウイルス感染症に係る検査・精査・治療実施医療機関 <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/1list0716-pdf">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/1list0716-pdf</a> <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/1list0716-pd">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/1list0716-pd</a></li> </ul>

<新生児聴覚検査の実施体制>

【東京都医師会に加入する医療機関の場合】



※ 公費負担単価は上記実施体制のため、五者協（東京都、特別区、市、町村、東京都医師会の協議会）の協議を経て決定している。

【根拠法令等】

- 母子保健法第 12 条・13 条
- 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号）
- 新生児聴覚検査の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。平成 19 年 1 月 29 日付雇児母発第 0129002 号）

23	乳幼児身体発育調査	<p>事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和35年開始（実施主体は保健所）</li> <li>・令和5年（実施主体は区市町村）</li> </ul>
<p>1 目的</p> <p>全国的に乳幼児の身体発育の状態やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。</p> <p>※10年周期で実施</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村 (実情に応じて都道府県保健所と連携)</p> <p>3 対象</p> <p>○ 一般調査</p> <p>全国の乳幼児を対象として、令和2年国勢調査により設定された調査地区から3,000地区内の調査実施日において生後14日以上1歳未満の乳児及び、3,000地区のうちから抽出した2,000地区内の1歳以上小学校就学前の幼児を調査の客体とする。</p> <p>4 実施方法</p> <p>○ 一般調査の実施</p> <p>調査票は、調査対象児の計測、問診又は母子健康手帳からの転記若しくは調査対象児の付添人からの聴取により、市区町村又は保健所が選定した調査員（医師、保健師等）が全て記入する。</p> <p>調査に当たっては、調査対象児を会場に集める方法、又は個別に調査対象児の世帯に訪問する方法で実施する。</p>		<p>＜令和5年乳幼児身体発育調査の流れ図＞</p> <p>調査関係書類（調査地区名簿含む）の送付 調査方法等の説明（オンライン）</p> <p>調査票の審査及び 調査関係書類の整理、提出 【提出期限】 令和5年10月23日（月）</p> <p>都道府県</p> <p>調査関係書類の送付 調査方法等の説明 調査員の任命</p> <p>調査票の審査及び 調査関係書類の整理、提出 【提出期限】 調査実施日から14日以内</p> <p>市区町村 (都道府県の実情に応じ都道府県保健所が 市区町村と連携して実施することも可能)</p> <p>調査員の任命に係る手続き 国勢調査調査地区地図（写）の準備 調査場所の選定及び整備 世帯名簿・乳幼児名簿の作成 調査員への説明 調査関係書類の配布 調査班の編成 必要機材の整備 調査員による調査 (調査票の作成)</p> <p>調査票の審査及び調査 関係書類の提出</p> <p>調査会場</p> <p>(令和5年9月1日～9月30日実施)</p>



# 東京都母子保健事業

## I 東京都母子保健事業総論

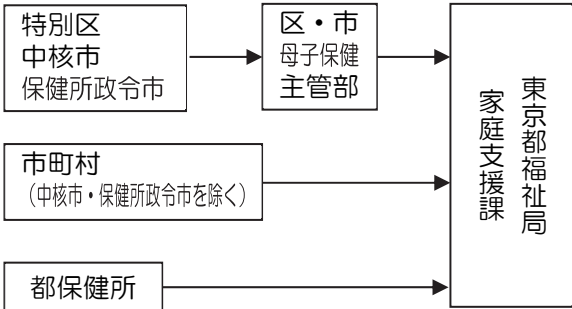
1	東京都子供・子育て支援総合計画	事業開始 平成24年度（法律制定） 平成27年度（計画策定） 令和6年度（第3期計画策定）
<p>1 計画策定の趣旨                  子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指す。</p> <p>2 計画の概要                  (1) 本計画は子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困解消法第10条に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを合わせて一体的に策定したものの。                  (2) 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間</p> <p>3 計画の理念                  (1) 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立できる環境を整備・充実する。                  (2) 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。                  (3) 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。</p> <p>4 5つの視点                  (1) 子供の立場からの視点                  (2) 子供の育つ場としての家庭を包括的に支える視点                  (3) 「全ての子育て家庭」への支援の視点                  (4) 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点                  (5) 広域的な自治体の役割からの視点</p> <p>5 6つの目標と主な取組                  目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 妊娠・出産・子育てに関する支援の増進                      2 安心できる小児・母子医療体制の整備                      3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実                      4 子供の健康の確保・増進                 </div>		<p>目標2 乳幼児期における教育・保育の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 就学前教育の充実                      2 保育サービスの充実                      3 認定こども園の充実                 </div> <p>目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 子供の権利擁護の取組                      2 子供の生きる力を育む環境の整備                      3 次代を担う人づくりの推進                      4 子供の居場所づくり                 </div> <p>目標4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 教育の支援                      2 生活の安定に資するための支援                      3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援                      4 経済的支援                      5 必要な支援の利用を促す取組                 </div> <p>目標5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 ヤングケアラーへの支援                      2 児童虐待の未然防止と対応力の強化                      3 社会的養護体制の充実                      4 ひとり親家庭の自立支援の推進                      5 障害児施策の充実                      6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援                      7 外国につながる子供等への支援                 </div> <p>目標6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 家庭生活と仕事との両立の実現                      2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進                      3 子供の安全を確保するための取組の推進                      4 良質な住宅と居住環境の確保                      5 安心して外出できる環境の整備                      6 子供・子育てを応援する機運の醸成                 </div> <p>【根拠法令等】                  ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）                  第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）                  第62条（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）</p>

2	東京都母子保健運営協議会 母子保健事業評価部会	事業 開始	平成9年度
<p>1 東京都母子保健運営協議会</p> <p>(1) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都における母子保健施策のあり方</li> <li>・その他局長が必要と認める事項</li> </ul> <p>(2) 委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 10名以内</li> <li>・関係団体の代表者 5名以内</li> <li>・関係行政機関の職員 10名以内</li> </ul> <p>(3) 設置時期 平成9年7月</p> <p>2 母子保健事業評価部会</p> <p>(1) 部会の設置 専門的な分野に関する課題については、必要に応じて作業班を設置して検討する。</p> <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村の母子保健事業実施状況に係る事項</li> <li>・母子保健情報の解析・評価及び提供に係る事項</li> <li>・その他福祉保健局長が必要と認める事項</li> </ul> <p>(3) 委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者及び関係団体の代表等 3名以内</li> <li>・関係行政機関の職員等 12名以内</li> </ul> <p>(4) 設置時期 平成9年11月</p> <p>(5) その他 評価部会に作業班を設置することができる。</p> <p>&lt;作業班&gt;                      新生児聴覚検査連絡協議会の設置                      ア 協議事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児聴覚検査の実施状況</li> <li>・各機関の連携体制及び課題</li> <li>・その他連絡協議会が必要と定める事</li> </ul>                     イ 委員構成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体の代表 10名以内</li> <li>・関係行政機関の職員 10名以内</li> </ul>                     ウ 設置時期 令和3年1月</p>			<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都母子保健運営協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都における母子保健事業全般の動向</li> <li>・母子保健事業評価部会報告</li> </ul> </li> <li>○母子保健事業評価部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「母子保健事業報告」について分析、評価</li> <li>・「母子保健情報一覧」「東京の母子保健」等の都作成物の改訂について</li> <li>・その他、母子保健事業実施状況に係る解析・評価及び提供について</li> </ul> </li> <li>○新生児聴覚検査連絡協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児聴覚検査の実施状況と東京都の取組</li> </ul> </li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第5条（国及び地方公共団体の責務）</li> <li>・母子保健施策の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第933号）</li> <li>・東京都母子保健運営協議会設置要綱（平成9年7月14日付9衛健母第493号） &lt;平成22年3月31日付21福保子家第1381号&gt;</li> <li>・母子保健事業評価部会設置要綱（平成9年11月11日付9衛健母第1046号） &lt;平成22年4月1日付21福保子家第1385号&gt;</li> <li>・新生児聴覚検査連絡協議会設置要領（令和3年1月14日付2福保子家第1452号）</li> </ul>



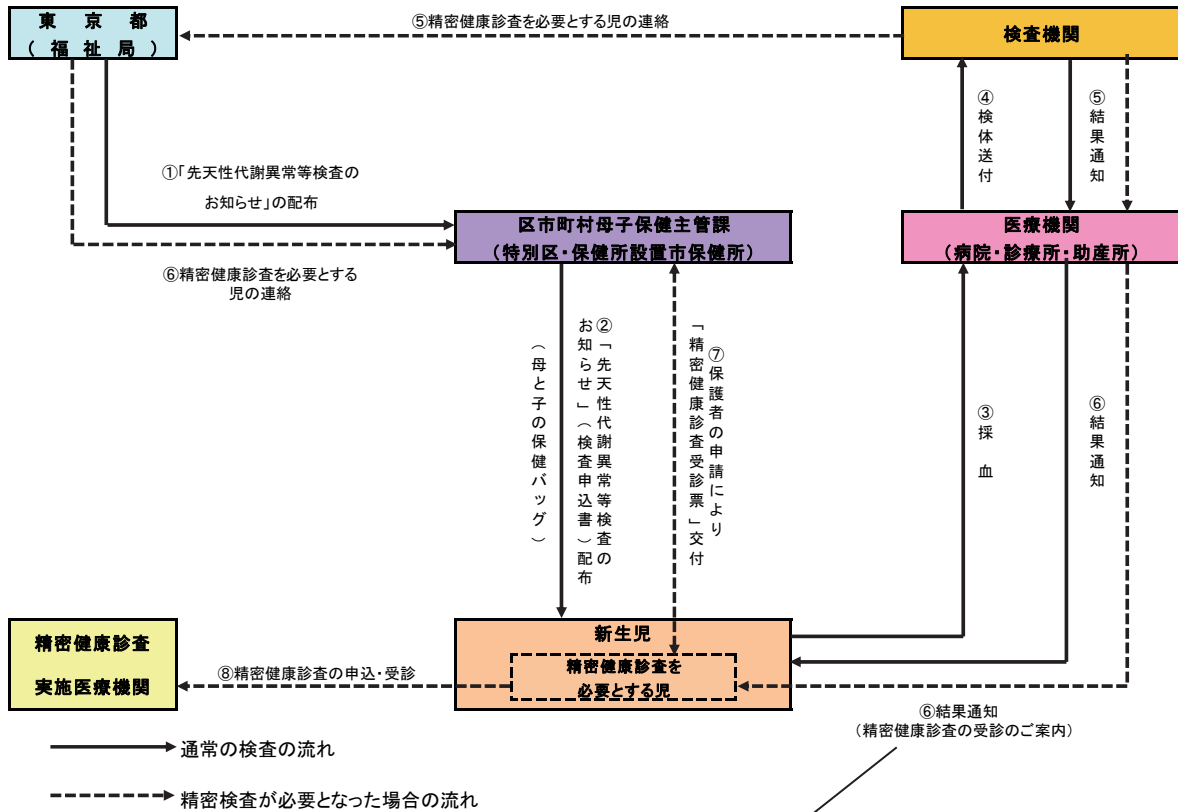
# 東京都母子保健事業

## II 東京都母子保健事業各論

1	母子保健事業報告	事業開始	平成8年度
<p>1 概要 区市町村及び都保健所における母子保健事業の実績を把握し、評価を行い、今後の母子保健事業の推進のための資料とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 母子保健事業実績の収集及び集計 区市町村及び都保健所における母子保健事業の実績について、収集し、集計を行う。</p> <p>(2) 集計結果の評価等 母子保健事業評価部会を年1～2回程度開催し、母子保健事業報告の集計結果について評価を行い、母子保健事業報告年報を作成する。</p> <p>(3) 収集の流れ</p>  <pre> graph LR     A[特別区 中核市 保健所政令市] --&gt; B[区・市 母子保健 主管部]     C[市町村 (中核市・保健所政令市を除く)] --&gt; D[東京都福祉局 家庭支援課]     E[都保健所] --&gt; D     B --&gt; D             </pre> <p>中核市・保健所政令市を除く市町村は家庭支援課に直接報告する。</p>	<p>【経緯】 平成9年4月母子保健事業が市町村へ移管されることを考慮し、母子保健に関する情報の収集及び集計・解析について新たな方向性を検討した結果、「母子保健事業情報システム」を構築することとし、東京都母子保健サービスセンターで、平成8年度から平成11年度まで実施。 「母子保健事業報告年報 平成10年版（平成9年度統計）」として発行して以来、毎年度作成している。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別区 「保健衛生業務事業に係る都区間協定書」「保健衛生関係情報等の管理に関する要綱」</li> <li>市町村 各市町村が策定した東京都市町村母子保健事業の実施要綱</li> <li>八王子市 「保健衛生事務事業に係る東京都・八王子市協定書」 「保健衛生関係情報等の管理に関する要綱」</li> <li>町田市 「保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書」 「保健衛生関係情報等の管理に関する要綱」</li> <li>都保健所 実績報告として実施</li> </ul>		

<p>2</p>	<p>先天性代謝異常等検査</p>	<p>事業開始                  昭和52年度 先天性代謝異常                  昭和54年度 先天性甲状腺機能低下症                  昭和63年度 先天性副腎過形成症                  平成24年度 タンデムマス法                  令和6年度 免疫不全症・小児神経疾患                  令和7年3月 ライソゾーム病</p>
<p>1 目的 心身の発達を妨げる原因となる先天性代謝異常等の早期発見のため、新生児に対し血液検査を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都（公益財団法人東京都予防医学協会に委託）</p> <p>3 対象疾病                  ①フェニルケトン尿症                  ②メープルシロップ尿症（楓糖尿症）                  ③ホモシスチン尿症                  ④シトルリン血症1型                  ⑤アルギニノコハク酸尿症                  ⑥メチルマロン酸血症                  ⑦プロピオン酸血症                  ⑧イソ吉草酸血症                  ⑨メチルクロトニルグリシン尿症                  ⑩ヒドロキシメチルグルタル酸血症（HMG血症）                  ⑪複合カルボキシルーゼ欠損症                  ⑫グルタル酸血症1型                  ⑬中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症（MCAD欠損症）                  ⑭極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症（VLCAD欠損症）                  ⑮三頭酵素/長鎖3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症（TFP/LCHAD欠損症）                  ⑯カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-1欠損症（CPT-1欠損症）                  ⑰カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-2欠損症（CPT-2欠損症）                  ⑱ガラクトース血症                  ⑲先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）                  ⑳先天性副腎過形成症                  ㉑重症複合免疫不全症（SCID）                  ㉒脊髄性筋萎縮症（SMA）                  ㉓B細胞欠損症（BCD）                  ㉔ポンペ病                  ㉕ムコ多糖症Ⅰ型                  ㉖ムコ多糖症Ⅱ型</p> <p>4 公費負担の範囲 検査料：公費負担（都道府県、政令指定都市） 採血料、指導管理料等：実費負担（保護者）</p>	<p>5 検査の流れ</p> <pre>                 graph TD                     Guardian[保護者] -- ①検査申込 --&gt; Medical[医療機関]                     Medical -- ②検体送付 --&gt; Testing[検査機関]                     Testing -- ③結果通知 --&gt; Medical                     Medical -- ④結果通知 --&gt; Guardian                 </pre> <p>6 里帰り出産等の取扱い                  ①都民が都外で出産する場合 検査料は、里帰り先の道府県及び政令指定都市が負担する。詳細は、里帰り先の道府県及び政令指定都市に確認をしてもらう。                  ②都外住民が都内で出産する場合 検査料は、東京都が負担する。申込方法は都民と同様で、病院等に配布してある申込用紙を提出して検査を受ける。 ※ 申込用紙は、医療機関に対しては公益財団法人東京都予防医学協会が配布する。 （電話 03-3269-1134）</p> <p>7 精度管理 検査体制の質を担保するために、都は検査の精度管理を行っている。</p> <p>【経緯】 平成13年度 国庫補助金の一般財源化 平成16年度 精度管理の国庫補助廃止 （一般財源化はされていない。） 平成23年3月31日付で、国通知「先天性代謝異常の新しい検査法（タンデムマス法）について」により、タンデムマス法の導入について積極的に検討する等適切に対応するよう各都道府県・指定都市宛てに通知</p> <p>【根拠法令等】                  ・母子保健法第5条、第13条                  ・東京都先天性代謝異常等検査実施要綱（昭和53年1月23日付50衛公母発第538号）</p>	

【先天性代謝異常等検査の流れ】



⑥ 結果通知

医療機関から保護者に対して検査結果を伝える際に先天性代謝異常等検査報告書（東京都先天性代謝異常等検査実施要綱様式3）を使用

なお、精密健康診査を必要とする際には、主に下記の内容について伝えている。

- 精密検査の必要性
- 都内在住者の場合、お住まいの区市町村の保健センター等で「乳児精密健康診査受診票」の申請をすること
- 精密検査については、自己負担が生じる場合があること

② 「先天性代謝異常等検査のお知らせ」

都から区市町村への情報提供について、以下のとおり明示

「乳児精密健康診査受診票」を発行するために、東京都から区市町村へ精密検査を必要とする方の検査結果や結果の確認状況等の情報を提供しています。

お住まいの区市町村の保健所、保健センター等から、保護者の方へ直接御連絡する場合がありますので御了承ください。

検査の結果、病気の疑いがあった方が確実に医療機関で精密検査を受診し、病気と診断された方については、適切に治療が開始されているかという点について、医療機関等から情報収集、分析を行います。医療機関等から収集した精密検査結果は、東京都から区市町村へ提供しています。

3	SIDS対策	事業開始	平成10年度
<p>1 意義・目的</p> <p>SIDS の予防のために、保護者や保健保育従事者に対して、SIDS についての正しい知識を普及啓発する。</p> <p>また、SIDS により子供を亡くすことは、家族にとって精神的影響が大きいいため、適切な支援を行う相談体制を整備する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談</p> <p>「NPO 法人 SIDS 家族の会」と連携を図り、電話相談により、精神的支援を行う。</p> <p>○ 平成 10 年 10 月から開始（平成 11 年度までは母子保健サービスセンターで実施）</p> <p>○ 平成 13 年 4 月から、より一層の充実を図るため、相談受付時間を延長し、相談対象を SIDS 以外の病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族にも拡大した。</p> <p>相談日 毎週金曜日（祝日・年末年始を除く。）</p> <p>時間 午前 10 時から午後 4 時まで</p> <p>電話 03-5320-4388</p> <p>(2) 普及啓発</p> <p>① 普及啓発カード作成</p> <p>「赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談」を作成し、区市町村を通じて配布している。</p> <p>② ライトアップ</p> <p>期間：毎年 10 月 9 日～15 日</p> <p>目的：国際的な啓発週間「Baby Loss Awareness Week」に合わせて、流産や死産などで亡くなった赤ちゃんとその家族への想いを寄せる。ご家族への心のケアや支援の重要性を広く周知し、支援の輪を広げることが目的とする。</p>			<p>実施内容：都庁第一本庁舎など都内施設を、シンボルカラーである ピンク＆ブルー にライトアップ。</p> <p>※SIDS（Sudden Infant Death Syndrome：SIDS）（乳幼児突然死候群）とは</p> <p>それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査及び解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として 1 歳未満の児に突然の死をもたらした症候群</p> <p>生後 2 か月から 6 か月に多く、まれには 1 歳以上で発症することがある。</p> <p>※SIDS の予防のために、次のことが有効とされている。</p> <p>① 1 歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる。</p> <p>② できるだけ母乳で育てる。</p> <p>③ たばこをやめる。</p> <p>※「NPO 法人 SIDS 家族の会」について</p> <p>流産、死産、SIDS、その他の病気等でお子さんを亡くされた家族を精神的な面からサポートするボランティアグループ</p> <p>ホームページ <a href="http://www.sids.gr.jp/">http://www.sids.gr.jp/</a></p> <p>【根拠法令等】</p> <p>・東京都 SIDS 電話相談事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付 12 衛健母第 114 号）</p> <p>&lt;令和 5 年 6 月 27 日付 5 福保子家第 744 号&gt;</p>

4	療育相談	事業開始	昭和 26 年度
<p>1 意義・目的 身体に障害のある児童や長期療養児に対し、早期に適切な療養上の相談・指導を行い、障害又は疾病の治ゆ、軽減を図る等、当該児童及び家族への支援を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都 特別区・保健所政令市（区部財調） 児童福祉法において、保健所長業務として規定されている。</p> <p>3 対象 ○身体の機能に障害のある児童又は機能障害となるおそれのある児童 ○長期療養児 ア 小児慢性特定疾患児（心疾患、膠原病等） イ その他長期に療養を必要とする疾病のある児 ○地域の関係機関</p> <p>4 実施方法 実施要綱上の都保健所の実施方法 （1）個別相談…専門医等による医学的相談 （2）集団指導…同じ障害や疾患を持つ児童の保護者によるグループ活動等 （3）訪問指導 （4）情報提供・周知啓発</p> <p>※ 島しょ保健所については、平成 16 年度から専門医の派遣による療育相談を実施（各年度 1 か所）</p>		<p>【経緯】</p> <p>昭和 26 年度 事業開始</p> <p>平成 9 年度から 「療育指導」は「療育相談」に事業名が変更</p> <p>平成 10 年度要綱改正 ①保健所個別相談 ②保健所集団指導 ③医療機関委託 （都内専門医療機関における視聴覚・言語相談）</p> <p>平成 18 年度 医療機関委託を廃止</p> <p>平成 19 年度 八王子市保健所設置に伴い市が実施主体へ（東京都事業対象外）</p> <p>平成 23 年度 町田市保健所設置に伴い市が実施主体へ（東京都事業対象外）</p> <p>平成 26 年 12 月 母子保健医療対策等総合支援事業から削除されたことに伴い、国庫補助金は終了</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第 19 条</li> <li>・東京都療育相談事業実施要綱（昭和 48 年 4 月 1 日付 48 衛公母発第 8 号） &lt;令和 5 年 6 月 27 日付 5 福保子家第 744 号&gt;</li> </ul>	

5	東京都小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業	事業 開始	平成 27 年 1 月
<p>1 意義・目的</p> <p>児童福祉法第 19 条の 22 の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことを目的とする。</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、東京都も平成 27 年 1 月から開始</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>(認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク(相談支援事業・自立支援員の設置・相互交流支援事業)及び NPO 法人東京こどもホスピスプロジェクト(学習支援)に委託して実施)</p> <p>3 対象</p> <p>小児慢性特定疾病児童等及びその家族</p> <p>4 実施方法・内容</p> <p>[必須事業]</p> <p>(1) 相談支援事業:ピアサポート、電話指導</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談・支援</p> <p>[任意事業]</p> <p>(1) 相互交流事業(遊びのボランティア・交流会)</p> <p>(2) その他自立支援事業(学習支援)</p> <p>【都所管部署】(制度全般)</p> <p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第 19 条の 22 (小児慢性特定疾病児童等自立支援事業)平成 27 年 1 月施行</li> </ul> <p>[必須事業]</p> <p>(1) 相談支援:療育相談指導、ピアカウンセリング等</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による各種支援策の利用計画作成、関係機関との連絡</p> <p>[任意事業]</p> <p>(1) 療育生活支援</p> <p>(2) 相互交流支援</p> <p>(3) 就職支援</p> <p>(4) 介護者支援</p> <p>(5) その他自立支援</p>	

6	母体保護法に関する事務	事業開始	昭和23年度（優生保護法） 平成8年に母体保護法に改正									
<p><b>概要</b></p> <p>母体保護法に係る、母体保護法指定医師や受胎調節実地指導員の指定に関する事務を行う。</p> <p>(1) 母体保護法指定医師関係事務</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定 希望 医師</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東京都 医師会</div> <div style="text-align: center;">通知 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉局</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉局</div> <div style="text-align: center;">交付 ←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東京都 医師会</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定 希望 医師</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">〔母体保護法指定医師審査委員会において審査指定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の指定は、東京都医師会が行う。</li> <li>○ 指定医師の申請に当たり必要となる病院の医療機関証明の所管部署は、保健医療局医療政策部医療安全課（電話 03-5320-4431）である。</li> </ul> <p>※診療所の医療機関証明の所管は保健所</p> <p>(2) 受胎調節実地指導員指定事務</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">認定 講習 終了者</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保健所</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉局</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉局</div> <div style="text-align: center;">交付 ←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保健所</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">認定 講習 終了者</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※講習会の認定は家庭支援課で行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査</li> <li>・名簿作成</li> <li>・指定証交付</li> <li>・標識交付</li> </ul> </div> <p>特別区、保健所政令市における受胎調節実地指導員指定証の交付等の事務については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」及び「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区、保健所政令市で処理している。</p> <p>そのため、特別区に対しては総務局行政部が、保健所政令市に対しては家庭支援課が、事務処理特例交付金を交付している。</p> <p>&lt;手数料&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受胎調節実地指導員指定証交付</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>受胎調節実地指導員標識交付</td> <td style="text-align: right;">3,100円</td> </tr> <tr> <td>受胎調節実地指導員指定証訂正</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>受胎調節実地指導員指定証再交付</td> <td style="text-align: right;">2,800円</td> </tr> <tr> <td>受胎調節実地指導員標識再交付</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> </table>		受胎調節実地指導員指定証交付	4,000円	受胎調節実地指導員標識交付	3,100円	受胎調節実地指導員指定証訂正	2,400円	受胎調節実地指導員指定証再交付	2,800円	受胎調節実地指導員標識再交付	2,500円	<p>&lt;徴収金の納付について(特別区、保健所政令市)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徴収金を1か月取りまとめた上、翌月10日までに納付書により都に納付する。</li> <li>○ 「事務処理特例により都歳入となる『歳入歳出外現金』の実績報告書」により家庭支援課へ報告する。</li> </ul> <p>※ 受胎調節実地指導員に係る各種申請書等は、福祉局のホームページからダウンロードできる。</p> <p>(3) 統計・報告事務</p> <p>&lt;報告の流れ&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①人工妊娠中絶数 実施医療機関→東京産婦人科医会→保健所→局(家庭支援課)→国(統計情報部)</li> <li>②不妊手術数 実施医療機関→保健所→局(家庭支援課)→国(統計情報部)</li> </ol> <p>○母体保護統計報告作成要領により作成 ※平成14年度報告より「衛生行政報告例」へ統合された。(厚生労働省統計情報部)</p> <p>&lt;報告書の様式&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①人工妊娠中絶実施報告書 東京産婦人科医会で様式を用意し配布(電話 03-5357-1201)</li> <li>②不妊手術実施報告書 保健所で様式を用意し配布</li> </ol> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母体保護法第14条 (医師の認定による人工妊娠中絶)</li> <li>・母体保護法第15条 (受胎調節の実地指導) 母体保護法施行令</li> <li>・母体保護法第25条 (不妊手術及び人工妊娠中絶の届出)</li> </ul>
受胎調節実地指導員指定証交付	4,000円											
受胎調節実地指導員標識交付	3,100円											
受胎調節実地指導員指定証訂正	2,400円											
受胎調節実地指導員指定証再交付	2,800円											
受胎調節実地指導員標識再交付	2,500円											

7	性と健康の相談センター事業	<p>事業開始</p> <p>昭和32年度 家族計画普及事業 →平成8年度に「生涯を通じた女性の健康支援事業」に組み替え →令和4年度に「性と健康の相談センター事業」に組み替え</p>
<p>1 目的</p> <p>女性特有の身体的特徴や、妊娠、出産等の課題等、女性が抱える様々な支障や悩みに対応するため、相談体制の整備及び相談員の養成を行い、生涯を通じた女性の健康保持増進及び支援を図る。 【令和4年度より】 成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）に基づき、安心・安全で健やかな妊娠出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、需要的に対応した切れ目のない支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 東京都女性のための健康ホットライン</p> <p>ア 内容 思春期から更年期に至る女性を対象に、思春期の性の悩み、避妊、婦人科疾患、更年期障害等について看護師など専門職が相談に応じる。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者へ委託</p> <p>ウ 相談日時 月曜日から金曜日（元日を除く。） 午前10時から午後4時まで ※メール相談は随時</p> <p>エ 電話番号 03-5339-1155</p> <p>オ メール相談 ホームページ上の相談フォームに必要事項を記入して送信</p>		<p>(2) 不妊・不育ホットライン ※母子医療助成担当（国要綱上は不妊専門相談センター事業）</p> <p>ア 内容 不妊・不育に関する悩みについて、経験のある女性ピア（仲間）カウンセラーが相談に応じる。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者へ委託</p> <p>ウ 相談日時 毎週火曜日 午前10時から午後7時まで 月1回土曜日 午前10時から午後4時まで（祝日・年末年始は休み）</p> <p>エ 電話番号 03-6407-8270</p> <p>(3) 妊娠相談ほっとライン</p> <p>ア 内容 妊娠・出産に関する悩みについて看護師など専門職が電話とメールで相談に応じる。内容により適切な関係機関を紹介する。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者へ委託</p> <p>ウ 相談日時 月曜日から日曜日（元日を除く。） 午前10時から午後10時まで ※メール相談は随時</p> <p>エ 電話番号 03-5339-1133</p> <p>オ メール相談 ホームページ上の相談フォームに必要事項を記入して送信</p> <p>○特定妊婦等に対する産科受診等支援 「妊娠相談ほっとライン」等に相談された方で、一人で医療機関の受診やお住まいの区市町村へ相談することに不安を抱える方を対象に、産科医療機関などへの同行支援や緊急避妊薬の処方費用等を含む初回産科受診料に対する助成を行うとともに、継続的な相談支援等の過程において、対象者の居所が不安定である等の場合の緊急一時的な宿泊場所の確保を行う。</p>

<p>(4) チャットボット「妊娠したかも相談@東京」 (東京都チャットボット総合案内サービス)</p> <p>ア 内容 若年層からの相談ニーズの高い「妊娠したかも？」の相談に対して、チャットボット形式による相談対応を行い、若年向けにもわかりやすく、タイムリーに相談に対応する。</p> <p>イ 利用方法 ホームページよりアクセス</p> <p>(5) 妊産婦向けオンライン相談</p> <p>ア 内容 妊娠による身体の変化、産後の体調、早産など妊産婦の方が抱える不安や悩みに対応するため、助産師を含む専門職がオンラインで相談に応じる。 特定妊婦等、区市町村による継続的な支援が必要と認められる相談者については、区市町村に引継ぎを行う。</p> <p>イ 実施方法 公益社団法人東京都助産師会に委託</p> <p>ウ 相談日時 月・水・金・土曜日 午前10時から午後5時まで 毎月 第2・第4日曜日 午前10時から午後3時まで ※12月29日から1月3日を除く</p> <p>(6) 早産児に関する支援事業 早産児やその家族への支援及び周囲の理解促進のため、普及啓発イベント等を実施する。</p> <p>【経緯】 平成8年、優生保護法が名称変更・廃止され、母体保護法が制定されたことに伴い、優生保護法を根拠とした「家族計画普及事業」が廃止され、本事業に組み替えられた。</p> <p>平成8年</p> <p>①健康教室 ・保健所の思春期教室 ・健康教室・更年期教室・講演会 (社団法人家庭生活研究会に委託実施)</p> <p>②思春期ホットライン(男女対象)</p>	<p>③不妊ホットライン ④相談指導員養成(両団体に委託実施)</p> <p>平成12年 思春期教室が国庫補助対象外となり廃止</p> <p>平成15年 思春期ホットラインを、女性の相談に限定し女性健康ホットラインに。指導員養成は女性健康支援・不妊相談センター事業に</p> <p>平成18年 健康教室・更年期教室、講演会事業終了</p> <p>平成24年10月 不妊ホットラインを不妊・不育ホットラインに名称変更</p> <p>平成26年7月 妊娠相談ほっとライン開始</p> <p>令和2年1月 特定妊婦等に対する産科同行受診支援を開始</p> <p>令和2年11月 LINE チャットボット「妊娠したかも相談@東京」開設</p> <p>令和3年1月 妊産婦向けオンライン相談開始</p> <p>令和3年4月 特定妊婦等に対する産科同行受診支援において、未受診者に限らない特定妊婦等に対象者を拡大</p> <p>令和7年 早産児に関する支援事業開始(予算事業化)</p> <p>【根拠法令等】 ・母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(厚生労働省通知。平成17年8月23日付雇児母発第0823001号) ・生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱(平成8年12月20日付8衛健母第1080号) &lt;平成26年3月14日付25福保子家第1406号&gt; ・特定妊婦等に対する産科受診等支援事業実施要綱(令和元年12月16日付31福保子家第1369号) ⇒ 令和4年度、「性と健康の相談センター事業実施要綱」に統合</p>
--	--

8	東京ユースヘルスケア推進事業	事業 開始	令和4年度
<p>1 目的</p> <p>中高生等の性に関することを含む思春期特有の悩みや妊娠を考える男女を対象とした健康管理などについて、相談窓口の運営や医療機関との連携等の体制整備を行う。</p> <p>また、思春期から更年期に至るまでの期間の母性保健の向上を図るとともに、同期間の各ライフステージに応じた健康教育を推進するため、こうした取組を行う区市町村に対して補助を行う。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 東京ユースヘルスケア推進事業（区市町村補助事業）</p> <p>思春期から更年期に至るまでの期間の母性保健の向上を図るとともに、同期間の各ライフステージに応じた健康教育を推進するため、こうした取組を行う区市町村に対して補助を行う。</p> <p>1自治体あたり 5,000 千円 補助率 1/2</p> <p>(2) とうきょう若者ヘルスサポート（通称：わかさぼ）</p> <p>ア 内容</p> <p>都内に在住・在学・在勤の中学生以上の10代の若者を対象とし、からだやこころの悩みに看護師等の専門職が相談に応じる。</p> <p>イ 実施方法</p> <p>民間事業者に委託</p> <p>ウ 相談形式及び実施方法</p> <p>(ア) 電話相談</p> <p>a 実施日時</p> <p>毎週月～金曜日 15時から20時 毎週土～日曜日 9時から14時 (※元日は除く)</p>			<p>b 電話番号</p> <p>0120-372-463 <small>みんなに よりそう</small></p> <p>(イ) メール相談</p> <p>ホームページのメールフォームより随時受付を行い、回答は下記の時間内に実施</p> <p>毎週月～金曜日 15時から20時 毎週土～日曜日 9時から14時 (※元日は除く)</p> <p>(ウ) 対面相談</p> <p>a 実施日時</p> <p>毎週月～金曜日 15時から20時 毎週土～日曜日 9時から14時 (※元日は除く)</p> <p>b 場所</p> <p>詳細はホームページに掲載</p> <p>c 相談方法</p> <p>ホームページ内予約フォームより事前予約制(※空きがあれば事前予約なしでも相談可能)</p> <p>(3) ユースヘルスケア普及啓発</p> <p>「TOKYO YOUTH HEALTHCARE -10代からの健康・医療サイト-」にて、性やからだ、こころの悩みや不安を解決する情報の発信を行う。</p> <p>(4) 医療機関補助事業</p> <p>若者を対象に身体・心の悩みに関する相談対応を行う医療機関に補助を行う</p>

<p>(5) プレコンセプションケアに係る取組</p> <p>①TOKYO プレコンゼミ</p> <p>ア 内容 生活習慣、知っておきたい検査値、妊娠成立に関する知識等について、医師が講義を行う。 また、妊娠・出産前のヘルスチェック支援について案内する。</p> <p>イ 対象者 都内在住の18～39歳</p> <p>ウ 日時・会場 月1～2回程度、オンラインにて開催（予定）</p> <p>エ 定員 各回1000人程度（予定）</p> <p>②妊娠・出産前のヘルスチェック支援 「TOKYO プレコンゼミ」を受講し、検査のことを正しく理解した上で希望する方へ、都が指定する検査のうち、個人の状況に合わせ医師と相談の上、実施した検査等の費用を助成する。（助成上限額：3万円）</p> <p>&lt;要件&gt;</p> <p>a 「TOKYO プレコンゼミ」の受講を完了し、検査のことを正しく理解すること</p> <p>b 受講完了後、プレコンセプションケアの一環として、当該年度内に、登録医療機関において、対象の検査及び検査結果を踏まえた助言・相談を受けること。</p> <p>c 都が実施するアンケートに回答すること。</p> <p>d 講座受講日から申請日までの間、対象者（検査、助言・相談を受ける方）が継続して東京都の区域内に住居登録をしていること。</p> <p>e 検査に係る初診の日における対象者の年齢が18歳以上40歳未満であること</p>	<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ユースヘルスケア推進事業（区市町村補助事業）実施要綱（令和4年3月31日付3福保子家第2234号）</li> <li>・東京ユースヘルスケア推進事業（プレコンセプションケアに係る取組）に係る検査費等助成事業実施要綱（令和6年4月9日付6福保子家第154号）</li> <li>・東京ユースヘルスケア推進事業（プレコンセプションケアに係る取組）に係る検査費等助成事業交付要綱（令和6年4月9日付6福保子家第155号）</li> </ul>
---	---

9	電話相談「子供の健康相談室」 (小児救急相談)	事業 開始	昭和62年度
<p>1 意義・目的</p> <p>母子の健全な育成のため、母と子の健康に関する都民の不安や悩みに対して、保健師や助産師が専門的な立場から必要な助言や相談を行うことを目的として、昭和62年10月から、保健所等が閉庁した平日夜間の時間帯での電話相談を実施している。平成16年4月から、相談時間を休日昼間にも拡充し、同年7月からは、小児初期救急の前段階で安心を確保するため、小児救急相談（#8000）の機能を付加した。</p> <p>他の相談窓口が充実してきていることを踏まえ、平成28年4月からは、名称を「子供の健康相談室（小児救急相談）」と変更し、主に小児の救急や健康に関する相談にに応じている。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 実施方法 民間事業者に委託</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 相談体制</p> <p>区市町村の保健所・保健センターが閉庁する時間帯に、保健師、助産師又は看護師が相談に応じ、必要に応じて小児科医師が対応する。</p> <p>電話相談のため、医師が診断をするものではない。</p> <p>(2) 主な相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○育児相談</li> <li>○小児救急相談</li> <li>○その他母と子の健康に関する相談</li> </ul> <p>(3) 相談日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く。） 午後6時から翌朝8時まで</li> <li>○土曜日・日曜日・祝日・年末年始 午前8時から翌朝8時まで</li> </ul> <p>(4) 電話番号</p> <p>電話番号 03-5285-8898 又は「#8000」（プッシュ回線の固定電話・携帯電話。ただし、ひかり電話・IP電話からはつながらない。）</p>			<p>※#（シャープ）8000とは</p> <p>国が、小児救急医療の軽減のために打ち出した、小児救急電話相談（こども医療電話相談）における全国统一電話番号。平成22年7月からは全ての都道府県で実施。</p> <p>* 東京都が事業案内カードを作成し、区市町村の母子保健バッグ等に封入し、普及啓発を図っている。</p> <p>《参考》 #7119とは</p> <p>東京消防庁が平成19年6月から開始した24時間・年中無休で実施する、救急車利用の適正化を図るための電話相談（P136参照）</p> <p>○救急相談センター</p> <p>#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線） ※ダイヤル回線やつながらない地域からは</p> <p>23区 : 03-3212-2323 多摩地区: 042-521-2323</p> <p>【経緯】</p> <p>昭和62年10月 母子保健サービスセンターで母と子の健康相談室事業開始</p> <p>平成16年4月 土・日・祝日・年末年始の相談開始</p> <p>平成16年7月 #8000の使用開始</p> <p>平成19年9月 #8000の携帯電話での利用開始</p> <p>平成28年4月 事業の民間委託開始</p> <p>平成31年4月 深夜帯の相談開始</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>・電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）実施要綱（平成28年3月11日付27福保子家第1321号）＜令和5年6月27日付5福保子家第744号＞</p>

10	TOKYO子育て情報サービス事業	事業開始	平成 13 年度
<p>1 意義・目的                      少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子育てに関する助言や知識を身近な人から得る機会が少なくなっている中で、安心して楽しく子育てができるよう支援するため、妊娠、子育て及び事故防止等に関する情報をインターネットにより提供する「TOKYO子育て情報サービス」を実施している。</p> <p>2 実施主体                      東京都</p> <p>3 実施方法                      公益財団法人母子衛生研究会に委託して実施</p> <p>4 提供方法等                      ホームページ  <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomom/kosodate/info_service/info-service">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomom/kosodate/info_service/info-service</a></p> <p>5 情報内容（情報項目数 222 項目）</p> <p>(1) 子育てベビーガイド                      妊娠や子育て等の情報を「お母さん編」「赤ちゃん編」等で構成（122項目）</p> <p>(2) 子どもの事故防止・応急手当ガイド                      季節別、月齢別、場所別の起こりやすい事故、応急手当のポイント等で構成（100項目）</p> <p>※ 東京都が事業案内リーフレットを作成し、区市町村の母子保健バッグ等に封入し、普及啓発を行っている。</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成 13 年 5 月 1 日                      音声サービス開始</p> <p>平成 14 年 6 月 1 日                      ファクシミリサービス開始</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日                      インターネットサービス開始</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日                      ファクシミリサービス終了</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日                      音声サービス終了</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て情報サービス事業実施要綱（平成 13 年 4 月 4 日付 12 衛健母第 685 号）</li> <li>&lt;令和 5 年 6 月 27 日付 5 福保子家第 744 号&gt;</li> </ul>	

11	子供の心診療支援拠点病院事業	事業開始	平成20年度（平成20年7月開始） （平成20年度から22年度はモデル実施）
<p>1 目的 虐待、発達障害、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子供の心を取り巻く課題に対応するため、拠点病院を設置し、各医療機関や福祉保健教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。</p> <p>2 実施方法 東京都立小児総合医療センターに委託 （平成22年2月まで都立梅ヶ丘病院に委託）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）子供の心の診療連携事業 都内の医療機関、児童相談所、保健所、区市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等に対し、精神科治療の現状、症例について情報連絡及び意見交換を行い、子供の心に関する都内関係機関相互の連携を強化する。</p> <p>（2）子供の心の診療関係者研修事業 医療機関や福祉保健教育関係機関に従事する職員等に対し、子供の心に関する研修を行い、子供の心に関する都内関係者の知識の向上を図る。併せて、研修の効果的な実施のための教材の開発を行う。</p> <p>（3）普及啓発・情報提供事業 都民、医療機関及び福祉保健関係機関等に対し、シンポジウムの開催、各種情報のホームページへの掲載、印刷物の配布、文献の貸出し等により、子供の心に関する普及啓発及び情報提供を行う。</p>		<p>※ 平成20年度から22年度の3か年においては、モデル実施として行ってきたが、医療機関や福祉保健教育機関等との連携を一層強化するため、平成23年度から本格実施となった。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健法第5条</li> <li>• 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平成20年3月31日付雇児発第3310101号）</li> <li>• 子供の心診療支援拠点病院事業実施要綱 &lt;平成23年8月18日付23福保子家第428号&gt;</li> </ul> <p>【モデル実施期間の根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの心診療支援拠点病院事業実施要綱（平成20年6月27日付20福保子医第236号）</li> </ul>	

12	母子保健研修	事業開始	昭和62年度
<p>1 意義・目的</p> <p>東京都、区市町村及び都内医療機関等の母子保健医療に従事する職員に対して、最新の母子保健、医療技術等に関する研修を行うことにより、専門知識・技術を習得させ職員の資質向上を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 対象</p> <p>都保健所、区市町村及び都内医療機関等の母子保健医療従事者とする。</p> <p>(2) 開催規模</p> <p>年10回程度</p> <p>(3) 内容</p> <p>最近の母子保健事情を踏まえた研修テーマを設定し、実施する。</p> <p>(4) 実施方法</p> <p>○周知・募集：研修回ごとに通知文を発送し、参加者へ周知および募集を行う。</p> <p>○開催方法</p> <p>集合研修：グループワーク等を取り入れ、より実践的な内容とする。</p> <p>オンライン開催：島しょ地域等遠方の地域や医療機関の従事者の参加を可能とする。</p> <p>※ 研修日時や内容を、東京都福祉局のホームページに掲載</p>			<p>【経緯】</p> <p>平成17年度をもって、国の地域保健医療等推進事業補助金が廃止された。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健施策の実施について(厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第933号)</li> <li>・母子保健研修事業実施要領</li> </ul> <p>&lt;令和5年3月28日4福保子家第2745号&gt;</p>

13	医療機関における 虐待対応力強化事業	事業 開始	平成19年度
<p>1 概要 児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、CAPS*の設置を始め、虐待発見の視点や支援の方法、関係機関との連携等に向けた判断力・対応力強化の支援を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) CAPS 立上げ支援 児童相談所が管内の医療機関を訪問し、CAPSの効果や重要性等を直接説明することで、CAPSに対する普及啓発や設置の促進を行う。</p> <p>(2) CAPS 設置病院連絡会 CAPSを設置している医療機関に対して、効果的な運営や機能向上を目指し、運営方法や工夫等に関する研修や情報交換、課題検討等を行う。</p> <p>(3) 児童相談所による訪問研修 CAPS設置予定病院等に対して、院内での理解促進を目指し、児童相談所が協働して院内での研修を行う。</p> <p>(4) 児童虐待対応研修 対象：都内の一次～三次医療機関の従事者および 都内の児童相談所職員 (コロナ禍以降、区市町村に参考周知) ※ 研修日程や内容等を、東京都福祉局のホームページに掲載</p>			<p>※ CAPS (Child Abuse Prevention System) 院内の児童虐待に対応する複数の部門が、各々の視点から児童虐待かどうか、通告等を行うかどうか等について合議の上判断し、病院としての児童相談所への通告や警察への連絡等を行う組織のこと。院内虐待対策委員会、院内虐待防止委員会等といわれる(医療機関により名称は異なる。)</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童虐待防止法</li> <li>• 児童福祉法</li> <li>• 母子保健法</li> </ul>

【経緯】

平成 17 年度

- 「医療機関のための子育て支援ハンドブック～気になる親子に出会ったら～」を作成  
内容：医療機関の通告・連絡の重要性、地域関係機関との連携・要保護、個人情報の取扱 等
  - ・区市町村・産科・小児科医療機関に配布
  - ・東京都ホームページにも掲載

平成 18 年度

- 助産師の地域コーディネート力強化事業  
母親に妊娠期から関わる助産師を対象に、要支援家庭に関する専門研修を実施

平成 19 年度

- 医療機関における虐待対応力強化事業開始【3年間時限事業】  
「CAPS 立上げ支援」「医療従事者研修」「ドクターアドバイザーシステム」として実施
- 「かかりつけ医・歯科医のための児童虐待対応ハンドブック」を作成（社会福祉法人子どもの虐待防止センターとの共著）  
内容：児童虐待の現状、諸制度、チェックリスト、見分ける視点、対応方法 等
  - ・都内一次医療機関、歯科診療所等に配布

平成 20 年度

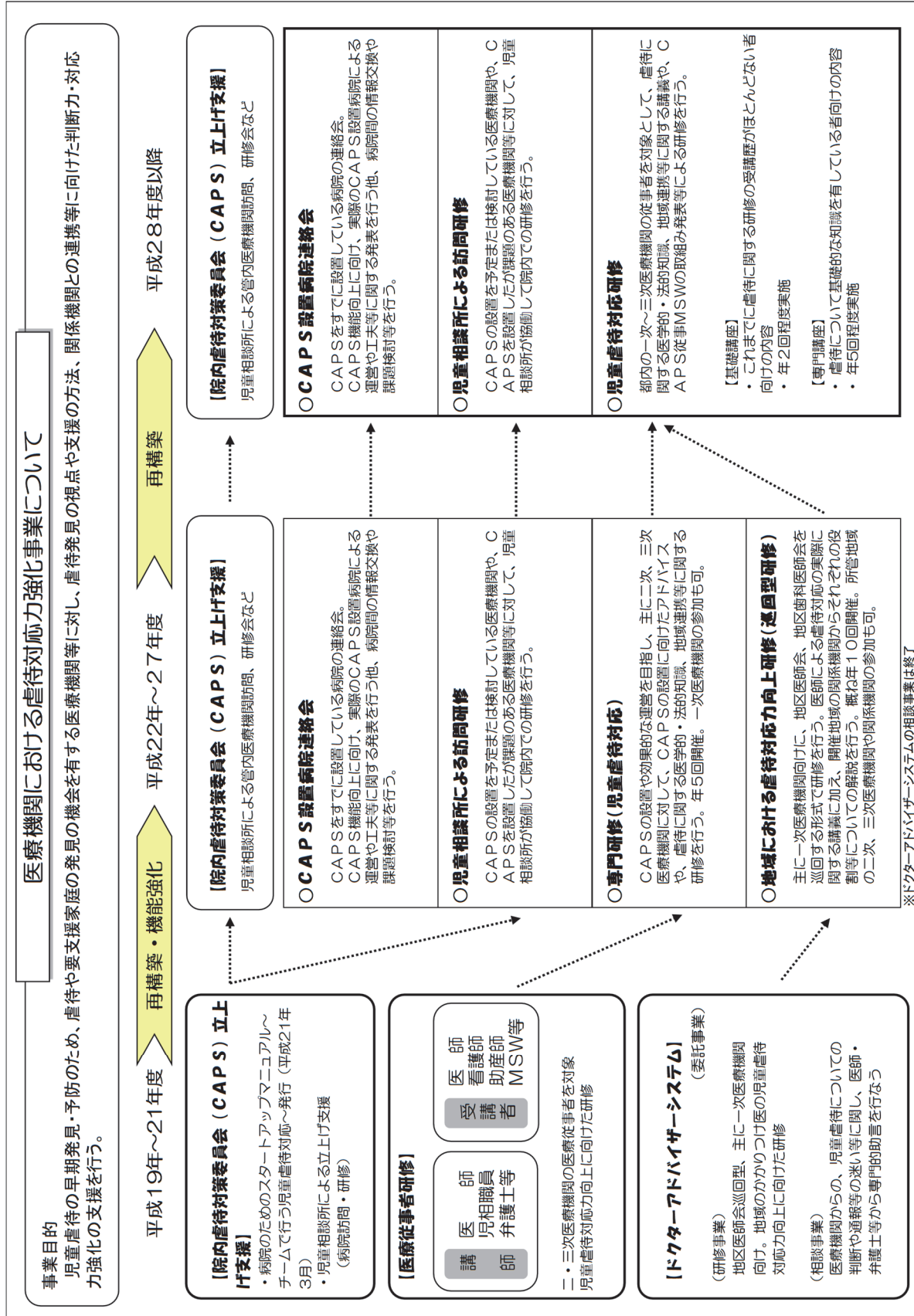
- 「チームで行う児童虐待対応～病院のためのスタートアップマニュアル～」を作成  
内容：組織的対応の重要性、組織設置に向けた準備、チェックリストやマニュアルの作成、設置及び運営の実際、組織的対応の強化 等
  - ・都内二次、三次医療機関に配布
  - ・児童相談所による立上げ支援の際に活用
  - ・東京都ホームページにも掲載

平成 22 年度

- 医療機関における虐待対応力強化事業の再構築
  - ・新たに「CAPS 設置病院連絡会」を開始
  - ・「ドクターアドバイザーシステム」のうち、研修事業については、地域の関係機関を入れた形で内容を充実させ継続、相談事業は、各児童相談所及び社会福祉法人子どもの虐待防止センターの本来業務として再構築

平成 28 年度以降

- 医療機関における虐待対応力強化事業の再構築
  - ・「専門研修（児童虐待対応）」「地域における虐待対応力向上研修」を、新たに「児童虐待対応研修」として、基礎講座（年 2 回）、専門講座（年 5 回）の計 7 回の研修として再構築



※ドクターアドバイザーシステムの相談事業は終了

14	乳幼児の事故防止施策	事業開始	—
<p>1 目的</p> <p>乳幼児の死因の上位を占め、救急搬送の主な要因でもある、不慮の事故を防ぐため、保護者等に普及啓発を行うとともに、保健医療福祉従事者へのマニュアル等を作成</p> <p>また、区市町村が行う事故防止の取組に対する支援を行う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 事故防止教材の作成</p> <p>①リーフレット「子供に安全をプレゼント」 (平成14年度から) 区市町村に著作権承認</p> <p>②チャイルドビジョン(幼児視界体験メガネ) (平成18年度から)</p> <p>③事故防止学習ソフト 「見つけて防ごう!子どもにとっての身近な危険～乳幼児期の事故防止学習ソフト」 (平成19年度)</p> <p>※いずれも東京都ホームページに掲載</p> <p>※「③事故防止学習ソフト」については、令和5年度中に内容を更新して掲載</p> <p>(2) 事故防止教育マニュアルの作成</p> <p>①「乳幼児の事故防止指導マニュアル」 (平成14年度)</p> <p>②「乳幼児の事故防止教育ハンドブック」 (平成19年度)</p> <p>※東京都ホームページに掲載</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>・母子保健法第4条(母性及び保護者の努力)</p>			<p>≪関連取組≫</p> <p>○東京都商品等安全対策協議会における取組(東京都生活文化局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーゲート等の使用に関する安全確保(令和元年度)</li> <li>・防水スプレー等の安全対策(令和2年度)</li> <li>・こどもの安全のためのプラットフォーム(令和4年度)</li> <li>・自転車用ヘルメットの着用と安全な使用(令和5年度)</li> <li>・水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用(令和6年度)</li> <li>・エスカレーター利用者のための安全対策(令和7年度)</li> </ul> <p>※報告書やリーフレット等による普及啓発を実施 &lt;詳細はホームページ&gt; <a href="https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/">https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/</a></p> <p>○「STOP!子どもの事故」シリーズ</p> <p>東京消防庁の救急搬送データを分析した結果から保護者や周囲の大人が注意を払うことで防げる事故(転落・墜落、窒息・誤飲、おぼれ、やけど、はさまれ)を取り上げ、A4二つ折りのリーフレットとして、事故防止のポイントや応急手当などを東京消防庁ホームページ上に掲載している。</p> <p>&lt;ホームページ&gt; <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou.html</a></p> <p>冊子「STOP!子どもの事故」の配布</p> <p>平成27年度より、上記STOP!シリーズをまとめた冊子を各区市町村と連携し、出産、育児を控える方が乳幼児の事故防止として活用できるよう、母子健康手帳交付等に併せて配布している。</p>

15	妊産婦・乳幼児等の防災対策	事業開始	—
<p>1 概要</p> <p>災害時要配慮者である、乳幼児や妊婦等に対しての防災対策を行う。</p> <p>(1) 調製粉乳・哺乳瓶の備蓄</p> <p>東京都地域防災計画に位置付け、調製粉乳と哺乳瓶をランニングストック方式*で備蓄している。</p> <p>被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調製粉乳は、都及び区市町村で確保することとし、災害発生後の最初の3日間は区市町村で対応し、都は広域的見地から市町村を補完するため、以後4日分を備蓄することとしている。</p> <p>*ランニングストック方式</p> <p>市場に流通させながら一定量の確保を行う備蓄方式</p> <p>(2) 乳児用液体ミルクの備蓄</p> <p>①乳児用液体ミルクの備蓄 (令和2年3月～)</p> <p>乳児用液体ミルクを購入して備蓄している。災害発生時には、保管倉庫から配送し提供する。未使用の場合、賞味期限間近に乳児院へ配送する。 (令和8年4月～)</p> <p>乳児用液体ミルクをランニングストック方式で備蓄している。</p> <p>②乳児用液体ミルクの調達</p> <p>民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。(平成30年6月～)</p> <p>(3) 妊産婦の救護に関する施策</p> <p>公益社団法人東京都助産師会(旧社団法人日本助産師会東京都支部)との災害時救護協定を締結し(平成19年6月～)、妊産婦、新生児等の災害時の保健指導等の体制を整備している。</p> <p>※ 地区助産師会等と協定を締結している区市町村もある。</p>		<p>(4) 母子に関する防災対策の普及啓発</p> <p>○都民向けリーフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知っていますか?乳児用液体ミルク」(令和元年8月(令和8年4月改訂))</li> </ul> <p>※東京都福祉局ホームページにも掲載</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法</li> <li>・東京都地域防災計画</li> </ul>	

16	子供手帳モデル活用支援事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	平成30年度
<p>1 概要</p> <p>都が平成29年度に作成した子供手帳モデルを活用した、母子健康手帳やアプリ、冊子の作成に対して補助を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>特別区・市町村（子供家庭支援区市町村包括補助事業の選択事業項目として実施）</p> <p>3 実施方法</p> <p>子供手帳モデルを活用して、各区市町村が作成する母子健康手帳やアプリ、冊子の作成費等に対し補助を行う。</p> <p>4 補助概要</p> <p>(1) 補助率</p> <p>1/2</p> <p>(2) 対象事業（補助基準額）</p> <p>ア モデル全体を母子健康手帳の任意様式部分として、国の省令様式と合わせて母子健康手帳を作成する（4,500千円）。</p> <p>イ モデルの主要な内容を既存の母子健康手帳に追加する形で母子健康手帳を作成する（900千円）。</p> <p>ウ モデルの主要な内容を活用し妊産婦や子育て家庭への支援を目的とした冊子を作成する（2,300千円）。</p> <p>エ モデルの主要な内容を活用し妊産婦や子育て家庭への支援を目的としたアプリを作成する（2,400千円）。</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成29年度</p> <p>子供手帳モデルに関する検討会実施</p> <p>「平成29年度子供手帳モデルに関する検討会報告書」を公表（平成30年3月）</p> <p>平成30年度</p> <p>「子供家庭支援区市町村包括補助事業」の先駆的事业及び選択補助事業として実施</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「子供手帳モデル活用支援事業」の手引き（東京都少子社会対策部家庭支援課）</li> <li>子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱</li> </ul>	

17	乳児用液体ミルクの普及啓発 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	令和元年度
<p>1 目的 乳児用液体ミルク（以下「液体ミルク」という。）について、災害時の救援物資としての活用を推進するため、都民の理解を促進する。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（子供家庭支援区市町村包括補助事業の先駆的事业として実施）</p> <p>3 事業内容 液体ミルクに関する普及啓発</p> <p>(1) パンフレットの制作及び配布等による情報発信 液体ミルクの特性や使用方法等について、パンフレットを制作し配布を行うこと等により、液体ミルクの正しい情報を提供する。 なお、東京都が作成するリーフレット（「知っていますか？乳児用液体ミルク」（令和5年7月改訂）等の印刷についても、補助対象とする。</p> <p>(2) 防災イベント等における情報発信 地域の住民を対象とする防災イベント等において、液体ミルクの実際の製品を用いた使用方法の解説等の普及啓発を行う。ただし、既存のイベント等の一部として実施する場合は、液体ミルクの普及啓発に係る部分のみ補助対象とする。</p> <p>(3) 災害時の液体ミルク活用に向けた仕組みづくり 研修会や協議会の開催など、地域における災害時の液体ミルク活用に向けた仕組みづくりを行う。</p> <p>(4) その他の取組 その他、東京都が事前協議において認める取組等を補助対象とする。</p>	<p>4 補助概要</p> <p>(1) 補助率 令和3年度まで 10/10 令和4年度から 1/2</p> <p>(2) 補助基準額 5,000千円</p> <p>(3) 事業期間 先駆的事业による補助は令和元年度から令和3年度までの3年間。令和4年度から一般事業</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第5条</li> <li>・災害救助法</li> <li>・東京都地域防災計画</li> <li>・乳児用液体ミルクの普及啓発実施要綱（平成31年3月29日付30福保子家第2054号）</li> <li>・消費者庁「乳児用液体ミルクってなに？」</li> <li>・公益社団法人日本栄養士会「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」</li> </ul>		

18	要支援家庭の早期発見・支援事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	平成 20 年度
<p>1 概要 母子健康手帳交付時や新生児訪問時等、ほぼ全数の母子と接点のある母子保健事業の実施機会を活用して、要支援状態にある母子を早期に把握し、適切な支援につなげて、虐待の未然防止を図る。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（子供家庭支援区市町村包括補助事業の選択項目として実施）</p> <p>3 実施方法 各区市町村により、出生数や事業実施形態等が異なるため、効果が高い方法を選択して実施する。</p> <p>4 補助概要</p> <p>(1) 補助率 1/2</p> <p>(2) 基本補助要件（次の5点を実施すること） 補助基準額 2,770 千円</p> <p>①スクリーニングの実施</p> <p>②スクリーニング未実施者への対応</p> <p>③カンファレンスの実施（カンファレンスにはスクリーニングに従事した保健師等を必ず参加させること。）</p> <p>④外部の医師等を入れた支援協議を定期的の実施すること。</p> <p>⑤事業全体の効果検証の実施</p> <p>(3) 加算補助要件（補助基準額）</p> <p>①悩みを抱える妊婦支援（601 千円）</p> <p>②妊婦健診受診状況把握・フォロー（302 千円）</p> <p>③予防接種未接種者対応（273 千円）</p> <p>④個別健診での早期発見・支援（280 千円）</p> <p>・基本補助要件を満たしていることが必須</p> <p>・一般財源化事業との区分を適切に実施</p>	<p>【経緯】</p> <p>平成 17 年度 要支援家庭の早期発見・予防事業 ○「要支援家庭の早期発見と支援のための母子保健事業のガイドライン」を作成（平成 18 年 3 月）</p> <p>平成 18 年度 ○地域保健サービス推進事業で採択（先導的 10/10）</p> <p>平成 20 年度 ○医療保健政策区市町村包括補助事業（保健政策部所管）の政策誘導項目として実施 ○「2020年の東京」アクションプログラム事業として位置づけ →都内全区市町村での取組の実施を目指している。</p> <p>平成 25 年度 ○「子供家庭支援区市町村包括補助事業」（少子社会対策部所管）の選択事業に変更し、加算補助要件を追加</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止法第 4 条（国及び地方公共団体の責務等）</li> <li>・「要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業ガイドライン（令和 4 年度改訂版）」（東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）</li> </ul> <p>※要支援家庭とは 保護者の状況、子供の状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。</p>		

19	とうきょうママパパ応援事業 (旧：ゆりかご・とうきょう事業)	事業 開始	平成27年度
<p>1 目的 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 基本事業 全ての妊産婦及び就学前までの子育て世帯を対象に、子育て支援拠点において以下の業務を実施する。 ア 妊娠期から子供の就学までの子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談に対応する。 イ 妊娠期に、保健師、助産師又は看護師が妊婦への面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する。 ウ 健診など行政が関わる機会が少ない1歳前後又は2歳前後の子供がいる家庭に対し、面談又はアンケート等を行う。 エ 妊産婦等に育児パッケージ（子育て用品等）を配布する。 オ ウの面談又はアンケート等を行った家庭に対し、東京都出産・子育て応援事業実施要綱に定めるバースデーサポート（家事・育児パッケージ）を配布する カ 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。 キ 手厚い支援を要する者やリスク要因が認められる者等に対し統括支援員を中心として児童福祉機能と連携し、サポートプランを作成し、きめ細かい支援を実施する。 ク 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。継続的な支援が必要な場合は、子供が就学するまで支援する。 ケ 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。 コ 外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、多言語対応への取り組みを実施する。 サ 障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等を行う。</p>		<p>シ 関係機関との連携の強化を実施するなど、困難事例への対応等の支援を行う。</p> <p>(2) 任意事業</p> <p>①産前・産後サポート事業 妊産婦等に対して、子育て経験者や専門家等による相談支援を実施する。</p> <p>②産後ケア事業 出産後一年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する。</p> <p>③妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ②に掲げる事業の実施場所の修繕を行う。</p> <p>④こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 こども家庭センター開設の準備のため、職員の雇上げや協議会の開催等を行う。</p> <p>⑤産婦健康診査事業 産後うつや新生児の虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。</p> <p>⑥家事育児サポーター派遣事業 家事育児サポーターを派遣し、産後の家事・育児を支援する。</p> <p>⑦多胎児家庭支援事業 多胎児家庭について、母子保健事業にかかる移動経費の支援や、家事育児サポーターの派遣、交流会や相談支援、単胎より多く生じる妊婦健康診査受診費用の補助を実施する。</p> <p>⑧人材育成 ⑥⑦を担う家事育児サポーターが、産後の母子や多胎児家庭に寄り添い、適切に指導できるよう研修会等を実施する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とうきょうママパパ応援事業実施要綱（平成27年5月27日付26福保子家第1628号）</li> <li>・母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</li> </ul>	

20	東京都出産・子育て応援事業 (旧：東京都出産応援事業)	事業 開始	令和3年度
<p>1 目的 妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進する。</p> <p>2 実施主体 都及び区市町村</p> <p>3 事業内容 (1) 赤ちゃんファーストギフト 出産後の対象者に対して、育児用品等の提供等を行うとともに、都からの子育て支援等の情報提供を行う。また、対象者にはアンケートを実施することにより、具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策立案に生かしていく。 実施主体：東京都</p> <p>(2) 妊娠時の育児パッケージ 妊産婦等に育児パッケージ(子育て用品等)を配布する。 実施主体：区市町村</p> <p>(3) バースデーサポート 1・2歳の誕生日を目安に、子育て支援等の情報提供と家庭状況の把握を行うとともに、家事・育児パッケージの配布、交流会の開催等を通じ、継続的な子育て支援に繋げる。 実施主体：区市町村</p> <p>(4) 妊婦のための支援給付(国事業) 子供・子育て支援法第十条の二に定める妊婦のための支援給付の支給を行う。 実施主体：区市町村</p> <p>※(2)～(4)について、広域連携事業を実施する区市町村においては、都事業と一体で支援を実施</p>	<p>【経緯】</p> <p>令和3年度 コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするために、子育て支援サービスや育児用品等を提供することにより、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信するとともに、具体的な子育てニーズを把握し、施策へ反映することを目的とした東京都出産応援事業を開始</p> <p>令和5年度 国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、区市町村と連携して妊娠時と出産後の経済的支援を実施</p> <p>令和7年度 妊娠時の育児パッケージ・バースデーサポートがとうきょうママパパ応援事業から東京都出産・子育て応援事業へ移管された。 また、国の「出産・子育て応援交付金」が法定化され「妊婦のための支援給付」となり、現金振込等確実な支給をすることとなった。ただし、希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能とされ、広域連携を活用した支援を継続している。区市町村と連携して妊娠時と出産後、1・2歳時に経済的支援を実施</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都出産・子育て応援事業実施要綱(令和3年3月19日付2福保子家第1940号)</li> <li>伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(令和4年12月26日付子発1226第1号)</li> <li>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)</li> </ul>		

21	妊婦健康診査支援事業	事業開始	令和5年度								
<p>1 意義・目的</p> <p>都民が安心して出産できるよう、超音波検査について厚生労働省が示す妊婦健康診査の望ましい基準を満たせるよう区市町村を支援し、妊婦健康診査の充実を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村</p> <p>3 事業内容</p> <p>1人の妊婦につき2回目から4回目までの超音波検査受診に対して、各回5,300円を上限として公費負担を行う。公費負担の方法については、区市町村が対象者に対して、原則「妊婦健康診査実施要綱（標準要綱）」に定める第4号様式（超音波検査受診票）を配布するものとする。</p> <p>ただし、都外医療機関で受診票が使えない場合等、やむを得ない場合は償還払いによる対応も可能とする。</p> <p>なお、対象者には、区市町村から以下の期間に医療機関を受診し、超音波検査を受けるよう促すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="177 1288 775 1447"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠初期から妊娠23週までの間</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週から妊娠35週までの間</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週から出産までの間</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;対象検査&gt;</p> <p>以下に掲げる内容で実施する超音波検査</p> <p>(1) 検査方法</p> <p>経腹法による断層撮影とする。</p> <p>(2) 検査内容</p> <p>ア 胎児数</p> <p>イ 胎位</p> <p>ウ 胎児の発育異常 (羊水量の異常を含む。)</p> <p>エ 胎盤の付着部位の異常</p> <p>オ その他(妊娠・分娩に大きな影響のある異常)</p>	時期	回数	妊娠初期から妊娠23週までの間	2回	妊娠24週から妊娠35週までの間	1回	妊娠36週から出産までの間	1回		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法13条</li> <li>妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)</li> <li>妊婦健康診査支援事業実施要綱(令和5年4月1日付4福保子家第2673号)</li> </ul>	
時期	回数										
妊娠初期から妊娠23週までの間	2回										
妊娠24週から妊娠35週までの間	1回										
妊娠36週から出産までの間	1回										

22	新生児聴覚検査機器購入支援事業	事業開始	令和5年度
<p>1 意義・目的 東京都内の医療機関における聴覚検査機器の購入を支援することにより、都内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図る。</p> <p>2 実施主体 都内産婦人科・耳鼻咽喉科</p> <p>3 実施方法 聴覚検査機器を所有していない医療機関が、自動聴性脳幹反応検査機器（自動ABR検査機器）を購入する場合に、購入費を支援する。</p> <p>4 補助概要</p> <p>(1) 補助率 10/10</p> <p>(2) 補助基準額 3,600千円</p> <p>(3) 補助条件</p> <p>ア 都内区市町村が実施する新生児聴覚検査の公費負担制度に基づき、自動ABR検査機器を使用し、新生児聴覚検査を実施する。</p> <p>イ 検査内容や検査結果については保護者への適切な説明を行う。</p> <p>ウ 検査結果がリファアの場合、区市町村担当者に速やかに連絡し適切な支援につなげる。</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱（令和5年7月31日付5福祉子家第126号）</li> <li>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</li> </ul>	

23	予防のための子供の死亡検証 (CDR)	事業 開始	令和4年度
	<p>1 意義・目的</p> <p>子供が死亡したあとに、多職種の機関や専門家（医療、警察、行政、福祉関係者等）が、子供の死に至る直接・間接的な情報を収集するとともに、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡を減らすことを目的とする。</p> <p>※ 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（こども家庭庁）として実施</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 死亡情報の収集</p> <p>○死亡時の診断情報、必要に応じて家庭環境、対人関係、死亡に至った状況等の情報を収集</p> <p>(2) 検証（多機関検証ワーキンググループ）</p> <p>○個別検証対象事例の選定</p> <p>○個別検証及び全体の傾向等の概観検証の実施</p> <p>(3) 提言・フォローアップ（推進会議）</p> <p>○検証結果や改善案を報告</p>	<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 成育基本法（令和元年12月1日施行）、死因究明等推進基本法（令和2年4月1日施行）</li> <li>• 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和5年6月30日付こ成母第36号）</li> <li>• 東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）実施要綱（令和5年5月16日5福保子家第474号）</li> </ul>	

24	妊産婦メンタルヘルス対策事業	事業 開始	令和7年度
<p>1 意義・目的</p> <p>産科医療機関、精神科医療機関、区市町村等が連携するためのネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 妊産婦メンタルヘルス区市町村支援事業 精神科医等によるメンタルヘルス相談や事例検討会等や医療機関等との連絡会等の妊産婦等のメンタルヘルスに関する取組を行う区市町村を支援する。</p> <p>(2) 妊産婦メンタルヘルス従事者向け研修</p> <p>(3) 妊産婦メンタルヘルス対策検討会</p> <p>(4) 妊産婦の診療が可能な医療機関検索システムの運用保守・更新 『妊産婦こころの医療機関ナビ』 <a href="https://www.mmh-information.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.mmh-information.metro.tokyo.lg.jp/</a></p> <p>4 関連事業</p> <p>(1) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬の相談支援事業</p> <p>(2) 産婦健診・1 か月児健診の都内共通受診方式の導入 (共通受診票および連絡票の導入)</p>		<p>【根拠法令等】</p> <p>母子保健法 成育基本法</p>	

25	産婦・乳幼児健康診査支援事業	事業開始	令和8年度
<p>1 意義・目的 産婦健診・1か月児健診・5歳児健診について、区市町村への支援や関係者への研修・普及啓発を行うことで、都内における健診の実施促進及び体制整備を図る。</p> <p>2 実施主体 都及び区市町村</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 都事業 乳幼児健診従事者向けの研修を実施するとともに、都民・医療機関への普及啓発等を行う。</p> <p>(2) 区市町村事業 5歳児健診に係る以下の事項について、区市町村への支援を行う。</p> <p>○コーディネーターの配置</p> <p>ア 健診実施に向けた保育所等の関係機関との調整</p> <p>イ 健診実施に向けた体制構築及び専門職の育成</p> <p>ウ 健診後のフォローアップ体制の構築 (例：療養育施、団保保育施、医療機関、就学相談、就学児健診及び小学校等との連携)</p> <p>エ 幼児・保護者への適切なフォローアップの実施</p> <p>○普及啓発</p> <p>ア 保護者等に対する5歳児健診の意義</p> <p>イ 健診後のフォローアップ体制</p> <p>ウ その他5歳児健診の推進に寄与するもの</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第13条（健康診査）</li> <li>・母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</li> <li>・5歳児健診区市町村支援事業実施要綱（令和7年5月30日付7福祉子家第22号）</li> </ul>	

26	3歳児健康診査支援事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	令和8年度
1 意義・目的 3歳児健診における視力検査の精度を高めるため、区市町村における視能訓練士の配置を促進する。	2 実施主体 区市町村(子供家庭支援区市町村包括補助事業の選択項目として実施)	【根拠法令等】 母子保健法第13条(健康診査)	3 補助概要 (1) 事業内容 3歳児健診における視覚検査において、視能訓練士を配置した場合に係る経費を補助する。 (2) 補助単価 14,500円/日額 (3) 補助率 1/2 (4) 補助要件 ランドルト環による視力検査の実施に努めること

# 母子保健の関連施策

## I 医療費助成制度

1	未熟児養育医療	事業開始	昭和33年度（都・特別区） 平成25年（市町村）
<p>1 目的 身体の発育が未熟のまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、指定養育医療機関に入院させ、必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 身体が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで、医師が入院養育を必要と認めた者</p> <p>① 出生時体重が2,000グラム以下の者 ② 一定の症状を示し、生活力が特に薄弱であって医師が入院養育を必要と認めた者</p> <p>4 事業内容 指定養育医療機関における入院医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（看護料・移送費を除き、現物給付扱い）。 ただし、区市町村民税額等により決定された徴収基準月額に基づき算出された負担金を徴収する。</p>		<p>【経緯】 平成16年10月 事務処理特例条例により申請の受理事務を市町村に移譲 平成19年4月 八王子市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。 平成23年4月 町田市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。 平成25年4月 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）に基づき、全市町村が本事業の実施主体となる。</p> <p>【申請窓口】 区市町村の保健衛生所管課</p> <p>【都所管部署】（制度全般） 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・母子保健法第20条（養育医療） ・未熟児養育事業の実施について（児童家庭局長通知。昭和62年7月31日付児発第668号）</p>	

2	自立支援医療（育成医療）	事業開始	昭和 29 年度
<p>1 目的 身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 18 歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる者であって、手術等によって確実な治療効果が得られる者</p> <p>4 事業内容 指定自立支援医療機関における医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（補装具・看護料・移送費を除き、現物給付扱い）。ただし、医療費の 1 割分を自己負担とする（世帯の住民税額等に応じて負担上限月額設定）。入院時食事療養費標準負担額は自己負担とする（生活保護世帯を除く。）。</p> <p>5 対象となる障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 肢体不自由</li> <li>② 視覚障害</li> <li>③ 聴覚・平衡機能障害</li> <li>④ 音声・言語・そしゃく機能障害</li> <li>⑤ 心臓機能障害</li> <li>⑥ 腎臓機能障害</li> <li>⑦ 小腸機能障害</li> <li>⑧ 肝臓機能障害</li> <li>⑨ 呼吸器、ぼうこう、直腸、その他の先天性内臓障害</li> <li>⑩ 免疫機能障害</li> </ul>		<p>【経緯】</p> <p>平成 16 年 10 月 事務処理特例条例により申請の受理事務を市町村に移譲</p> <p>平成 18 年 3 月まで 児童福祉法第 20 条が根拠規程であった。</p> <p>平成 18 年 4 月 障害者自立支援法の制定により、本事業が同法に位置付けられた。</p> <p>平成 19 年 4 月 八王子市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。</p> <p>平成 23 年 4 月 町田市が保健所政令市になったため、本事業の実施主体となる。</p> <p>平成 25 年 4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成 18 年政令第 10 号）の改正に基づき、全市町村が本事業の実施主体となる。</p> <p>【申請窓口】 区市町村の事業所管課</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条（自立支援医療費の支給）</p>	

3	結核児童療育給付	事業開始	昭和 34 年度
<p>1 目的 結核にり患している児童に対し、指定療育機関に入院させ、医療の給付を行うとともに、療養生活に必要な日用品・学校教育を受けるために必要な学習用品の給付を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都（八王子市・児童相談所設置区を除く都内全域。ただし、児童相談所設置区以外の特別区・保健所政令市においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」及び「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、事務の一部を特別区・保健所政令市が処理する。）</p> <p>3 対象 都内の市町村に住所を有する 18 歳未満の児童で、結核にり患している者のうち、医師が入院を必要と認めた者</p> <p>4 事業内容 指定医療機関における入院医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（移送費・看護費を除き現物給付扱い）。また、日用品・学習用品の給付を行う。ただし、区市町村民税額等により決定された徴収基準月額等に基づき算出された負担金を徴収する（納入通知書による払込）。 なお、負担金の徴収においては、都のシステムにより納入通知書の発行、未納者の管理等を行う。</p>		<p>【申請窓口】 特別区、保健所政令市の保健所及び都保健所</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第 20 条</p>	

4	小児慢性特定疾病医療費助成	事業開始	昭和48年度
<p>1 目的 小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。</p> <p>2 実施主体 東京都 八王子市 児童相談所設置区</p> <p>3 対象 小児慢性特定疾病の状態の程度が認定基準に該当し、当該児童等の保護者（親権者、未成年後見人等）が都内に住所を有する18歳未満の児童。ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳に達するまで助成の対象とする。</p> <p>4 事業内容 小児慢性特定疾病の治療に要する医療費について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する。ただし、医療費の2割分を自己負担とする（世帯の住民税額等に応じて負担上限月額設定）。入院時食事療養費標準負担額は2分の1自己負担とする（生活保護世帯、経過措置対象者を除く。）。</p> <p>5 対象となる疾患群 ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患</p>		<p>【経緯】 昭和48年度 小児慢性疾患の治療に要する医療費については、治療研究の対象として助成が開始された。 平成16年10月 事務処理特例条例により申請の受理事務を市町村に委譲 平成17年4月 児童福祉法改正 小児慢性疾患医療費助成が法制化された。 同時に、所得に応じた自己負担制度及び疾患ごとの「認定基準」が導入された。 また、福祉的制度の拡充として、ピアカウンセリングの実施や日常生活用具の給付等が位置付けられた。 平成27年1月 児童福祉法改正 対象疾病が拡大されるとともに、指定医及び指定医療機関制度が導入された。 また、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が創設された。</p> <p>【申請窓口】 区市町村の事業所管課</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第19条の2</p>	

5	不妊治療費助成	事業開始	令和4・5年度
<p>1 特定不妊治療費（先進医療）助成</p> <p>(1) 目的 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される『先進医療』について、費用の一部を助成する。</p> <p>(2) 実施主体 東京都</p> <p>(3) 対象 次の4つの要件を全て満たす者</p> <p>① 治療開始日において夫婦（事実婚を含む。）であること。</p> <p>② 治療開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦であること。</p> <p>③ 治療開始日から申請日までの間、法律婚の夫婦にあつては、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 事実婚の夫婦にあつては、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住民登録をしていること。 ※住民票で確認できない場合は、出生児の認知意向を申立書で申告すること。</p> <p>④ 保険医療機関において、助成対象の先進医療として告示された治療及び技術を受けていること。</p> <p>※ 医療機関は、体外受精及び顕微授精を実施しており、かつ、先進医療として告示された治療及び技術の実施医療機関として、厚生労働省に登録されていなければならない。</p> <p>(4) 事業内容 先進医療の実施にかかる自己負担額の10分の7を助成 (1回の助成上限額は15万円) 助成回数は保険適用の要件に準ずる。 40歳未満：通算6回まで 40歳以上：通算3回まで ※1子ごとに回数のリセットが可能</p>			<p>対象となる先進医療は、下記のとおり</p> <p>※ 中央社会保険医療協議会（先進医療会議）において示されている治療（技術）を対象とし、新たに告示された場合は、助成対象として追加する。</p> <p>&lt;令和7年10月1日時点の対象となる治療・技術&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SEET 法</li> <li>○ タイムラプス</li> <li>○ 子宮内膜スクラッチ</li> <li>○ PICS1</li> <li>○ ERA / ERPeak</li> <li>○ 子宮内細菌叢検査（EMMA / ALICE）</li> <li>○ IMSI</li> <li>○ 二段階胚移植法</li> <li>○ 子宮内膜細菌叢検査（子宮内フローラ検査）</li> <li>○ 膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別）</li> <li>○ 着床前胚異数性検査（PGT-A）</li> </ul> <p>(5) 申請及び支給方法 生殖補助医療における先進医療を実施した医療機関が発行した受診証明書等を原則電子申請にて、都に提出する。 都は申請の内容審査の上、認定した者に対し、助成金を申請者の口座に振り込む。</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4362)</p> <p>【根拠法令等】 ・東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業実施要綱（令和4年10月7日付5福祉子家第995号）</p>

<p>2 凍結卵子を使用した生殖補助医療への助成</p> <p>(1) 目的 加齢等の影響を考慮して作成した凍結卵子を使用した生殖補助医療に係る費用を助成する。</p> <p>(2) 実施主体 東京都</p> <p>(3) 対象 次の4つの要件を全て満たす者</p> <p>① 「1回の生殖補助医療」の開始日から申請日までの間において、夫婦（事実婚を含む。）であること。</p> <p>② 「1回の生殖補助医療」の開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚を含む。）であること。</p> <p>③ 治療「1回の生殖補助医療」の開始日から申請日までの間、法律婚の夫婦にあっては、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 事実婚の夫婦にあっては、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住民登録をしていること。 ※ 事実婚で同一世帯でない場合は、事実婚関係にあることと、出生児の認知意向を申立書で申告すること。</p> <p>④ 医療保険が適用されず、かつ不妊治療を目的としない未受精卵子の凍結保存を実施し、知事があらかじめ登録する登録医療機関において、当該未受精卵子を用いて生殖補助医療を実施したこと。</p> <p>(4) 事業内容 以下の額を上限に助成</p> <p>① 凍結卵子を融解し、受精を行った場合 1回につき上限25万円</p> <p>② 「以前に凍結卵子を融解し作成した凍結胚」を融解して胚移植した場合 1回につき上限10万円</p>	<p>※ 助成回数は、初めて助成を受けた際の「1回の医療行為」の開始日における妻の年齢が40歳未満であれば6回まで、40歳以上であれば3回まで</p> <p>※ 1子ごとに回数のリセットが可能</p> <p>(5) 申請及び支給方法 次の①～⑤の書類をそろえて都に提出する。</p> <p>①申請書 ②医療機関が作成する証明書 ③戸籍謄本 ④住民票の写し ⑤領収書の写し</p> <p>都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4362)</p> <p>【根拠法令等】 ・凍結卵子を使用した生殖補助医療への助成事業実施要綱（令和5年9月15日付5福祉子家第549号）</p>
--	---

6	不妊検査等助成	事業開始	平成29年度
<p>1 目的                      子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>2 実施主体                      東京都</p> <p>3 対象                      次の4つの要件を全て満たす者                      (1) 検査開始日において婚姻関係にある夫婦であること(事実婚を含む)。                      (2) 検査開始日における妻の年齢が40歳未満の夫婦であること。                      (3) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。                      ※ 事実婚の夫婦にあっては、住民票で同一世帯が確認できない場合は、出生児の認知意向を申告書で申告すること。                      (4) 保険医療機関において夫婦ともに助成対象の検査を受けていること。                      ※ 夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日を基準とする。</p> <p>4 事業内容                      不妊検査及び一般不妊治療にかかる費用について、5万円を上限に助成する。                      ※ 夫婦1組につき、1回に限る。                      ※ 助成対象期間は検査開始日から1年間</p> <p>5 申請及び支給方法                      下記①～④の書類をそろえて都に提出する。                      ①申請書                      ②医療機関が作成する証明書                      ③戸籍謄本                      ④住民票の写し                      都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p>			<p>【都所管部署】                      福祉局子供・子育て支援部家庭支援課                      母子医療助成担当                      (電話 03-5320-4362)</p> <p>【根拠法令等】                      ・東京都不妊検査等助成事業実施要綱(平成29年6月29日付29福保子家第409号)</p>

7	不育症検査助成	事業開始	令和元年度
<p>1 目的 妊娠はするものの、2 回以上の流産等を繰り返し、子供を持ってないとされる不育症について、検査によりリスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげることができるよう、不育症検査にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 対象 次の5つの要件を全て満たす者</p> <p>(1) 検査開始日において夫婦であること（事実婚を含む）。</p> <p>(2) 検査開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦であること（一部、制限なし）。</p> <p>(3) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。事実婚の夫婦にあっては、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住所登録をしていること。 ※ 住民票で確認できない場合は、出生児の認知意向を申立書で申告すること。</p> <p>(4) 保険医療機関において助成対象の検査を受けていること。 ＜対象となる検査＞ ○子宮形態検査 ○内分泌検査 ○夫婦染色体検査 ○抗リン脂質抗体 ○血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査） ○絨毛染色体検査 ○先進医療として告示された検査：先進医療の実施機関として登録した医療機関で実施されたもののみ</p> <p>(5) 2回以上の流産及び死産の既往があること又は医師に不育症と判断されたこと。</p>			<p>4 事業内容 不育症検査にかかる費用について、5万円を上限に助成する。 ※夫婦1組につき、1回に限る。 （一部、制限なし）</p> <p>※国制度については助成金額が検査費用の7割（上限6万円） ※助成対象期間は検査開始日から1年間</p> <p>5 申請及び支給方法 下記①～④の書類をそろえて都（八王子市民は八王子市）へ提出する。 ①申請書 ②医療機関が作成する証明書 ③戸籍謄本 ④住民票の写し 都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4362）</p> <p>【根拠法令等】 ・東京都不育症検査助成事業実施要綱（令和元年10月1日付31福保子家第776号）</p>

8	妊娠高血圧症候群等 医療費助成	事業 開始	昭和 39 年度
<p>1 目的</p> <p>妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、出生児に対する影響も著しいので、早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都 特別区・保健所政令市（区部財調）</p> <p>3 対象</p> <p>都内の市町村に住所を有し、次のいずれかの疾患に罹患し、次の要件のいずれかに該当する者</p> <p>（1）対象疾患</p> <p>妊娠により入院医療を必要とする次の疾患及びその続発症（一定の基準を満たすもの）</p> <p>ア 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患 イ 糖尿病及び妊娠糖尿病 ウ 貧血 エ 産科出血 オ 心疾患</p> <p>（2）要件</p> <p>ア 前年の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者 イ ア以外の者で、入院見込期間が26日以上の方</p> <p>4 事業内容</p> <p>妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、医療保険を適用して生じる自己負担額を助成する。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。</p>		<p>【経緯】</p> <p>昭和 39 年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施</p> <p>昭和 50 年度 都（市町村部）、特別区が実施主体に</p> <p>平成 9 年度 国庫補助金が一般財源化される。</p> <p>平成 18 年度 日本産婦人科医会が妊娠中毒症から、妊娠高血圧症候群に定義変更</p> <p>平成 19 年 4 月 八王子市が保健所政令市となり、本事業の実施主体となる。</p> <p>平成 23 年 4 月 町田市が保健所政令市となり、本事業の実施主体となる。</p> <p>【申請窓口】</p> <p>特別区、保健所政令市の保健所 都所管部署（郵送・電子申請）</p> <p>【都所管部署】</p> <p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4375）</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>・東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱（平成12年10月3日付12衛健母第269号）</p>	

9	入院助産	事業 開始	昭和22年度
<p>1 目的 児童福祉法に基づき、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により施設分娩を受けることができない妊産婦から申し込みがあったときに、助産施設において助産を実施する。</p> <p>2 実施者 区長：区部の妊産婦が入所する場合 市長：市部の妊産婦が入所する場合 知事：町村・島しょ地域の妊産婦が入所する場合 (区部財調)</p> <p>3 対象 保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦(当該年度(4月から6月までについては前年度)に支払った特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯(一部を除く。))</p> <p>4 事業内容 申請を受けた知事及び区市長は、妊産婦の希望する助産施設への入所を決定し、実施する。 所得税額及び出産一時金の額等により決定された負担金を徴収する。</p> <p>※ 助産施設(入院助産)は35か所 (令和7年10月1日現在(休止中施設を除く。))</p>			<p>【申請窓口】 区市は事業所管課 町村は西多摩福祉事務所及び各島しょ支庁</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (電話 03-5320-4375)</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第22条第1項</p>

10	卵子凍結に係る費用助成	事業開始	令和5年度
<p>1 目的 加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う卵子凍結に係る費用を助成する。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 対象 次の9つの要件をすべて満たす者</p> <p>(1) 都が開催する卵子凍結に係る費用の助成対象者向け説明会へ参加した後、調査事業への協力申請を行い、協力承認決定を受けること。</p> <p>(2) 本人が説明会に参加した日から1年以内に、卵子凍結に係る医療行為を開始すること。</p> <p>(3) 説明会への参加を申し込んだ日から未受精卵子の凍結が完了し、都へ申請する日までの間、継続して東京都の区域内に住民登録をしていること。</p> <p>(4) 説明会へ参加した日以降に、登録医療機関において医療行為を開始すること。</p> <p>(5) 採卵を実施した日における対象者の年齢が18歳以上40歳未満であること。</p> <p>(6) 凍結卵子の売買、譲渡、その他第三者への提供を行わないこと。また、海外への移送を行わないこと。</p> <p>(7) 凍結卵子を用いて生殖補助を実施する場合は、必ず夫（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の精子を使用すること。</p> <p>(8) 卵子凍結後も都の実施する調査に対し、継続的に回答すること。（調査は令和10年度まで実施）</p> <p>(9) 調査協力助成を受けようとする医療行為について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に係る給付の対象とならないこと。</p>		<p>4 事業内容 以下の額を助成</p> <p>(1) 卵子凍結を実施した年度 上限20万円</p> <p>(2) 次年度以降、保管に係る調査に回答した際に、1年ごと一律2万円（令和10（2028）年度まで実施）</p> <p>5 申請及び支給方法 以下の書類をそろえて都に提出する。</p> <p>① 申請書</p> <p>② 医療機関が作成する証明書</p> <p>③ 住民票の写</p> <p>④ 領収書</p> <p>⑤ 卵子凍結に関するアンケート調査（凍結時）</p> <p>都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 （電話 03-5320-4362）</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 卵子凍結への支援に向けた調査事業実施要綱（令和5年9月15日付5福祉子家第546号）</li> <li>• 卵子凍結への支援に向けた調査事業助成金交付要綱（令和5年9月15日付5福祉子家第547号）</li> </ul>	

1 1	無痛分娩費用の助成	事業開始	令和7年度
<p>1 目的 希望する方が安心して無痛分娩を選択できるよう、要件を満たした都民の方を対象に、無痛分娩に要した費用を助成</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 対象 以下の要件をすべて満たす方 (1) 令和7年10月1日以降に出産した方 (2) 硬膜外麻酔または脊髄くも膜下硬膜外併用麻酔による無痛分娩を受けた方 (3) 東京都が公表する「対象医療機関」で出産した方 (4) 都内自治体で妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受け、以後助成金の申請日まで継続して都内に住民登録がある方 (5) 出産日の翌日から起算して1年以内に申請した方</p> <p>4 事業内容 無痛分娩に係る費用として出産した方に請求されたもののうち、最大10万円を助成</p> <p>※ただし、以下の費用は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室料差額、個室料、食事料等</li> <li>・文書料など医療行為に直接関係しない費用</li> <li>・保険適用となった費用</li> </ul>		<p>5 申請及び支給方法</p> <p>以下の書類をそろえて都に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住民票の写し</li> <li>②対象医療機関から発行された領収書</li> <li>③対象医療機関から発行された明細書</li> <li>④母子健康手帳の表紙及び1ページ目</li> <li>⑤その他必要書類</li> </ol> <p>都は申請内容を審査の上、承認決定した者に対し、助成金を指定された口座に振り込む。</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 母子医療助成担当 (自治体・医療機関向け：03-5320-4557 都民向け：0120-620-620)</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱（令和7年3月3日付6福祉子家第2824号）</li> <li>・東京都無痛分娩費用助成事業交付要綱（令和7年3月3日付6福祉子家第2825号）</li> </ul>	

1 2	乳幼児医療費助成事業 (マル乳)	事業 開始	平成6年1月
<p>1 目的 乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 義務教育就学前の乳幼児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある乳幼児)を養育している者 ※乳幼児・・・医療保険未加入者、生活保護受給者、施乳設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。</p> <p>4 助成内容 (1) 助成の範囲 医療保険の自己負担額。ただし、入院時食事療養標準負担額相当額は自己負担 (2) 助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関に支払う。ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p> <p>5 補助率 医療費 1/2 事務費 1/2 (平成19年度から区部財調)</p>		<p>【経緯】 平成6年1月 乳幼児医療費助成制度開始 対象者 3歳未満の乳幼児 平成6年10月 入院時食事療養標準負担額を助成対象とする。 平成10年10月 対象年齢を3歳未満から4歳未満に拡大 平成12年10月 入院時食事療養標準負担額を対象者の負担とする。 対象年齢を4歳未満から5歳未満に拡大 平成13年10月 対象年齢を5歳未満から義務教育就学前に拡大 令和7年10月 所得制限を撤廃</p> <p>【都所管部署】 福祉局生活福祉部医療助成課 医療助成担当 (電話 03-5320-4282)</p> <p>【根拠法令等】 ・各区市町村乳幼児の医療費の助成に関する条例等(乳幼児医療費助成事業実施要綱及び補助要綱)</p>	

13	義務教育就学児医療費助成事業（マル子）	事業開始	平成 19 年 10 月
<p>1 目的 義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童を養育している者（義務教育就学期にある児童とは、6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。） ※児童・・・医療保険未加入者、生活保護受給者、施設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。</p> <p>4 助成内容  （1）助成の範囲 医療保険の自己負担額から一部負担金（通院1回につき200円（上限額））を控除した額を助成する。 ただし、入院時食事療養標準負担額相当額は自己負担</p> <p>（2）助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関に支払う。 ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p> <p>5 補助率 医療費 1/2 事務費 1/2 （区部財調）</p>		<p>【経緯】 平成 19 年 10 月 義務教育就学児医療費助成制度開始 平成 21 年 10 月 助成の範囲を医療保険の自己負担額の1/3助成から拡大 令和 7 年 10 月 所得制限を撤廃</p> <p>【都所管部署】 福祉局生活福祉部医療助成課 医療助成担当 （電話 03-5320-4282）</p> <p>【根拠法令等】 ・各区市町村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例等（義務教育就学児医療費助成事業実施要綱及び補助要綱）</p>	

14	高校生等医療費助成事業（マル青）	事業開始	令和5年4月
<p>1 目的 高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 高校生等を養育している者 （高校生等とは、15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者であり、高校に在学していないものを含む。） ※高校生等…医療保険未加入者、生活保護受給者、施設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。</p> <p>4 助成内容 （1）助成の範囲 医療保険の自己負担額から一部負担金（通院1回につき200円（上限額））を控除した額を助成する。 ただし、入院時食事療養標準負担額相当額は自己負担</p> <p>（2）助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関に支払う。 ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p> <p>5 補助率 医療費 1/2、事務費 1/2 （ただし、令和5年度から令和7年度までは10/10）</p>		<p>【経緯】 令和5年4月 高校生等医療費助成制度開始 令和7年10月 所得制限を撤廃</p> <p>【都所管部署】 福祉局生活福祉部医療助成課 医療助成担当 （電話 03-5320-4282）</p> <p>【根拠法令等】 ・各区市町村高校生等の医療費の助成に関する条例等（高校生等医療費助成事業実施要綱及び補助要綱）</p>	

15	ひとり親家庭等医療費助成事業（マル親）	事業開始	平成2年4月							
<p>1 目的 ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 対象 (1) ひとり親家庭（母子・父子家庭）の母又は父及び児童 (2) 父母のいない児童及びその児童の養育者 ※児童…18歳に達した日の属する年度の末日までの者（障害者の場合は20歳未満） ※医療保険未加入者、生活保護受給者、施設等に措置により入所している者及び里親等に委託されている者は除く。 ※父又は母に DV 接近禁止命令等が出された場合も対象 ※所得制限額…児童扶養手当制度に準拠</p> <p>4 助成内容 (1) 助成の範囲 医療保険の自己負担額から、後期高齢者医療の一部負担金相当額を控除した額（住民税非課税者は全額）を助成する。 ただし、入院時食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額相当額は自己負担</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="3">一部負担金相当額（概要）</th> </tr> <tr> <th>自己負担割合</th> <th>外 来 (個人ごと)</th> <th>入 院 (世帯ごと)</th> </tr> <tr> <td>1割</td> <td>上限 18,000円/月</td> <td>上限 57,600円/月</td> </tr> </table> <p>(2) 助成の方法 助成する医療費は、区市町村が、東京都国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を通じて、医療機関に支払う。 ただし、特別の理由がある場合は、現金給付</p>	一部負担金相当額（概要）			自己負担割合	外 来 (個人ごと)	入 院 (世帯ごと)	1割	上限 18,000円/月	上限 57,600円/月	<p>5 利用方法 ひとり親家庭が、家庭に属する対象者について区市町村長に申請し、ひとり親家庭等医療証の交付を受ける。電子資格確認を受ける場合は医療証を、電子資格確認を受けない場合は医療証と資格確認書を医療機関窓口で提示し受診する。 ※ 都外医療機関や、この制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己負担分を一時立替払いし、後で助成分を区市町村の窓口で請求し、現金給付を受ける。</p> <p>6 補助率 医療費 2/3 事務費 1/2 (平成19年度から区部財調)</p> <p>【経緯】 平成2年4月 ひとり親家庭等医療費助成制度開始 平成6年10月 入院時食事療養標準負担額を助成対象とする。 平成9年9月 薬剤一部負担金を助成対象とする。 平成13年1月 老人保健法の規定による一部負担金相当額及び入院時食事療養標準負担額を対象者の負担とする。</p> <p>【都所管部署】 福祉局生活福祉部医療助成課 医療助成担当 (電話 03-5320-4282)</p> <p>【根拠法令等】 ・各区市町村ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等（ひとり親家庭等医療助成事業実施要綱及び補助要綱）</p>
一部負担金相当額（概要）										
自己負担割合	外 来 (個人ごと)	入 院 (世帯ごと)								
1割	上限 18,000円/月	上限 57,600円/月								



# 母子保健の関連施策

## Ⅱ 子育て支援・児童福祉施策

1	児童福祉審議会	事業 開始	昭和23年度
<p>1 目的 次の事項について調査審議し、管理機関の諮問に答え、又は意見を述べ福祉行政の向上を図る。 (附属機関) ○児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項 ○母子家庭等の福祉に関する事項 ○母子保健に関する事項</p> <p>2 委員数 35人以内 特別の事項を調査審議するため、別に臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 審議内容 《本委員会》 ○児童福祉等に関する事項を調査・審議 《専門部会》 ○児童福祉行政の諸問題の中から課題を設定し、意見を述べる。 《里親部会》 ○里親認定の適否等について諮問を受け答申 《子供権利部会》 ○保護者等の同意が得られない児童相談所の措置等について、諮問を受け答申 ○被措置児童等虐待に係る措置について報告を受け、意見を述べる。 ○里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）に係る対応について報告を受け、意見を述べる。 ○措置等に対する子供本人からの申立てについて調査審議し、意見を述べる。 《児童虐待死亡事例等検証部会》 ○重大な児童虐待の事例を検証し、再発防止策を検討 《保育部会》 ○認可保育所の認可の適否等について、諮問を受け答申 《保育所等子供権利擁護部会》 ○保育所等における虐待に係る措置について報告を受け、意見を述べる。</p>	<p>【提言等】 《本委員会・専門部会 提言》 ○平成28年11月 「家庭的養護の推進について」 ○平成30年11月 「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」 ○令和2年12月 「新たな児童相談のあり方について」 ○令和5年1月 「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケート）の在り方について」 《児童虐待死亡事例等検証部会 報告書》 ○平成28年7月、平成29年4月、平成30年1月及び11月、令和元年10月及び12月、令和2年12月、令和3年11月、令和4年10月、令和5年11月、令和7年1月及び4月 「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部企画課</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第8条（設置及び権限） ・児童虐待の防止等に関する法律第13条の5（重大な児童虐待事例等の報告） ・母子保健法第7条（児童福祉審議会の権限） ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条（児童福祉審議会の権限） ・東京都児童福祉審議会条例 ・東京都児童福祉審議会条例施行規則</p>		

2	子供家庭支援センター	事業開始	平成7年度
<p>1 目的 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを区市町村が設置運営し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築する。</p> <p>2 実施主体 区市町村（区部財調） （事業の運営を社会福祉法人に委託可能）</p> <p>3 子供家庭支援センターの種類 （1）子供家庭支援センター 下記「4 事業内容」の（1）～（4）全ての事業を実施。（5）の事業を選択実施可能 （2）小規模型子供家庭支援センター 町村部実施可能。下記「4 事業内容」の（1）（2）の事業を実施。（4）及び（5）の②の事業を選択実施可能</p> <p>4 事業内容 （1）子供家庭総合ケースマネジメント事業 ①子供と家庭に関するあらゆる相談 ②ショートステイ・トワイライトステイ・一時保育等のサービス提供 ③関係機関間のサービス調整 （2）地域組織化事業 （3）要支援家庭サポート事業 ①見守りサポート事業 ②養育支援訪問事業 （4）在宅サービス基盤整備事業 養育家庭の開拓 （5）専門性強化事業 ①虐待対応の強化 ②心理的ケアへの取組</p> <p>5 実施状況 61区市町村（令和7年4月現在）</p> <p>6 その他 市町村部は、平成21年度から、子供家庭支援区市町村包括補助事業にて実施</p>	<p>※ 子供家庭支援センターは、東京都が独自に設置を進めてきた地域における子育て支援のネットワークの中核機関である。 多くの区市町村は、児童福祉法第25条第4項の要保護児童対策地域協議会の調整機関に子供家庭支援センターを指定している。</p> <p>※ 平成23年度から、区市町村虐待対応力向上支援事業を開始し、ケース全体の状況把握・進行管理を適切に実施し、関係機関との連携体制を確保する虐待対策コーディネーターの配置や、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置等を実施している区市町村もある。 （平成26年度より虐待対策コーディネーター事業として再編）</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】 ・子供家庭支援センター事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第402号）</p>		

■子供家庭支援センターが提供する子育て支援サービスの例■

(1) ショートステイ

保護者が病気、出産、出張、育児疲れ等の理由で、子供を養育することが困難なとき、乳児院や児童養護施設等で子供を預かる。短期間（7日以内）であるが、宿泊が可能である。

(2) トワイライトステイ

残業等で保護者の帰宅が恒常的に遅い場合や休日に不在の場合等で、子供を養育することが困難なとき、乳児院や児童養護施設等で、おおむね午後10時まで子供を預かり、夕食、入浴の提供等生活の援助を行う。

(3) 一時保育

保護者のパート勤務や病気、出産、冠婚葬祭等の緊急時、又は育児に疲れたとき等に心理的・肉体的負担を解消するために、保育の対象とならない未就学の子供を日中保育所等で預かる。

■子供家庭支援センターが実施する要支援家庭サポート事業

(1) 見守りサポート事業

軽度の児童虐待が認められ、在宅での指導が必要と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護又は施設措置等した児童が復帰した家庭への支援を、児童相談所と連携して行う。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、研修を受講した専門職が当該家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導等を行う。また、産褥期の母子等への育児相談や簡単な家事等の援助をするため、一定の支援目標を設定し、研修を受講した者による育児支援ヘルパーの派遣を行う。

3	こども家庭センター体制強化事業	事業開始	令和6年度
<p>1 目的</p> <p>区市町村の母子保健部門と児童福祉部門が連携し、妊娠期から切れ目のない支援を実施するため、支援体制の強化を図るとともに、人材育成研修を実施し職員のスキルアップを図る。これにより、児童虐待の未然防止を目指す。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村</p> <p>※人材育成研修は東京都が実施</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>以下①～③いずれかの体制を整え、(2)の支援内容を実施する区市町村に対し、補助を行う。</p> <p>① 子供家庭支援センターに支援チームを設置</p> <p>② 母子保健部門に支援チームを設置</p> <p>③ ①と②を両方実施</p> <p>(2) 支援内容</p> <p>① 対象者</p> <p>25歳以下初産の妊産婦、頼れる人が1名以下の妊産婦、そのほか自治体で支援が必要と認めた妊産婦</p> <p>② 支援方法</p> <p>子供家庭支援センターと母子保健部門が協働して、妊娠期から継続的な訪問・面談を実施し、信頼関係を構築しながら当事者のニーズを把握。両部門は共通のアセスメント基準を用い、合同会議を開いて支援量や支援内容を検討。当事者のニーズを踏まえた支援プランを作成し、プランに基づいた支援を実施する。</p> <p>(3) 人材育成研修</p> <p>東京都は、子供家庭支援センターと母子保健部門の連携を強化し、支援者のスキルアップを図る研修を実施する。</p>		<p>【都所管部署】</p> <p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第10条の2</li> <li>・母子保健法第22条</li> <li>・こども家庭センター体制強化事業実施要綱・こども家庭センター体制強化事業交付要綱</li> </ul>	

4	東京都妊産婦等生活援助補助事業	事業 開始	令和6年度
1 目的	<p>家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。</p>	【都所管部署】	<p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p>
2 実施主体	<p>東京都 区市町村</p>	【根拠法令等】	<p>東京都妊産婦等生活援助補助事業実施要綱</p>
3 事業内容	<p>家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援するため、下記の業務を行う団体を支援する。</p> <p>(1) 利用者の状態に応じた支援計画の策定 (2) 妊娠葛藤相談や子供の養育相談、自立に向けた相談等の相談支援 (3) 入居又は通いによる居場所や食事の提供等の生活支援 (4) 児童相談所や区市町村(子供家庭支援センター含む)、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携 (5) 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援</p>		


5	子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	事業 開始	平成3年度
<p>1 目的 区市町村が、地域の子育て家庭に対して、身近な場所につどいの場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉向上を図る。</p> <p>2 実施主体 区市町村 (事業の運営を社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間事業者等に委託等可能) 都単独型…特別区は財調 市町村は子育て推進交付金 一般型・連携型…子ども・子育て支援交付金 又は重層的支援体制整備事業 交付金</p> <p>3 事業内容 (1) 子育てひろば事業都単独型(保育所・児童館等) 保育所・児童館等の機能を活用して、身近な地域で家庭の支援を行う(週3日以上かつ1日3時間以上開設)。 (2) 子育てひろば事業一般型 常設の子育てひろばを開設し、地域の子育て支援の拠点として、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する(週3日以上かつ1日5時間以上開設)。 (3) 子育てひろば事業連携型 効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設等をつどいの場を提供する(週3日以上かつ1日3時間以上開設)。  全ての区分において、基本事業として、以下の事業を実施 ○子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ○子育て等に関する相談、援助の実施 ○地域の子育て関連情報の提供 ○子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 (その他区分ごとに選択事業実施可)</p>	<p>4 実施状況 都単独型 419か所 一般型 463か所 連携型 210か所 (令和7年11月現在)</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第6条の3第6項 ・子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)実施要綱(平成3年12月25日付3福児育第452号) ・地域子育て支援拠点事業の実施について(平成26年5月29日付雇児発0529第18号)</p>		



6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	事業開始	平成9年度
<p>1 目的</p> <p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（委託等可）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>(2) 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>(3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>(4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>(5) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、子育てひろば事業、病児保育事業等）との連絡調整</p> <p>4 実施状況</p> <p>54区市町村（令和7年10月現在）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 子ども・子育て支援交付金の対象事業</p> <p>(2) 都独自の補助については、平成21年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施</p>		<p>【都所管部署】</p> <p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第14項</li> <li>・児童福祉法施行規則第1条の32の4</li> <li>・子ども・子育て支援法第59条第12項</li> </ul>	

7	児童健全育成 (児童館・児童遊園・学童クラブ)	担当 部署	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
<p>1 児童館</p> <p>《概要》 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、 又は情操を豊かにすることを目的とする施設</p> <p>《機能》 (1) 集会室、遊戯室、図書室等の施設利用 (2) 健全な遊びの提供 (3) 子供会などの活動援助</p> <p>《従事者等》 児童の遊びを指導する者(保育士・教員等)</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>2 児童遊園</p> <p>《概要》 幼児や児童に屋外遊びの場を与えることを目的 とした遊園</p> <p>《機能》 地域における児童の健全な遊びの提供</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>3 学童クラブ</p> <p>《概要》 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 に就学している児童に対する、授業の終了後等に 小学校の余裕教室、児童館等を利用した適切な遊 び及び生活の場の提供</p> <p>《従事者等》 放課後児童支援員等</p> <p>《その他》 時間延長加算、障害児受入推進事業等がある。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p>		<p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p>	

8	利用者支援事業	事業 開始	平成 27 年度
<p>1 目的 一人一人の子供が健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子供及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 実施場所 主として日常的に利用でき、相談機能を有する施設、市町村窓口、母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所での実施とする。</p> <p>4 職員の配置 【基本型】 以下のア及びイを満たさなければならない。 ア 「子育て支援員基本研修」及び、子育て支援員専門研修「利用者支援事業（基本型）」を修了していること。 イ 区市町村長が定める実務経験の期間を有すること。 【特定型】 基本研修及び、子育て支援員専門研修「利用者支援事業（特定型）」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。 【こども家庭センター型】 ア センター長 イ 統括支援員 ウ 母子保健機能の運営に係る職員 エ 児童福祉機能の運営に係る職員 【妊婦等包括相談支援事業型】 保険児、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者が面談等を実施する。</p> <p>5 事業内容 【基本型】 地域子育て支援拠点など身近な場所で、子育て家庭や妊産婦から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握しながら情報提供や助言を行う。</p>			<p>保育所や認定こども園などの利用に関する支援を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整やネットワーク構築を担い、地域資源の開発にも取り組む。</p> <p>【特定型】 市区町村の窓口で保育サービスに関する相談に応じ、保育所や認定こども園などの情報提供や利用に向けた助言を行う。</p> <p>【こども家庭センター型】 妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を提供する拠点であり、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営します。虐待予防から個別家庭支援まで幅広く対応し、サポートプランの作成や関係機関との調整を行うほか、健康診査や保健指導なども実施します。子育て支援と児童福祉を統合した総合的な相談窓口として運営する。</p> <p>【妊婦等包括相談支援事業型】 妊娠届出時から出産・子育て期まで、保健師や助産師による伴走型の相談支援を行います。妊婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定することで、妊娠中に特化した切れ目のない支援を行う。</p> <p>【加算について】 基本型、特定型、こども家庭センター型は、事業の実施に加えて、一定の条件を満たすことで加算を受けることができます。 夜間や休日に開所している場合や、出張相談の実施、特別支援対応、多言語対応(通訳の配置・翻訳機の設置)などがあります。</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部企画課 (電話 03-5320-4138)</p> <p>【根拠法令等】 ・利用者支援事業実施要綱</p>

9	親の子育て力向上支援事業	事業開始	平成 20 年度
<p>1 目的 育児支援と虐待の未然防止を図るため、親の状況に合わせた段階的プログラムとして、親同士が支え合う関係を築くグループ支援を行う。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 対象 保健医療的な専門指導の必要はないが、育児に自信が持てない親</p> <p>4 事業内容 区市町村として、虐待のリスク度に応じたグループワーク等、親支援サービスの全体像を把握し、事業計画を策定する。 その上で、保健医療的な専門指導の必要はないが、育児に自信が持てない親を対象に、ファシリテーター等が行う支援プログラム*を実施する。 ファシリテーター養成や、スーパーバイザーによる事例検討会等も事業対象とする。</p> <p>*親支援プログラムの要件 ①ファシリテーターによるプログラム進行 ②グループワーク ③同一グループ（20名以下）で複数回（10回前後）実施 ④プログラム実施中の保育の実施</p> <p>5 その他 平成 21 年度より子供家庭支援区市町村包括補助事業において実施</p>		<p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】 ・親の子育て力向上支援事業実施要綱（平成 23 年 7 月 12 日付 23 福保子家第 334 号）</p>	

10	子育て親子の外出環境整備事業 (赤ちゃんふらっと事業)	担当 部署	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
	<p>1 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業(赤ちゃん・ふらっと事業)</p> <p>授乳及びおむつ替え等のための施設設備(赤ちゃん・ふらっと)の設置を促進するとともに、都民に赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。</p> <p>○事業の届出及び適合証の表示</p> <p>赤ちゃん・ふらっと事業の実施者は事業開始届を知事に届け出るとともに、知事から交付された適合証を外から見やすい場所に表示する。</p> <div data-bbox="256 846 395 981" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">適合証のイメージ</p> <p>○設置状況</p> <p>1, 656か所(令和8年1月16日現在)</p> <p>【都所管部署】</p> <p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p>		

11	子供・子育て応援とうきょう事業	担当 部署	福祉局子供・子育て支援部企画課
<p>1 子供・子育て応援とうきょう事業</p> <p>子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村と連携・協力し、社会全体で子育てを支援する取組を推進することにより、子供と子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。</p> <p>《主な取組》</p> <p>○子育て情報サイト・アプリ「とうきょう子育てスイッチ」の運営</p> <p>＜サイトの機能＞</p> <p>都内自治体の子育てサービス、パスポート協賛店、授乳・おむつ替えスペース、小児救急医療機関、バリアフリートイレなどが検索可能。その他、デジタルパスポートの取得、子育てに関するプチ情報など</p> <p>○子育て応援とうきょうパスポート事業の実施</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>事業の趣旨に賛同する企業・店舗等が子育てに役立つ様々なサービスを提供する取組</p> <p>＜対象世帯＞</p> <p>18歳未満のお子様、妊娠中の方がいる世帯</p> <p>＜協賛店登録数＞</p> <p>9,564件（令和7年10月1日時点）</p> <p>○その他、社会全体で子供と子育てを応援する気運を高める取組</p> <p>《サイトURL》</p> <p><a href="http://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/">http://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>マスコットキャラクター</p>		<p>【都所管部署】</p> <p>福祉局子供・子育て支援部企画課 （電話 03-5320-4115）</p>	

12	018サポート	事業 開始	令和5年度
<p>1 概要 子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給する。</p> <p>2 対象者（令和7年度分） 次のいずれにも該当する子供。所得制限なし。 ①0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ②令和7年度中に都内に住所を有する又は有していた方（原則）</p> <p>3 支給額 子供一人当たり月額5,000円</p> <p>4 申込み 東京都018サポートポータルサイトからウェブで申込み <a href="https://018support.metro.tokyo.lg.jp/">https://018support.metro.tokyo.lg.jp/</a> ※郵送での申込みを希望する場合は、下記コールセンターに連絡</p> <p>東京都018サポート給付金コールセンター ☎0120-056-018（9時～19時、年末年始を除く土日祝日も開設）</p>	<p>【経緯】 令和5年度 事業開始 令和6年度 親子のマイナンバーカードをスマホで読み取る新たな申請方法を開始 令和7年度 東京都出産・子育て応援事業（赤ちゃんファースト）との同時申請を開始</p> <p>【根拠法令等】 令和7年度018サポート実施要綱</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部育成支援課</p>		

13	社会的養護 (里親等・児童養護施設等)	担当 部署	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
<p>1 里親等</p> <p>○養育家庭 保護を要する児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○専門養育家庭 保護を要する児童のうち、一定のケアを必要とする被虐待児、障害児及び非行等の問題を有する児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○親族里親 保護を要する児童を、一定の要件を満たす祖父母等の親族が里親となり、養育する。 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○養子縁組里親 保護を要する児童を、養子縁組を目的として家庭において養育する。 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） 一定の要件を備えた養育者の住居において5人又は6人の保護を要する児童を養育する。 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○フレンドホーム 児童養護施設又は乳児院に入所している児童を数日間家庭において受け入れ、児童に家庭生活を体験させる。 【根拠法令等】 フレンドホーム制度実施要綱</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 里親担当 (電話 03-5320-4135)</p>	<p>2 児童養護施設等</p> <p>○乳児院 乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。 【入所相談】 児童相談所 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○児童養護施設 保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行う。 【入所相談】 児童相談所 【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>○養護児童グループホーム 児童養護施設に入所する児童のうち、4～6人程度の児童を施設から独立した家屋において、家族的雰囲気の中で養育する制度 【根拠法令等】 ・東京都養護児童グループホーム制度実施要綱 ・地域小規模児童養護施設設置運営要綱 ・児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱</p> <p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 児童施設担当 (電話 03-5320-4122)</p>		

14	ひとり親家庭・女性福祉	担当 部署	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
<p>1 ひとり親家庭福祉施策</p> <p>○東京都ひとり親家庭支援センター ひとり親家庭に対する生活相談、就業支援、養育費相談、親子交流支援等を行う。</p> <p><b>はあと</b> 生活相談・養育費相談・親子交流支援・離婚前後の法律相談 電話 03-6272-8720</p> <p><b>はあと飯田橋</b> 就業相談・就業支援・職業紹介 電話 03-3263-3451</p> <p><b>はあと多摩</b> 生活相談・養育費相談・親子交流支援・離婚前後の法律相談・就業相談・就業支援・職業紹介 電話 042-506-1182</p> <p>○母子・父子自立支援員 ひとり親家庭及び寡婦に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うため、福祉事務所等に配置されている。</p> <p>○ひとり親家庭ホームヘルプサービス 児童のいるひとり親(母子・父子)家庭で、家事等の日常生活に支障をきたしている世帯に対して、家事援助を行う。 《申込》 福祉事務所又は市役所・町村役場</p> <p>○母子生活支援施設 母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護し自立促進のための生活支援を行う児童福祉施設 《入所相談》 福祉事務所</p> <p>○手当・助成・貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当 《申込》 区市役所・町村役場</li> <li>・児童育成手当 《申込》 区市役所・町村役場</li> <li>・ひとり親家庭等医療費の助成(P109)</li> <li>・母子及び父子福祉資金の貸付 母子家庭等を対象とする貸付制度 《申込》 福祉事務所、区市役所</li> </ul> <p>※八王子市は中核市移行に伴い、独自に実施している。 ※母子及び父子並びに寡婦福祉法における母子家庭等とは、20歳未満の子供のいる場合をさす。</p>			<p>【都所管部署】 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 ひとり親福祉担当 電話 03-5320-4125 児童手当担当 電話 03-5320-4123 福祉資金担当 電話 03-5320-4126</p> <p>2 女性福祉</p> <p>○東京都女性相談支援センター (令和6年4月1日～名称変更) 困難な問題を抱える女性の相談に応じ、助言・援助等を行う施設。 配偶者暴力相談支援センターとしての機能も担っている(「配偶者暴力相談支援センター」(P182)の項目を参照)。 《保護対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による支援を必要とする女性</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による配偶者暴力被害者</li> <li>・人身取引被害者</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」によるストーカー被害者</li> </ul> <p>○女性相談支援員 保護や援助を必要とする女性の早期発見や相談に応じるため、女性相談支援センター、福祉事務所等に配置されている。</p> <p>○女性自立支援施設 支援を要する女性を保護し、心身の健康の回復を図るための援助を行い、自立の促進のための支援を行う施設 《入所相談》 福祉事務所</p> <p>○貸付制度 &lt;女性福祉資金(市町村部のみ)&gt; 配偶者のいない女性等を対象とする貸付制度 《申込》 福祉事務所・市役所</p>

15	<p>児童相談所における 児童虐待対策</p>	<p>担当 部署</p>	<p>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 児童相談所運営担当</p>
<p>1 児童相談所の虐待対策</p> <p>《虐待対応の基本方針》</p> <p>(1) 子供の安全確認・確保の最優先</p> <p>(2) 迅速かつ組織的な対応</p> <p>(3) 関係機関との連携とネットワーク構築</p> <p>(4) 隙間や切れ目のない支援</p> <p>(5) 親子の関係修復、再統合、子供の自立支援</p> <p>2 児童相談所の虐待対応</p> <p>(1) 区市町村子供家庭支援センターとの連携 児童虐待相談等に適切に対応するため、児童相談所と区市町村子供家庭支援センターが相互の共通理解のもと、東京都の実情にあった円滑な連絡・調整のルール（略称「東京ルール」）を定め、緊密な連携を図っている。</p> <p>(2) 通告・相談への対応 子供本人、保護者、近隣等の個人や各関係機関等からの通告を受け付けると、直ちに緊急受理会議を行い子供の安全確認、調査を行う。</p> <p>(3) 総合診断 関係機関との連携・協力のもと、子供及び家庭について、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断を行い、援助方針会議により児童の最善の利益を踏まえた援助方針を決定する。</p> <p>(4) 児童相談所の援助内容（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○継続的な援助 必要に応じて継続的に一定期間、専門職員による援助（指導）を行う。</li> <li>○一時保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急保護、②行動観察、③短期入所指導が必要な場合に行う。</li> </ul> </li> <li>○養育家庭委託、児童福祉施設入所</li> <li>○法的対応 （子供の安全確認・確保を最優先に、出頭要求、立入調査、臨検捜索、保護者の意に反した児童福祉施設入所承認申立て、面会・通信制限及び接近禁止命令、親権喪失・親権停止請求等）</li> </ul>		<p>3 児童相談センターの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○治療指導事業 家庭、学校、施設において様々な不適応行動を示す子供に対して通所や宿泊による援助を行う。</li> <li>○関係機関支援事業 虐待を受けた子供をはじめ、様々な情緒・行動上の問題を抱える子供の入所が増えている児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設や自立援助ホーム等を支援するため、心理職員や精神科医師が講義、演習、ケース検討、医療相談を行う。 また、子供家庭支援センターの職員に向けて子供や家族の支援に役立つための研修を行う。</li> <li>○電話相談事業 地域を問わず誰もが気軽に利用できる電話相談として設置している。 〈4152（よいこに）電話相談〉 電話 03-3366-4152 月曜日～金曜日 午前9時から午後9時 土・日・祝日 午前9時から午後5時 （年末年始を除く。） FAX 03-3366-6036 （FAXは聴覚言語障害者専用）</li> </ul> <p>4 児童虐待対策事業（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待対策班の設置 迅速、的確な虐待対応が図れるよう、各児童相談所に設置している。</li> <li>○通年開所 緊急ケースに対し、土・日曜日、祝日（年末年始含む。）に対応する相談窓口を設置し、365日切れ目ない緊急相談体制を確保している。</li> <li>○家庭復帰促進事業 児童虐待等により施設等に入所した子供について、家庭環境の改善等を行い、早期家庭復帰の促進を図っている。</li> <li>○家族再統合援助事業 虐待等により施設等に入所している子供とその家族にグループ心理療法を行い、家庭環境改善及び円滑な家庭復帰を図っている。</li> </ul> <p>5 その他の相談窓口</p> <p>子供の権利擁護専門相談事業 東京子供ネット電話相談（フリーダイヤル） 電話 0120-874-374 月曜日～金曜日 午前9時から午後9時 土・日・祝日 午前9時から午後5時 （年末年始を除く。）</p>	



# 母子保健の関連施策

## Ⅲ その他の分野別施策

<p>1</p>	<p>障害児関係 1. 発達障害関係 2. 重症心身障害児等 施策</p>	<p>都 関 連 部 署</p>	<p>福祉局障害者施策推進部精神保健医療課  <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援関係</li> <li>発達障害者支援センター運営                      こどもTOSCA 03-6413-0231                      おとなTOSCA 03-5579-8207</li> </ul> <p>福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 療育担当  <ul style="list-style-type: none"> <li>重症心身障害児等支援関係</li> </ul></p> </p>
<p>1 発達障害関係                  ア 発達検査体制整備支援事業                  令和6年度に実施した『発達障害児の検査に関する実態調査』から、発達障害の早期発見・早期診断による待機期間の解消、発達検査や相談に携わる人材の育成・確保、保護者等に対する発達障害の知識や相談先等に関する情報提供・普及啓発が課題であることが明らかになった。                  そこで、令和7年度に課題解決にむけ、区市町村、医療機関、保護者等への支援策を講じ、発達検査体制の更なる充実を図った。                  令和8年度は取組を拡充して実施する。</p> <p>○区市町村発達検査体制充実支援事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>検査体制の充実、事前相談や検査後のフォロー、医療機関との連携・調整に係る人員配置等の体制整備を行う区市町村への補助を行う。</li> <li>令和8年度は、事前アセスメントの強化に取り組む場合補助基準額を上乗せする。</li> </ul> <p>○医療機関初診待機解消事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害のアセスメント（検査等）が可能な職員を配置する医療機関への補助を行う。</li> </ul> <p>○都民向け普及啓発事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度に保護者向けに発達障害に係る知識や発達検査の目的、相談先等を記載したデジタルブックや周知用のリーフレットを作成。</li> <li>令和8年度は、Web 広告等による普及啓発を実施予定。</li> </ul> <p>○デジタル技術を活用した発達障害児支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村が実施するデジタルツール等を活用した発達障害児支援に要する経費を補助する。</li> </ul> </p></p></p></p>		<p>イ 発達障害者支援センター                  発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進している。</p> <p>○主な取組内容  <ul style="list-style-type: none"> <li>本人・家族への相談支援</li> <li>関係機関等に対する普及啓発・研修等</li> <li>地域支援マネジャーによる地域支援体制の整備支援、困難事例支援、就労機関への支援</li> <li>情報発信の強化（ホームページを活用した情報提供、発達障害者支援センター案内リーフレット作成など）</li> </ul> <p>【根拠法令等】  <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援法（平成16年法律第167号）</li> <li>第2条 ①「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広範性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</li> <li>②「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの</li> <li>第5条 市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。</li> </ul> <p>※ 文部科学省では、「軽度」という言葉は用いず、「発達障害」で統一している（平成19年通知）。</p> </p></p>	

<p>2 重症心身障害児等施策</p> <p>(1) 全体概要</p> <p>重症心身障害児(者)等については、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、地域における専門的支援の提供体制の更なる整備が必要である。</p> <p>NICU等に入院している重症心身障害児等が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる療育環境を構築するため、専門的な支援が必要である。</p> <p>また、安定した在宅生活を継続するため通所施設やショートステイにおける医療的ニーズの高い利用者の受入れの促進や、重症心身障害児(者)等を介護する家族の負担軽減等の充実を図る必要がある。</p> <p>児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定された。</p> <p>(2) 重症心身障害児等への支援</p> <p>ア 入所施設</p> <p>入所により、治療及び日常生活の指導などを行う。</p> <p>イ 通所施設</p> <p>自宅での療育の向上を図るため、通所により、日常生活動作の訓練や運動機能の低下を防止する訓練を行う。</p> <p>ウ 短期入所事業</p> <p>一時的に家庭での介護が困難になった場合、重症心身障害児施設等で、医学的管理のもとに必要な介護を行う。</p> <p>エ 重症心身障害児等在宅療育支援事業</p> <p>4つの事業を柱に、重症心身障害児及び医療的ケア児※の在宅移行支援と療育支援を行う。</p> <p>※医療的ケア児…医療的ケアが必要な障害児</p>	<p>&lt;事業内容&gt;</p> <p>①在宅重症心身障害児(者)等訪問事業</p> <p>重症心身障害児(者)及び医療的ケア児のご家庭に看護師を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行う。また、必要に応じ、年に1回、専門医が訪問健康診査を行う。</p> <p>②在宅療育相談事業</p> <p>在宅重症心身障害児(者)等訪問事業の決定を受けた児に対し、入院中から家族との面談等による相談支援を行うほか、病院のスタッフや保健所等の保健師と連携して、退院後の療育環境を整えていく。</p> <p>③訪問看護師等育成研修事業</p> <p>重症心身障害児及び医療的ケア児の訪問看護人材の育成のため、訪問看護ステーション等の訪問看護師を対象に、研修会及び訪問実習等を実施する。</p> <p>④在宅療育支援地域連携事業</p> <p>自宅で生活する重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の療育環境の向上を図るために、支援に関わる各関係機関の連携を推進する事業で、地域ごとに連携会議を開催する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童福祉法(第56条の6第2項)</li> </ul> <p>&lt;平成28年6月3日一部改正&gt;</p> <p>東京都障害者計画第3期東京都障害児福祉計画</p>
--	---


<p>2</p>	<p>配偶者暴力（DV）関係</p>	<p>都関連 部署</p>	<p>福祉局子供・子育て支援部育成支援課                  ・女性相談センターの運営 ・DV関係                  生活文化局都民生活部男女平等参画課                  ・配偶者暴力防止対策の総合調整</p>
<p>1 配偶者暴力（DV）対策の概要</p> <p>○「東京都配偶者暴力対策基本計画」                  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の実施に関する基本的な計画。                  東京都生活文化局が事務局となり平成 17 年度策定・28 年度改定・令和3年度改定</p> <p>○「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」                  配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、東京都生活文化局が設置</p> <p>○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」                  被害者の相談から自立に至る段階に応じた総合的・体系的な支援のためのプログラム。東京都生活文化局が事務局となり、平成 17 年度策定・22 年度改定・29 年度改定</p> <p>○東京都男女平等参画課ホームページには、配偶者暴力対策の概要や相談窓口一覧が載っており、普及啓発リーフレットもダウンロード可能</p> <p>2 東京都の相談窓口</p> <p>○配偶者暴力相談支援センター                  東京都は、以下の機関を配偶者暴力相談支援センターと位置づけている。</p> <p>《東京都女性相談支援センター》                  電話 03-5261-3110                  （23 区にお住まいの方）                  電話 042-522-4232                  （多摩地区にお住まいの方）</p> <p>※ 福祉事務所や支庁等では、婦人相談員が対応する。</p> <p>《東京ウィメンズプラザ》                  電話 03-5467-1721（DV 専用）                  電話 03-5467-2455（一般相談）</p> <p>【LINE 相談】（DV 専用）                  ささえるライン@東京                  午後2時から午後8時                  （年末年始を除く）</p>		<p>【男性のための悩み相談】                  東京ウィメンズプラザで実施                  電話 03-3400-5313                  月・水・木曜日 午後4時から午後8時                  土曜日 午後1時から午後5時</p> <p>【根拠法令等】                  ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）</p>	




3	食育・栄養関係	都 関 連 部 署	産業労働局農林水産部 ・東京都食育推進計画、東京都食育推進協議会事務局 保健医療局保健政策部健康推進課 ・栄養施策 ・東京都幼児向け食事バランスガイド 保健医療局健康安全部 ・食の安全
<p>1 東京都食育推進計画                  平成 18 年に策定。最新は令和8年度から 13 年度までを期間とする第 5 次計画。                  母子保健分野では、幼少期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる生活習慣を身に付ける大切な時期であり、この時期の食育を推進していくうえで家庭の果たす役割が重要であるとしている。</p> <p>2 幼児期からの健康づくり                  「東京都幼児向け食事バランスガイド」                  幼児期からの健康的な食習慣の定着を目指し、3 歳から 5 歳の幼児を対象に、1 日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、コマの形と料理の写真でわかりやすく示したもの（平成 18 年度福祉保健局保健政策部健康推進課作成）</p> <div data-bbox="197 1043 371 1261"> </div> <p>※ 東京都幼児向け食事バランスガイド」ポスター、指導マニュアル、おり紙及びペーパークラフトが、東京都保健医療局ホームページからダウンロードできる。</p> <p>3 食の安全                  母子関係の食に関する注意喚起事項については、下記のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児用調製液状乳は開封後できる限り早く消費する等の適正な取扱い</li> <li>○はちみつを原因とする乳児ボツリヌス症</li> <li>○サカザキ菌等病原微生物による汚染を抑えるための乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱い方法</li> <li>○妊婦のリステリア症について</li> <li>○妊婦の魚介類の摂食と水銀に関する注意事項</li> <li>○生又は加熱不足の食肉による腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E 型肝炎、トキソプラズマ等への感染に関する注意事項</li> <li>○カフェインの過剰摂取に関する注意</li> <li>○乳児用食品の放射性物質の基準</li> <li>○ビタミンAの過剰摂取について</li> <li>○大豆イソフラボンの日常の食生活の上乗せ摂取について</li> <li>○サプリメント形状食品の子どもの過剰摂取について</li> </ul>			<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育基本法（平成 17 年 6 月）＜最終改正 平成 27 年 9 月＞</li> <li>・「第 4 次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について（令和 3 年 4 月）</li> <li>・「第 4 次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について（令和 3 年 4 月）</li> <li>・「第 4 次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について（令和 3 年 4 月）</li> <li>・「第 4 次食育推進基本計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について」（令和 3 年 4 月）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「食を通じた子どもの健全育成（－いわゆる「食育」の視点から－）のあり方に関する検討会」報告書（楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～）（平成 16 年 2 月）</li> <li>○「妊産婦のための食事バランスガイド」（平成 18 年 2 月）、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」（令和 3 年 3 月）</li> <li>○「授乳・離乳の支援ガイド（2019 年改定版）」（平成 31 年 3 月）</li> <li>○「日本人の食事摂取基準（2025 年版）」（令和 7 年 4 月）</li> <li>○妊婦の方への情報提供「これからママになるあなたへ」</li> <li>○インターネット等で販売される母乳に関する注意喚起（平成 27 年 7 月）                  ※すべて厚生労働省ホームページに掲載中</li> <li>○「お母さんになるあなたと周りの人たちへー妊娠の前から気をつけたい食べ物のことー」（令和 5 年 3 月）                  ※食品安全委員会ホームページに掲載中</li> <li>○「未成年者におけるビタミン D を含む加工食品の摂取状況の調査結果等について」（令和 3 年 8 月）                  ※消費者庁ホームページに掲載中</li> </ul>

<p>4</p>	<p>生涯を通じた健康づくり関係</p>	<p>都 関 連 部 署</p>	<p>保健医療局保健政策部健康推進課                  ・東京都健康推進プラン21（第三次）関連                  ・がんの予防 ・喫煙の健康影響                  保健医療局医療政策部医療政策課                  ・歯科保健                  教育庁都立学校教育部学校健康推進課                  ・学校保健</p>
<p>1 東京都健康推進プラン21（第三次）                  生活習慣病の予防とともに、身体やこころの健康の維持及び向上を図ることで、誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会を目指し、健康増進法に基づき策定した都の健康増進計画。                  都民の健康づくりを推進する上で、特に重点的な対策が必要な①こころの健康、②多様な主体による健康づくりの推進、③女性の健康の3分野を重点分野として掲げている。                  &lt;がんの予防&gt;                  ○がん検診受診の普及啓発                  女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」を活用し、乳がん・子宮頸がん検診等の受診を促進している。                  &lt;喫煙の健康影響&gt;                  ○妊産婦の喫煙・受動喫煙防止                  妊産婦の喫煙・受動喫煙による胎児及び乳幼児への健康影響の普及啓発リーフレットや、子供を迎える世帯に向けた禁煙支援リーフレットを、保健医療局のホームページに掲載している。</p> <p>2 歯科保健                  &lt;東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第2次）（令和6年3月）&gt;                  都民の目指す姿「都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を掲げ、都民自らの取組「①日常的に自ら口腔ケアに取り組む、②かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けること、③区市町村、学校、職場等において歯科健診や健康教育等を受けること」を促すとともに、都や区市町村等が協力して都民の歯と口の健康づくりを推進するための計画</p>			<p>3 学校保健                  児童・生徒の健康管理の向上のために学校、家庭をはじめ、様々な関係機関との連携強化を進める。青少年期における思春期特有の悩みに対しては、専門家と連携した相談体制を整備する。                  ○感染症予防の協力体制整備                  ○食物アレルギー対応体制整備                  ○健康づくり推進のための連携と支援                  ○健康課題に対する専門的な相談体制の整備                  「障害のある児童・生徒の食事指導の手引き」                  障害のある生徒が、安全に食事を摂取するための、基礎知識や食事指導の解説書                  ※都民情報ルームで有償頒布                  （1冊899円（税別））</p> <p>【根拠法令等】                  ・健康増進法                  ・歯科口腔保健の推進に関する法律                  ・学校保健安全法                  ・小学校、中学校、高等学校学習指導要領</p>

5	小児医療関係	都 関 連 部 署	保健医療局医療政策部救急災害医療課 ・小児救急医療体制の整備 保健医療局医療政策部医療政策課 ・東京都こども医療ガイド ・暮らしの中の医療情報ナビ ・医療機関案内サービス「ひまわり」 ・医療情報ネット（ナビイ） 東京消防庁 ・救急相談センター（＃7119） ・東京版救急受診ガイド
<p>1 小児医療との関連性</p> <p>保護者が子供の病気や救急医療等に関する知識を理解することで、子供の急変時の状態に適切な対応・受療行動がとれるようになり、育児不安の解消のほか、小児救急への適切な利用につながる。</p> <p>相談事業や外来受診の理由の上位は、不慮の事故や発熱・消化器症状である。また、救急搬送では、急病、一般負傷、交通事故が上位であった。</p> <p>そのために、平常時における、保護者への普及啓発が重要である。</p> <p>2 小児救急医療体制の概要</p> <p>○小児初期救急診療事業（初期）</p> <p>身近な地域で夜間休日にも初期救急診療が受けられるよう、区市町村を実施主体として、地域の医師会等の協力を得ながら実施する。</p> <p>○休日・全夜間診療事業（小児科）（二次）</p> <p>365日24時間救急入院が可能な病床を確保し、小児科医師が救急患者の入院治療を行う。</p> <p>○東京都こども救命センター（三次）</p> <p>小児の重症症例等により、他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者を受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う。</p>		<p>3 家庭での対応の支援</p> <p>○東京都こども医療ガイド</p> <p>子供の病気やケガについての基礎知識、対処法等を都ホームページで紹介。スマートフォンでも利用可</p> <p>○暮らしの中の医療情報ナビ</p> <p>医療機関のかかりかた、医療に関係する制度や仕組みを分かりやすく説明。都ホームページで紹介。スマートフォン、携帯電話でも利用可</p> <p>○OTOKYO子育て情報サービス</p> <p>電話（自動音声応答システム）・インターネットによる事故防止・応急手当の情報提供</p>	

事業名	事業内容
<p>子供の健康相談室 (小児救急相談) (P73)</p>	<p>各種育児相談、小児救急相談等、母と子の健康に関する相談に、保健師や助産師が対応する。(必要に応じて小児科医師が対応する。)</p> <p>電話 03-5285-8898 ( #8000 は、携帯電話・プッシュ回線の固定電話。 ) 又は、#8000</p> <p>月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く。) 午後6時から翌朝8時 土・日・休日・年末年始 午前8時から翌朝8時</p>
<p>医療機関案内サービス 「ひまわり」</p>	<p>&lt;電話&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療福祉に関する相談 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前9時から午後8時 電話 03-5272-0303</li> <li>○医療機関案内 毎日 24時間 電話 03-5272-0303 聴覚障害者の方専用 FAX 案内 03-5285-8080</li> <li>○外国人患者向け医療情報サービス 外国語対応可能な都内医療機関や日本の医療制度等を相談員が案内 (英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語) 毎日 午前9時から午後8時 電話 03-5285-8181</li> </ul>
<p>医療情報ネット (ナビ)</p>	<p>&lt;インターネット&gt;</p> <p><a href="https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize">https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize</a> 地域、診療科目等による検索が可能</p>
<p>東京消防庁救急相談 センター</p>	<p>急な病気やけがをした場合に、救急車の利用や医療機関受診を迷った際の相談窓口として開設している。相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が、24時間365日対応を行う。</p> <p>#7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線) その他の電話、又はつながらない地域の場合は 03-3212-2323</p>
<p>東京版救急受診ガイド</p>	<p>東京消防庁救急相談センターでの電話による救急相談に加え、東京消防庁ホームページのWEBサイト上から、病気やけがの緊急度がチェックできる東京版救急受診ガイドを提供している。緊急性が高いなどの主な59の症状について、利用者の方自らが症状をチェックしていくことで、傷病の緊急度や受診する科目などに関するアドバイスが得られる。</p> <p>&lt;パソコン・スマートフォンからは&gt;</p> <p><a href="http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/">http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/</a></p> <p>&lt;QRコード&gt;</p> 

<p>6</p>	<p>予防接種・感染症対策関係</p>	<p>都関連 部署</p>	<p>保健医療局感染症対策部防疫課 ・予防接種 ・感染症対策</p>
<p>1 予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子健康手帳は、子供にとって、予防接種の記録となることを指導する。</li> <li>○ 予防接種法に基づく定期接種は、法令で定められた接種期間があるため、計画を立てて適切に接種していくよう、助言する。 ロタ・BCG・ポリオ・麻しん・風しん・ジフテリア・破傷風・日本脳炎・ヒブ・肺炎球菌・水ぼうそう・B型肝炎 等</li> <li>○ 予防接種法に基づかない予防接種（任意接種）についても、適宜情報提供する。 おたふくかぜ・インフルエンザ 等</li> <li>○ 予防接種を受ける前や受けた後の注意事項（健康状態の観察、副反応への対応等）についても伝える。</li> <li>○ 予防接種法の対象疾病・ワクチンについては、追加・変更されることがあるため、最新の情報を収集する。</li> </ul> <p>《参考ホームページ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立感染症研究所 「予防接種情報」</li> <li>・東京都医師会 「予防接種のお話」</li> <li>・厚生労働省 「予防接種情報」</li> <li>・予防接種リサーチセンター</li> </ul> <p>《参考文献》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種に関するQ&amp;A集（日本ワクチン産業協会）</li> <li>・予防接種の手びき（近代出版）</li> <li>・予防接種必携（予防接種リサーチセンター）</li> <li>・逐条解説 予防接種法（中央法規出版）</li> </ul>		<p>2 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思春期以降については、性感染症の予防対策が重要である。母性保護の観点からは、不妊症との関係についても、留意が必要である。</li> <li>○ 妊産婦期には、母子感染（妊娠・出産時や授乳時の感染等）の対策のため、適切な妊婦健診受診と、予防方法や感染が判明したときの対処方法について指導を行う。</li> <li>○ 乳幼児期の保護者、保育従事者等に対しては、感染症の予防策（ノロウイルス等）の指導を行う。</li> <li>○ 「東京都感染症マニュアル2018」（平成30年3月 東京都福祉保健局） ＜内容＞ ライフステージごとの感染症対策 ・周産期の感染症 ・小児期の感染症 疾患別の感染経路・症状・治療方針等</li> <li>○ 「性感染症ってどんな病気？」（令和7年2月 東京都保健医療局） ＜内容＞ 巻頭で、急増している梅毒を特集。若い世代での性感染症予防の重要性、HIV／エイズ、性器クラミジア感染症等主な性感染症の概要、検査・治療等について記載</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ HTLV-1 関連疾患について 主な感染経路として、母乳感染がある。保健指導については、令和4年11月に厚生労働省が作成した「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル」を参考とする。</li> </ul>	

7	アレルギー・環境保健対策関係	都 関 連 部 署	保健医療局健康安全部環境保健衛生課 東京都健康安全研究センター ・アレルギー関係 ・環境保健関係
<p>1 アレルギー対策</p> <p>(1) 東京都アレルギー疾患対策推進計画 法の基本的施策を踏まえ、都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、現状を踏まえた諸課題に的確に対応すべく総合的な取組を推進するための計画</p> <p>(2) 正しい知識の普及啓発</p> <p>ア ウェブサイトでの情報提供 ○東京都アレルギー情報 navi. <a href="https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/">https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/</a></p>  <p>アレルギー疾患に関するポータルサイト（疾患の知識、発行物等の情報、講演会等の情報、医療機関情報、緊急時対応等）</p> <p>イ 都民向け講演会：専門医による講演等</p> <p>ウ 都民・関係者向け発行物 ○「これから離乳食を始める保護者の方へ～食物アレルギーについて正しく知りましょう」（令和7年9月改定） ○「スキンケアについて正しく知りましょう」（令和7年9月改定） ○「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（令和3年12月改定） ○「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（令和7年3月改定） ○「ぜん息の患者さん、ご家族へ～ぜん息の知識と対応法 Q&amp;A」 ○「花粉症ーロメモ」2025年版（令和7年1月発行）</p> <p>(3) 相談支援に関わる人材の育成 ○アレルギー相談実務研修（子供のアレルギー、成人のアレルギー） ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修 ○アレルギー対応体制強化研修</p>		<p>2 環境保健対策</p> <p>○「健康・快適居住環境の指針」（平成29年3月改定）：ガイドブック ○「施設で決める換気のルール」（平成25年3月）：リーフレット ○「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」（平成23年3月改訂）：パンフレット ○「赤ちゃんのための室内環境ーシックハウスやアレルゲンの対策ー」（令和7年3月一部改訂）：リーフレット ○「住まいの健康配慮ガイドライン」（平成21年3月改訂）：パンフレット ○「アタマジラミって…なあに？ー家庭で行うアタマジラミ対策ー」（平成20年3月）：リーフレット ○「保育所・幼稚園・小学校の先生のための…アタマジラミ読本」（平成20年3月）：パンフレット</p> <p>※ 本ページで紹介したパンフレット等は、いずれも都ホームページに掲載</p>	

8	子供の生活習慣・家庭教育	都 関 連 部 署	教育庁地域教育支援部生涯学習課 ・乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト 教育庁地域教育支援部管理課 ・子供の読書活動の推進
1 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト (平成20年度～) 家庭の教育力向上を目的に、乳幼児期からの教育を支援する各事業を実施 《主な事業》 (1) 乳幼児期の教育の重要性に関する啓発資料を小学校入学時に保護者に配布 (2) ウェブサイトによる情報提供 (3) 家庭教育を支援する地域の取組促進		2 東京都子供読書活動推進計画 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)に基づき、東京都は、「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定(令和3年3月) 《令和3～7年度のおおむね5か年計画》 子供の生活習慣・家庭教育の観点では以下の事業を実施 (1) 乳幼児への読み聞かせや絵本に関する情報や事例を都立図書館ホームページ等で発信 【地域教育支援部・多摩図書館】 (2) 読み聞かせや読書に関する相談の受付 【多摩図書館】 (3) 乳幼児期の読み聞かせに関する啓発資料『しずかなひととき』を活用し普及、啓発 【多摩図書館】 (4) 乳幼児対象おはなし会実施のためのハンドブックを活用し、区市町村立図書館を支援 【多摩図書館】 ※現在、第五次計画の策定作業中	

9	生活保護	都関連 部署	福祉局生活福祉部保護課
1	<p>目的 経済的に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度 本人申請に基づき、審査・適用される。 他法制度がある場合は、優先される。</p> <p>2 妊娠・出産・育児にかかる生活保護運用上の取扱い例（金額は令和7年10月以降の基準額）</p> <p>①妊娠検査 市販の検査薬を購入して検査 自己負担（生活扶助費から各自支払） 医療機関への受診 検診命令書により検診料で対応可</p> <p>②避妊 避妊具の装着 自己負担（生活扶助費から各自支払）</p> <p>③母体保護法による不妊手術・人工妊娠中絶（法規定以外は該当しない。） 医療扶助（医療券備考欄にその旨表示）</p> <p>④妊娠・出産 妊婦検診：一時扶助「妊婦定期検診料」（保健指導票の利用ができず、医療機関において定期検診を受ける場合） 切迫早産：医療扶助 出産扶助：入院助産優先 一般基準額 318,000円以内 産科医療補償制度 30,000円以内 入院に要する費用8日以内必要最小限度 衛生材料費 6,200円以内（入院助産利用時でも支給可）</p> <p>⑤妊産婦加算（生活扶助第1類） 妊娠6か月未満 9,130円 妊娠6か月以上 13,790円 産婦（出産の翌月から5か月） 8,480円 ※金額は1・2級地の額</p> <p>⑥新生児衣料費（一時扶助被服費） 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 57,200円以内</p>	<p>※ 母子保健法・児童福祉法において、生活保護世帯を対象とした制度として、「保健指導票」、「入院助産」等の制度があるため、福祉事務所と連携をしながら実施すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法</li> <li>関連通知「生活保護法による医療扶助と母体保護法の関係について」（平成8年9月25日付社援保第186号・児発第830号）</li> </ul>	

10	出産・育児にかかる雇用制度等	都関連 部署	産業労働局
	<p>1 指導のポイント 女性の労働においては、母性保護の観点から、就業制限や必要な健康措置があるため、妊娠・出産に関わる制度とともに指導を行う。 また、育児にかかる父親の関与についても、ライフ・ワーク・バランスの観点から確保していくよう努めることが重要である。</p> <p>2 労働基準法の規定 ○産前・産後休業（産前6週（多胎妊娠の場合14週）、産後8週） ○妊婦の軽易業務転換 ○妊産婦等の危険有害業務の就業制限 ○妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業、変形労働時間制の制限 ○1歳未満の子供の母に対する育児時間（1日2回各30分） ○妊産婦の坑内業務の就業制限 ○危険有害業務の就業制限</p> <p>3 男女雇用機会均等法の規定 働く妊産婦の母性健康管理について ○妊娠中の健康診査等を受けるための時間の確保 ○健康診査等の指導事項を守るための措置 ・妊娠中の通勤緩和 ・妊娠中の休憩 ・妊娠中又は出産後の症状等への対応 ・母健連絡カード記載内容に沿った措置</p> <p>いずれもプライバシーの保護に特に留意する必要がある。</p> <p>&lt;母健連絡カードについて&gt; （正式名称「母性健康管理指導事項連絡カード」厚生労働省作成様式） 妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカード 厚生労働省ホームページに掲載</p>		<p>4 育児休業 育児・介護休業法に基づき、子を養育する男女労働者は、子が1歳に達する日までの期間、育児休業を請求でき、分割して2回までの取得ができる（両親ともに取得した場合は1歳2か月まで、保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで、1歳半に到達する時点で保育所に入所できない等一定の場合は2歳まで延長可能）。なお育児休業とは別に、「産後パパ育休」（子の出生後8週間以内に4週間までの期間を、分割して2回取得可能）の取得ができる。有期雇用労働者については、子が1歳6か月に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合は育児休業の取得ができる。</p> <p>5 出産育児一時金 健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険等の被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。支給額は50万円。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産の場合は48.8万円。事業主が年金事務所又は健康保険組合に申し出ることにより、育児休業及び出生時育児休業中の健康保険料と厚生年金保険料の労働者負担分及び事業主負担分は免除となる。</p> <p>&lt;都の所管課&gt; 国民健康保険については 保健医療局保健政策部国民健康保険課</p> <p>《参考書》 「働く女性と労働法」 （令和年6月 東京都産業労働局）</p> <p>《厚生労働省ホームページ》 ・女性労働者の母性健康管理等について ・働く女性の心とからだの応援サイト ・イクメンプロジェクトサイト</p> <p>【根拠法令等】 ・労働基準法 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法</p>

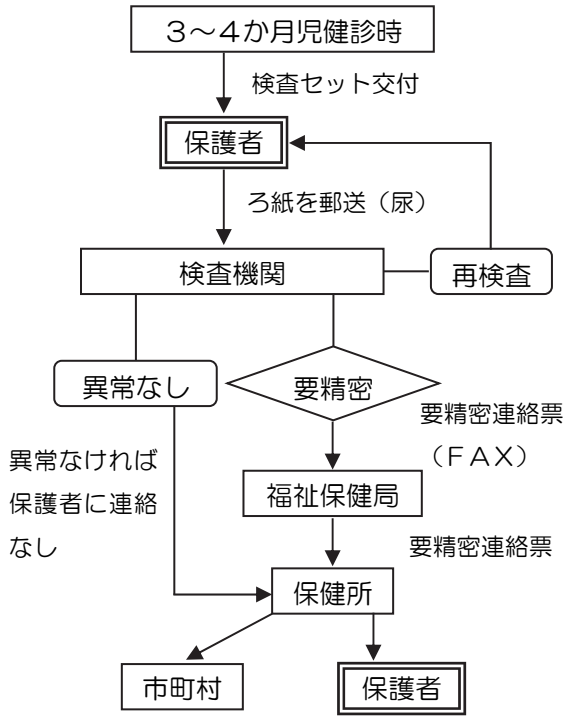
<p>1 1</p>	<p>精神保健、ひきこもり、自殺対策、性犯罪・性暴力被害者・犯罪被害者への支援</p>
<p>1 精神保健                  (福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)                  &lt;精神保健福祉センター特定相談事業&gt;                  管轄地区において思春期・青年期(義務教育終了後からの方を対象)に見られる、心理的問題等によるひきこもり、その他統合失調症、気分障害、発達障害、高次脳機能障害等に起因する行動上の問題などの専門相談等を行う。                  ○精神保健福祉センター                  相談電話 03-3844-2212                  月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)                  午前9時から午後5時まで                  【管轄】千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区・島しょ地域(大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村)                  ○中部総合精神保健福祉センター                  相談電話 03-3302-7711                  月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)                  午前9時から午後5時まで                  【管轄】港区・新宿区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・練馬区                  ○多摩総合精神保健福祉センター                  相談電話 042-371-5560                  月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)                  午前9時から午後5時まで                  【管轄】多摩地域                  (保健医療局保健政策部健康推進課)                  &lt;都保健所精神保健福祉事業&gt;                  精神保健専門相談事業において、精神発達の途上にある方やその家族等に対する精神保健相談を行う。</p>	<p>2 ひきこもりに係る支援                  (福祉局生活福祉部地域福祉課)                  ○東京都ひきこもりサポートネット                  電話、メール、訪問、来所(対面)により、ひきこもりについての相談を受けている。また、ピアサポーター(ひきこもりの経験がある方やそのご家族)によるオンライン相談を実施している。                  ・電話相談                  0120-529-528                  (月～土曜日 午前10時から午後5時(祝日・年末年始を除く))                  ・メール相談                  ホームページから24時間受付。原則3営業日以内に返信。  <a href="https://www.hikikomori-tokyo.jp">https://www.hikikomori-tokyo.jp</a>                  ・訪問相談                  お住まいの区市町村の窓口へ。                  ・来所・ピアオンライン相談                  事前予約制。電話又はメールにて要連絡。                  ○民間支援団体等の紹介(東京都社会参加等応援事業)                  ホームページでは、東京都と連携に関する協定を締結し、「ひきこもり等のサポートガイドライン」の理念に沿って、当事者・家族等へのサポートを行っている民間支援団体等を紹介している。                  ホームページ  <a href="https://hikikomori-tokyo.jp/renkei/list_details.php">https://hikikomori-tokyo.jp/renkei/list_details.php</a></p>

<p>3 自殺対策 (保健医療局保健政策部健康推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「自殺総合対策東京会議」の開催</li> <li>○「自殺防止！東京キャンペーン」の実施</li> <li>○「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」 自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、相談者の悩みを受け止め、各分野の専門相談機関と連携し、積極的な支援を行っている。 <small>でんわそうだん 0570-0はなしてなやみ</small> 電話相談 0570-087478</li> </ul> <p>正午から翌朝5時30分、年中無休</p> <p>OSNS 自殺相談 若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施している。 午後3時から午後10時30分、年中無休</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都こころといのちのほっとナビ～ココナビ～」 悩みやお住いの地域に応じた相談窓口の検索や自殺対策についての基礎知識等が確認できるホームページを運営している。 <a href="https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/">https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/</a></li> </ul> <p>母子保健事業においては、産後うつ病の早期発見と支援のため「要支援家庭の早期発見・支援事業」や、SIDSや流産・死産・事故等で乳幼児等をなくした家族への精神的支援を目的とした「SIDS電話相談事業」を、自殺対策の取組としている。</p>	<p>4 性犯罪・性暴力被害者への支援 (総務局人権部人権施策推進課)</p> <p>〈東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤルNaNa)〉 性犯罪・性暴力被害にあった方からの相談を、専門の相談員が電話・面接にて24時間365日受け付け、必要に応じて医療機関や警察への同行支援を行うとともに、精神科医等によるカウンセリングなどの支援をワンストップで行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○性被害に遭った方 全国共通ダイヤル(無料) #8891 (NTTひかり電話以外から) 0120-8891-77 (NTTひかり電話から) 性暴力救援ダイヤルNaNa(有料) 03-5577-3899</li> <li>○子供・保護者専用性被害相談ホットライン 都内から 0120-333-891 (フリーダイヤル・無料) 都外から 03-6811-0850 (有料)</li> </ul> <p>特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京(SARC東京)が対応</p> <p>ONLINE 相談 相談ほっとLINE@東京「性被害相談窓口」 性被害に遭った、又は性被害に遭ったかもと悩んでいる方のための相談窓口 月・水・金・土(祝日・年末年始を除く。) 午後4時から午後9時(受付時間午後8時30分まで)</p> <p>ホームページ <a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/onestop">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/onestop</a></p>
--	---

<p>5 犯罪被害者等への支援          (総務局人権部人権施策推進課)</p> <p>〈犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口〉          犯罪被害にあった方やその家族・遺族の方からの相談を、専門の相談員が電話・メール・面接等により対応し、各種支援制度の紹介や情報提供を行うほか、必要に応じて、警察署・検察庁・裁判所などへの付添い、都の見舞金や転居費用制度に関する相談対応、精神科医等によるカウンセリングなどの支援を行う。</p> <p>電話番号 03-3222-9050          042-506-1042(多摩支所)          月・木・金曜日          午前9時30分から午後5時30分          火・水曜日          午前9時30分から午後7時          公益社団法人被害者支援都民センターが対応          ホームページ  <a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/higaisyamadoguti">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/higaisyamadoguti</a></p>	
---	--

# 母子保健の関連施策

## IV 廃止・休止・終了事業

1	神経芽細胞腫検査	実施期間 昭和58年度 事業開始 平成15年10月 事業休止
<p>1 目的                      小児がんの一種である神経芽細胞腫のマス・スクリーニング検査を行い、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけ、もって乳児の健康の保持増進を図る。</p> <p>2 実施主体                      東京都                      （特別区に居住する乳児は特別区に検査を委託）</p> <p>3 実施時の実施方法                      3～4か月児健診時に検査セット（申込書・ろ紙・尿のつけ方）を交付。保護者は、生後6か月時に尿を検査ろ紙に絞り落とし、自然乾燥させ、検査機関に郵送</p> <p>4 検査機関                      ・区部 各特別区                      ・市町村 公益財団法人東京都予防医学協会</p>  <p>※市町村の場合のフロー図</p>		<p>【実施時の事業内容】</p> <p>&lt;補助内容&gt;                      国1/3 都2/3</p> <p>【経緯】</p> <p>国：「神経芽細胞腫マススクリーニング検査のあり方に関する検討会報告書」(平成15年7月30日) 厚生労働省通知「神経芽細胞腫検査事業の実施について」(平成15年8月14日付雇児母発第0814001号)</p> <p>都：平成15年10月2日付15健地健第567号決定</p> <p>【厚生労働省の「神経芽細胞腫マススクリーニング検査のあり方に関する検討会報告書」要旨】</p> <p>(1) 本事業による有効性に関する評価</p> <p>① 死亡率減少効果は、現在は不明確</p> <p>② 当事業によって発見される例の中には、相当程度、積極的治療を必要としない例が含まれていると考えられていること、治療そのものによる負担、治療によって合併症を生じる場合があるなど、不利益を受ける場合があることを否定できない。</p> <p>(2) 今後の事業のあり方について</p> <p>① 現行の事業はいったん休止することが適切</p> <p>② 今後、新たなスクリーニングを公的施策として導入する際は有効性の評価を事前に十分に尽くすこと。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経芽細胞腫検査の実施について（昭和59年7月10日付児発第573号 厚生省児童家庭局長通知）</li> <li>・東京都神経芽細胞腫検査実施要綱（昭和58年10月1日付58衛公母発第497号）                      &lt;最終改正 平成11年2月19日&gt;</li> </ul>

2	育児等健康支援事業	実施 期間	昭和40年度 母子栄養強化費補助 昭和43年度 母子保健推進員補助 平成9年度 育児等健康支援事業 平成16年度末 事業廃止
1 目的 区市町村の地域の実情に応じて、母子保健事業を効果的に行うために、メニューを選択・実施する。	2 実施主体 区市町村	3 実施時の事業内容（平成16年度）	<p>【実施時の内容】</p> <p>都は基準額の2/3を補助 国庫補助 1/2 負担割合：市町村 1/3、都 1/3、国 1/3 (間接補助)</p> <p>【経緯】</p> <p>従来国で補助事業として実施してきたが、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)へ移行することとなった。</p> <p>【メニュー⑧乳幼児健診における育児支援強化事業について】</p> <p>同事業は、「乳幼児健診強化事業」の対象事業であった。厚生労働省通知により、「子どもの心健康づくり対策事業について」が平成15年4月1日付で廃止されたことに伴い、乳幼児健診強化推進事業は終了し、同内容で、「乳幼児健診における育児支援強化事業」として、育児等健康支援事業の選択事業の一つとして組み込まれた。</p> <p>【メニュー⑩児童虐待防止市町村ネットワーク事業について】</p> <p>平成17年度より要保護児童地域対策協議会が法制化されたのに伴い、都では、同ネットワークの協議会移行を奨励</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第5、9、10、14条</li> <li>児童環境づくり基盤整備事業の実施について(児童家庭局長通知)</li> <li>育児等健康支援事業実施要綱(児童家庭局長通知)</li> <li>地域母子保健事業の実施について(母子保健課長通知)</li> <li>東京都市町村育児等健康支援事業実施要綱</li> </ul>
<p>①地域活動事業</p> <p>地域住民の自主的な活動の支援、地域活動組織の育成、子育てグループリーダーの育成・支援</p> <p>②母子栄養管理事業</p> <p>栄養管理についてのグループワーク、低所得者への乳幼児への栄養食品支給</p> <p>③乳幼児育成指導等事業</p> <p>健康診査で要経過観察とされた児童、保護者等への指導、小児期を通じた健康手帳の作成</p> <p>④出産前小児保健指導</p> <p>妊産婦への小児科医等による保健指導</p> <p>⑤出産前後ケア事業</p> <p>出産後の助産所等への入所による母体の保護・保健指導、助産所等での面接・訪問等による相談</p> <p>⑥健全母性育成事業</p> <p>思春期の不安や悩み等の相談・指導</p> <p>⑦休日健診・相談等事業</p> <p>乳幼児健診や保健指導等の休日実施</p> <p>⑧乳幼児健診における育児支援強化事業</p> <p>育児不安や悩みに関する乳幼児健診での個別相談(心理)・グループワーク等</p> <p>⑨虐待・いじめ対策事業</p> <p>虐待・いじめに関する電話・面接相談</p> <p>⑩児童虐待防止市町村ネットワーク事業</p> <p>関係者による児童虐待防止協議会</p> <p>⑪ふれあい食体験事業</p> <p>食体験の提供による健康な食習慣・人間関係づくり</p>			

3	母子保健サービスセンター	実施 期間	昭和62年10月 設立 平成11年度末 廃止
<p>1 目的 母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策の推進のために、情報収集・提供、専門的相談・指導、調査・研究、母子保健従事者への教育・研修を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都 東京都立大塚病院内に設置</p> <p>3 実施時の事業内容</p> <p>①情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子保健事業情報システム</li> <li>○母子医療情報システム</li> <li>○業務支援システム</li> </ul> <p>②専門相談・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子保健相談（従事者への相談）</li> <li>○夜間電話相談・昼間電話相談</li> <li>○専門相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの心の相談</li> <li>・発達相談</li> <li>・思春期・性の相談</li> <li>・結婚・妊娠・育児の相談</li> <li>・国際育児相談</li> <li>・SIDS 電話相談</li> </ul> </li> </ul> <p>③調査・研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査 乳幼児の事故、思春期の性、子育てに関する母親の意識、外国語による診療状況、多胎児育児支援の実態調査等実施</li> <li>○統計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態統計</li> <li>・母子保健事業報告の集計・分析と母子保健事業評価部会の開催</li> </ul> </li> </ul>		<p>④教育・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別研修（思春期医学・周産期医学・実務セミナー等）</li> <li>○一般研修（母子保健一般研修、医師会向け講演会、新生児妊産婦訪問指導員認定講習会、周産期医療関係者講習会）</li> <li>○市町村支援研修</li> </ul> <p>【経緯】</p> <p>平成9年度の地域保健法の改正をふまえ、都と区市町村の新しい役割分担の中で、母子保健サービスセンターにおける業務を事業体系ごとに継承することにより、都本課の広域的・専門的支援力強化、都保健所の機能強化を図ることとした。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第5、9、10、14条</li> </ul>	

4	病気の子どもピアカウンセリング	実施 期間	平成 17 年 10 月 事業開始 平成 20 年度末 事業廃止
<p>1 意義・目的 小児慢性疾患児や長期療養児及びその保護者等に対し、同様の疾患を抱える者及びその養育経験者がカウンセラーとなって経験に基づく相談・助言を行うことにより、当該児童及びその親等が抱える不安や悩みの軽減を図り、日常生活上の支援を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都（特別区・八王子市は除く。） 児童福祉法上の療育相談の一部であり、国実施要綱において、保健所長業務として規定されている。</p> <p>3 事業内容 (1) ピアカウンセラーの養成 小児慢性疾患児及びその養育経験者等に対し、学識経験者等による講義及び実習を行いカウンセラーとして相談業務に従事できるよう養成する。 (養成事業は平成 19 年度をもって終了)</p> <p>(2) ピアカウンセリングの実施 小児慢性疾患児及びその親等からの申し込みに基づき、訪問等によるピアカウンセリングを行い、日常生活上の相談・助言を行い、相談者が抱える不安や悩みの軽減を図る。</p> <p>4 実施方法等 (1) ピアカウンセラーの養成 都が養成研修を行う。(平成 19 年度まで)</p> <p>(2) ピアカウンセリングの実施 ○ 相談希望者の申請受理業務を多摩地区の東京都保健所で実施 ○ 患者団体事務局（NPO 法人難病の子ども支援全国ネットワーク）へピアカウンセラーの人材登録及び派遣業務等を委託</p>		<p>【経緯】 平成 17 年 10 月 事業開始 平成 19 年度 八王子市保健所設置に伴い、八王子市が実施主体となる。(東京都事業対象外) 平成 21 年 3 月 事業廃止 ピアカウンセリングに関しては、NPO 難病の子どもネットワーク等を、一層活用していくこととした。</p> <p>※認定 NPO 法人 難病のこども支援全国ネットワーク ホームページ <a href="http://www.nanbyonet.or.jp/">http://www.nanbyonet.or.jp/</a></p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第 19 条 ・母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号） ・東京都療育相談事業実施要綱（昭和 48 年 4 月 1 日付 48 衛公母発第 8 号） &lt;最終改正 平成 19 年 3 月 31 日&gt; ・病気の子どもピアカウンセリング事業実施要領（平成 17 年 9 月 14 日付 17 福保子医第 407 号）</p> <p>※ 国庫補助金は、特別区・八王子市へ直接補助（療育相談事業）</p>	

5	ドクターアドバイスシステム	実施 期間	平成 19 年 10 月 事業開始 平成 21 年度末 事業廃止
<p>1 目的 医師、歯科医師等に対し、児童虐待に関する相談事業や研修事業等を通じ、受診時等に児童虐待の可能性が疑われる事例等についての医学的な知見を付与することにより、医療機関における児童虐待に対する判断力や対応力を高め、児童虐待の早期発見や予防に資すること。</p> <p>2 実施主体 東京都 事務局を社会福祉法人子どもの虐待防止センターに委託</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 相談事業 医療機関において、児童虐待の有無の判断を明確にできない事例及び対処方法が分からない事例等について、医学上及び法律上の相談を受ける。 相談者は原則として医師及び歯科医師を対象とし、児童虐待対応に必要な学識経験を有する医師、歯科医師、弁護士及びその所属機関が回答する。 実施方法は、事務局にて相談を受け付け、内容に応じて最適な回答者に回答を依頼する。受付後、原則として7日間以内に、事務局からファクシミリか電子メールにて回答する。</p> <p>(2) 研修事業 原則として一次医療機関の医師及び歯科医師を対象に、医療機関における児童虐待への対応力を高めるため、医学的及び法律的観点からの講義を実施する。</p> <p>(3) 普及・啓発事業 事業の普及・啓発に係る印刷物を作成し、都内の医療機関に配布し、活用する。</p>		<p>【経緯】 平成 19 年度より 3 年間の事業として実施。平成 22 年度からは「医療機関における虐待対応力強化事業」として、事業を再構築して展開している。</p> <p>(1) 相談体制の再構築 ○虐待に関する相談事業は、引き続き、社会福祉法人子どもの虐待防止センターで実施 電話番号 03-6909-0999 相談時間 平 日：午前 10 時から午後 5 時 土曜日：午前 10 時から午後 3 時 ホームページ <a href="http://www.ccap.or.jp/">http://www.ccap.or.jp/</a> ○虐待を含む子供家庭相談については、各児童相談所及び各区市町村の子供家庭支援センターで実施</p> <p>(2) 研修事業の再構築 地域における虐待対応力向上研修(巡回型研修)として、虐待の医学的所見に関する講義と地域の関係機関の紹介を合わせて、身近な関係機関に相談しやすい体制整備を目指す内容に拡充</p> <p>【根拠法令等】 ・児童虐待防止法第 4 条 (国及び地方公共団体の責務等)</p>	

6	子育てスタート支援事業	実施 期間	平成 19 年度 事業開始 平成 27 年度末 事業廃止
<p>1 目的 関係機関や母子保健事業等において把握された、家族等から産褥期のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制を確立し、親の育ちを支援することにより、虐待の未然防止を図る。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 対象 原則として、病産院等での分娩退院後、家族・親族等から産褥期のケアを受けられない者で、区市町村において、支援が必要と判断したもの（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①若年親等で、精神的に未熟・不安定である者</li> <li>②望まない妊娠等による出産等により、精神状態が不安定で安定的な養育が困難と思われる者</li> <li>③特に強い育児不安がある者のうち、経済的事由等で他のサービスを受けられない者</li> <li>④その他区市町村長が必要と認める者</li> </ul> <p>4 事業内容 区市町村が、母子保健事業等の機会を通じて、出産や子育てに特に支援を必要とする家庭を早期に把握し、コーディネーターが作成する支援プログラムに基づき、妊娠期から出産後まで、関係機関が連携して支援する。</p> <p>妊娠中は母親学級や養育支援訪問事業等により支援を行い、出産後は母児に対し、助産師等が宿泊ケアやデイケアにて母体のケアや母乳育児の支援、育児指導などを実施する。さらにその後の支援として、地域の関係機関につなげていくことで、重層的な支援体制を確立し、心身ともに不安定になりがちな産褥期の子育てを支援する。</p>	<p>5 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年度実施自治体 世田谷区・多摩市</li> <li>・平成 20～22 年度実施自治体 世田谷区・多摩市・府中市</li> <li>・平成 23～25 年度実施自治体 江東区・世田谷区・多摩市・府中市</li> <li>・平成 26 年度実施自治体 江東区・世田谷区・府中市</li> <li>・平成 27 年度実施自治体 江東区・多摩市・府中市</li> </ul> <p>※本事業は平成 27 年度末で廃止</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てスタート支援事業実施要綱</li> </ul>		

7	けんこう子育て・とうきょう事業 (出産・育児支援及び虐待防止事業)	実施 期間	令和元年度 事業開始 令和3年度末 事業終了
<p>1 目的 核家族化や地域社会の人間関係の希薄化等により、増大している妊産婦や子育て家庭の不安感・負担感を軽減させるために、具体的な子育てスキルを提供することで子供の健やかな成長と虐待の未然防止を図る。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 実施方法 大学研究者による事業提案制度に基づき、東京医科歯科大学と協力し、以下の取組を行う。 (令和元年度から令和3年度までのモデル事業として都内の協力自治体において実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村で把握する妊娠届出等の情報をもとにアルゴリズムを開発</li> <li>○ データを分析し、ニーズに応じた育児スキルに関するコンテンツを作成</li> <li>○ 区市町村での支援に活用(コンテンツを提供)</li> <li>○ 効果測定</li> <li>○ 支援ガイドライン・報告書の作成</li> </ul>		<p>【経緯】 平成31年度 大学研究者による事業提案制度に基づき、東京都医科歯科大学からの提案を受け事業開始</p> <p>【根拠規定等】 都：大学研究者による事業提案制度実施要綱 (平成30年6月28日付30財主財第61号) &lt;最終改正 令和3年3月19日付2財主財第273号&gt;</p>	

8	<p>思春期から更年期までの 母性保健向上事業 (医療保健政策区市町村包括補助事業)</p>	<p>実施 期間</p>	<p>平成28年度 事業開始 令和3年度 事業廃止</p>
<p>1 概要 「思春期から更年期までの母性保健向上事業」は医療保健政策区市町村包括補助事業の選択事業の一つである。 母子保健施策の現状においては、乳幼児期の保健対策に比べると、母性の保健対策は取組が充実しておらず、とくに妊娠期・産褥期以外の時期のサポートが不足している。このため、思春期から更年期に至るまでの母性保健の向上を図る取組に対して補助を行う。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（医療保健政策区市町村包括補助事業の選択項目として実施）</p> <p>3 実施方法・内容等 母性が妊娠・出産・育児についての理解を深め、自ら進んで健康の保持・増進を図ることをサポートするために、主に以下の内容に関して実施する健康教育、普及啓発相談支援事業に関する補助を行う。 ○妊娠適齢期に関すること。 ○不妊症・不育症に関すること。 ○婦人科疾患に関すること。 ○更年期障害に関すること。</p> <p>4 補助概要 (1) 補助率 1/2 (2) 選択事業 区市町村が地域特性を踏まえ、医療保健分野において独自に企画して実施するもの (3) 補助期間 原則1年（更新可能） (4) 補助条件等 ○健康増進法に基づく健康増進事業に該当する事業内容は補助対象外とする。 ○こころの健康づくりを目的とした事業は補助対象外とする（母性保健の観点から思春期や更年期うつなどを取り上げる場合は除く。）。</p>		<p>○高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、肥満等の生活習慣病の予防や改善を目的とした事業は補助対象外とする。 ○母性保健の向上を目的とする限り、事業内容によって男性を対象者に含めても構わない。</p> <p>【経緯】 平成19年度 医療保健政策区市町村包括 補助事業が開始 平成20年度 「女性の健康づくりに関する事業」として実施 平成27年度 「女性の健康づくりに関する事業」メニューを分割し、選択事業「思春期から更年期までの母性保健向上事業」として実施 令和4年度 医療保健政策区市町村包括補助事業における「思春期から更年期までの母性保健向上事業」を拡充し、単独補助事業を立ち上げる予定</p> <p>【根拠法令等】 ・母子保健法第5条（国及び地方公共団体の責務等） ・医療保健政策区市町村包括補助事業実施要綱</p>	



# 資料編

# 1 国と都の年度別事業の推移

年	国	都
昭和22	児童福祉法制定	要保護児童の委託及び入院（乳児・療育施設）・入院助産
23	優生保護法制定	母子健康手帳の交付・妊産婦乳幼児保健指導
24	優生保護法改正（優生結婚相談所の受胎調節指導）	乳幼児集団検診
25	妊娠の届出	身体障害児療育指導
26	保健所における妊産婦乳幼児保健指導・身体障害児の療育指導 優生保護法改正（受胎調節の推進）	優生結婚相談所条例制定・身体障害児療育指導・母親学級
27	優生保護法改正	優生保護相談所
28		受胎調節モデル地区
29	育成医療	育成医療
30	優生保護法改正、家族計画普及事業	乳幼児保健コンテスト（昭40年まで）
31		
32		家族計画特別普及事業受胎調節団体委託（相談所の全保健所への併設）
33	未熟児出生の届出・保健所による家庭訪問指導・養育医療給付 母子健康センターの設置	未熟児療育指導・養育医療給付（未熟児）
34	結核児童療育給付	結核児童療育給付
35		家族計画特別普及事業（普及器具等交付）・保健所指導員委託の普及
36	3歳児健康診査 新生児訪問指導	3歳児健康診査・新生児訪問指導 一般歯科健康診査（妊婦）
37	妊娠中毒症医療援助と保健指導	産婦訪問指導・災害用ミルクの保管
38	母子栄養強化対策	乳幼児健康診査母子健康管理票採用 乳幼児歯科健診
39	妊娠届出受理の特別区移譲	妊娠中毒症等援護費支給
40	母子保健法制定	母子栄養強化費区市町村補助
41	母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領	産婦訪問指導・3歳児精密健康診査
42		産婦健康診査・養育医療給付（黄疸交換輸血）
43	母子保健推進員制度・先天性代謝異常医療援助	母子保健推進員費補助
44	乳幼児の精密健康診査制度 妊産婦健康診査	妊婦健康診査（1回無料）・妊婦精密検査・入院助産加算補助 乳幼児精密健康診査・乳幼児経過観察健康診査
45	妊婦乳幼児健康診査の拡充 母子保健推進会議（民間団体）の設置	妊婦梅毒検査・地区母子保健対策協議会 乳幼児健診3～4か月児（主にA型）・新生児フェニルケトン尿症検査
46	心身障害の発生予防に関する総合研究（小児がん治療研究医療費の公費負担）・母子保健体操の普及指導	小児慢性疾患医療給付（小児がん通院・都単）・妊婦精密健診 乳幼児保健実態調査
47	農業による母乳汚染調査・慢性腎炎ネフローゼ治療研究 小児喘息治療研究・育成医療に先天性心疾患及び腎不全と り入れ 母乳汚染調査	小児慢性疾患医療給付（腎不全ネフローゼ、喘息通院・都単） 母乳汚染調査

年	国	都
48	乳児健康診査の公費負担制度・母子保健地域組織育成 妊婦乳児の健康診査の所得制限撤廃	母子栄養強化費補助・妊婦健康診査（2回無料）・妊婦訪 問指導 小児慢性疾患医療給付（心疾患等6疾患・通院都単）
49	小児慢性特定疾患治療研究事業の創設（心疾患等6疾患）	乳幼児健康診査（6～9か月児委託）
50	母子保健健全育成住民会議	地方自治法改正により区へ事務移管
51	代謝異常検査技術研修会・妊婦乳児等保健相談事業の創設	
52	1歳6か月児健康診査、先天性代謝異常等検査の実施 母子健康センターを中心とした母子保健指導事業の創設と 市町村保健事業のメニュー化・家族計画特別相談事業への 助成	乳幼児健康診査（1歳6か月児） 先天性代謝異常等検査
53		家族計画特別普及事業廃止・市町村母子保健事業
54	家庭保健基本問題検討委員会設置	先天性甲状腺機能低下症検査
58		乳児発達健康診査・神経芽細胞腫検査
59	神経芽細胞腫検査（昭60年1月から）	
62	1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月児精密健康診査・母子保健サービスセンター開 設（平成11年度まで）・夜間電話相談・母子保健研 修
63	神経芽細胞腫検査（定量） 先天性副腎過形成症（昭64年1月から）	神経芽細胞腫検査（定量） 先天性副腎過形成症（昭64年1月から）
平成 元		3歳児視力検診（平元年7月から）・母親学級（育児科グ ループ学級）
2	3歳児視聴覚検診・小児肥満予防教室・思春期教室 地域母子保健特別モデル事業	3歳児視聴覚検診（パイロット） 小児肥満予防教室・思春期教室（平成12年度まで）
3	地域母子保健事業の見直し（メニュー事業の統合と思春期 保健・福祉体験学習事業・母子栄養健康づくり事業・乳幼 児健全発達支援相談指導事業の実施） 地域保健特別モデ ル事業 3歳児聴覚検診（4年1月から）	地域母子保健事業の見直し（メニュー事業の統合と思春期 保健・福祉体験/学習事業・母子栄養健康づくり事業・乳幼 児健全発達支援相談指導事業の実施） 地域保健特別モデ ル事業 3歳児聴覚検診（4年1月から）
4	母子健康手帳の交付を市町村へ移管	母子健康手帳交付の市町村移管 親の育児体験学習（平成 11年度まで）
5		アトピー性皮膚炎対策（平成11年度まで）
6	地域保健法、母子保健法改正一部施行 小児慢性疾患児手 帳の交付	
7	B型肝炎母子感染防止事業の改正（一部健康保険適用） 小児医療施設整備事業	B型肝炎ウイルス母子間感染予防対策一部改正 小児医療施設整備事業
8	妊婦超音波検査導入（35歳以上）、生涯を通じた女性の健 康支援事業、都道府県母子医療推進事業、母子保健強化推 進特別事業、乳幼児発達相談指導事業、優生保護法改正 （優生保護相談所、優生保護審査会廃止）、周産期医療対 策整備事業	妊婦超音波検査導入（35歳以上）、生涯を通じた女性の健 康支援事業 優生保護法改正 小児慢性疾患児手帳の交付 母子医療体制検討委員会（中間報告） 乳幼児特殊救急医 療事業
9	長期療養児療育指導 子どもの心の健康づくり対策事業	母子保健事業の市町村移管、長期療養児療育指導、育児等 健康支援事業、母子医療体制検討委員会（最終報告）、東 京都周産期医療対策事業開始
10	雇用機会均等法改正に伴う連絡カード、SIDS普及啓発、神 経芽細胞腫マスキリング調査、妊婦健診一般財源 化、育成医療（免疫機能障害）	SIDS対策（中間報告）・SIDS電話相談
11	乳幼児健康診査一部一般財源化（1/2）	SIDS対策（最終報告）、小児慢性疾患医療給付（糖尿病、 先天性代謝異常年齢）延長
12	乳幼児健康診査一般財源化 「健やか親子21」の策定 児童虐待防止市町村ネットワーク事業	多摩地域周産期医療連携強化事業、小児慢性疾患医療給付 （内分泌疾患、神経疾患年齢延長）、都区制度改革により 育成医療・療育給付事務の一部を区へ移管

年	国	都
13	乳幼児健診における育児支援強化事業	TOKYO 子育て情報サービス事業
14	先天性代謝異常等検査一般財源化	東京都新生児等聴覚検査モデル事業 乳幼児健診強化推進事業
15	神経芽細胞腫検査事業の休止 育児等健康支援事業の事業組替え	神経芽細胞腫検査事業の休止（10月から） 東京都新生児等聴覚検査モデル事業の手引作成
16	小児救急電話相談（＃8000） 特定不妊治療費助成事業	母と子の健康相談室の拡充（土日夜間：4月から）、（小児救急相談 ＃8000：7月から） 小児慢性疾患医療費助成申請受理事務・未熟児訪問指導事業等の市町村移譲（10月から） 新潟地震被災地へミルク・ほ乳びんの物資援助を実施（10月） 育児等健康支援事業廃止（次世代育成支援対策交付金へ移行） 東京都新生児等聴覚検査モデル事業終了 特定不妊治療費助成事業
17	児童福祉法一部改正（小児慢性疾患事業の法制化等） 母子保健法一部改正（1歳6か月児、3歳児健康診査の一般財源化に伴う都道府県の費用負担条項の削除） 食育基本法制定 三位一体改革による乳幼児健康診査等（1歳6か月・3歳）の区市町村への税源移譲 次世代育成支援対策交付金、乳幼児栄養調査（10年に一度） 母子保健医療対策等総合支援事業（小児慢性特定疾患対策等） 「妊産婦のための食生活指針」 「健やか親子21」中間報告書 マタニティマーク	乳幼児健康診査（1歳6か月・3歳）補助事業廃止（3歳のみ17年度に限り超過負担補助実施） 要支援家庭の早期発見・予防事業（要支援家庭の把握と支援のためのガイドラインの作成、医療機関のための子育て支援ハンドブックの作成、二次保健医療圏医療機関子育て支援推進会議開催） 東京都新生児等聴覚検査モデル事業最終報告 病気の子どもピアカウンセリング（10月から）
18	障害者自立支援法施行 授乳・離乳の支援ガイド（平成19年3月） 乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断の手引き	東京子ども家庭支援システム（助産師の地域のコーディネート力の強化事業） 妊産婦・乳幼児を守る災害対策パンフレット及びガイドラインの作成
19	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 新生児聴覚検査の実施主体を区市町村とし、検査費用を一般財源化	医療従事者研修開始（医療機関の虐待対応力の強化事業） ドクターアドバイザーシステム開始 乳幼児期事故防止学習ソフト、乳幼児の事故防止教育ハンドブックの作成
20	子どもの心診療拠点病院機構推進事業 妊産婦健康診査臨時特例交付金	都内区市町村における妊婦健診の公費負担制度の改正（回数・選択・超音波年齢制限撤廃） 「要支援家庭の早期発見・支援事業」開始（医療包括区市町村事業） 子どもの心診療拠点病院事業開始（7月～） 東京都妊婦健康診査支援金の造成、東京都妊産婦健康診査補助事業の開始 病気の子どもピアカウンセリング事業の終了
21	改正児童福祉法施行（乳幼児全子家庭訪問事業の法制化等）	子供家庭支援包括補助事業の創設（発達健診）
22	子供の事故予防強化事業 妊婦健康診査の標準的な検査項目にHTLV-1抗体検査と性器クラミジアを追加 先天性代謝異常等検査にタンデムマス法を推奨	東日本大震災被災地へミルク・ほ乳びんの支援物資を実施（23年3月） 医療機関における虐待対応力強化事業を再構築
23	子育て支援交付金交付	妊婦健康診査の検査項目にHTLV-1抗体検査を追加
24		先天性代謝異常等検査にタンデムマス法を導入

年	国	都
25	妊婦健康診査一般財源化 「健やか親子21」最終報告書	市町村における東京都低出生体重児の届出受理及び未熟児訪問指導事業に係る事務費交付金廃止
26	「健やか親子21（第2次）策定 妊娠・出産包括支援モデル事業	妊娠相談ほっとライン開始
27	母子保健法の一部改正（妊婦健診の望ましい基準に関する条項の追加） 子ども・子育て支援新制度施行 妊娠・出産包括支援事業 乳幼児栄養調査 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） 周産期医療施設における産前・産後支援等実施状況調査報告書
28	母子保健法の一部改正（母子健康包括支援センター等）	妊婦健康診査の検査項目にHIV抗体検査と子宮頸がん検査を追加 「子供の健康相談室（小児救急相談）」（相談時間と回線数拡充）
29	産婦健康診査事業 新生児聴覚検査体制整備事業	子供手帳モデルの検討
30	「生育過程にあるもの及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」公布 ※略称「成育基本法」	新生児聴覚検査体制の検討 産婦健康診査支援事業 産後ケア支援事業 子供手帳モデル活用支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）
令和元	「成育基本法」施行 母子保健法の一部改正（産後ケア事業の法制化） 『「健やか親子21（第2次）の中間評価に関する検討会」』報告書 特定妊婦等に対する産科受診等支援（女性健康支援センター事業の拡充）	新生児聴覚検査の公費負担制度開始 妊娠相談ほっとラインの拡充 「子供の健康相談室（小児救急相談）」受付時間拡充 乳児用液体ミルクの普及啓発（子供家庭支援区市町村包括補助事業） けんこう子育て・とうきょう事業（出産・育児支援及び虐待防止事業） 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行
2	新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業 母子保健施行規則一部改正（コタウイルス感染症の定期予防接種対象化、母子健康手帳様式改正等）	無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成及び新型コロナウイルスに感染した妊婦の寄添い型支援 妊産婦向けオンライン相談 東京都出産応援事業
3	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」公布第4次食育推進基本計画決定 出生前検査に対する見解・支援体制について 産後ケア事業の実施に関する努力義務	とうきょうママ・パパ応援事業（旧ゆりかご・とうきょう事業）のメニュー拡大 妊産婦向け助産師相談（電話・訪問）（令和5年度まで） 東京都こども基本条例 施行
4	児童福祉法一部改正（こども家庭センター設置努力義務） ※令和6年4月1日施行 母子保健医療対策総合支援事業の実施（「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」は廃止）	東京都出産・子育て応援事業開始（出産応援事業の拡充） 東京ユースヘルスクエア推進事業（区市町村補助、とうきょう若者ヘルスサポート）開始 東京都手話言語条例 施行
5	「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の変更 「こども基本法」施行 「こども大綱」閣議決定	プレコンセプションケアに関する取組（AMH検査助成） 予防的支援推進とうきょうモデル事業の再編・拡充 こども家庭センター体制強化事業開始
6	次世代育成支援対策推進法改正 子ども・子育て支援法改正	とうきょう若者ヘルスサポート「わかさぼ」の拡充 予防的支援推進とうきょうモデル事業ととうきょう子育て応援パートナー事業を一体化し「こども家庭センター体制強化事業」
7	児童福祉法一部改正	妊産婦メンタルヘルス対策事業開始 5歳児健診区市町村支援事業開始

## 2 児童虐待防止対策に関する法律の主な経緯

平成12年	児童虐待防止法の制定（H12.5月公布、11月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待の定義</li> <li>○ 児童虐待の早期発見</li> <li>○ 住民の通告義務</li> <li>○ 警察官の援助</li> <li>○ 面会又は通信の制限</li> </ul>
平成16年	児童虐待防止法の改正（H16.4月公布、H16.10月施行）・児童福祉法の改正（H16.11月公布、H16.12月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待の定義の拡大</li> <li>○ 通告義務の範囲の拡大</li> <li>○ 区市町村の役割の明確化</li> <li>○ 面会又は通信の制限の強化</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会の法定化</li> <li>○ 司法関与の見直し（強制入所措置の有期限化、保護者指導）</li> </ul>
平成20年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正（H19.6月公布、H20.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の安全確認義務</li> <li>○ 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化（臨検・捜索）</li> <li>○ 面会・通信等の制限の拡大・接近禁止命令</li> </ul>
平成21年	児童福祉法の改正（H20.12月公布、H21.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被措置児童等に対する虐待対応の明確化等</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化</li> </ul>
平成24年	民法・児童福祉法の改正（H23.6月公布、H24.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親権と親権制限の制度の見直し（親権停止の創設等）</li> <li>○ 未成年後見制度の見直し（法人又は複数選任）</li> <li>○ 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について</li> </ul>
平成28年	児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法の改正（H28.6月公布、公布日施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の福祉を保障するための原理の明確化等（児童が権利の主体であることの明確化等）</li> <li>○ 母子保健施策を通じた虐待予防等</li> <li>○ 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置（市町村への指導委託）</li> <li>○ 一時保護の目的の明確化</li> </ul>
	児童福祉法・児童虐待防止法の改正（H28.6月公布、H28.10月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要支援妊婦等に関する情報提供</li> <li>○ 親子関係再構築支援</li> <li>○ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童心理司・保健師・主任児童福祉司・弁護士の配置等）</li> </ul>
平成29年	児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法の改正（H28.6月公布、H29.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇子育て世代包括支援センターの法定化</li> <li>◇市町村における支援拠点の整備</li> </ul> </li> <li>○ 児童福祉司等の研修義務化</li> <li>○ 児童相談所から市町村への事案送致</li> <li>○ 里親委託等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇里親委託の推進</li> <li>◇養子縁組に関する相談・支援</li> <li>◇養子縁組里親の法定化</li> </ul> </li> <li>○ 自立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇18歳以上の者に対する支援の継続</li> <li>◇自立援助ホームの対象者拡大</li> </ul> </li> </ul>
平成30年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正（H29.6月公布、H30.4月施行）
	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の成立（H28.12月公布、H30.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被虐待児童等の保護者に対する指導への司法関与（28条審判確定前の保護者指導）</li> <li>○ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（親権者等の意に反する一時保護が2か月を超えるときごとの家裁承認）</li> <li>○ 接近禁止命令の対象拡大（保護者同意の措置入所及び一時保護における接近禁止命令）</li> <li>○ 養子縁組あっせん事業にかかる許可制、国内優先の原則等</li> </ul>
令和2年	民法・児童福祉法・児童虐待防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正（R1.6月公布、R2.4月施行（一部はR4.4月又はR5.4月施行））
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別養子縁組の年令要件拡大</li> <li>○ 児童の権利擁護（体罰禁止等）</li> <li>○ 児童相談所の体制強化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇介入機能と支援機能の分離</li> <li>◇児童虐待の再発防止のための措置</li> </ul> </li> <li>○ 児童相談所の設置促進</li> <li>○ 関係機関間の連携強化</li> </ul>
令和4年	民法の改正（H30.6月公布、R4.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年年齢の引下げ</li> </ul>
	民法の改正（R4.12月公布・施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懲戒権の削除</li> </ul>
令和6年	児童福祉法・母子保健法の改正（R4.6月公布、R6.4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村の体制強化及び事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇こども家庭センターの設置</li> <li>◇子育て世帯訪問支援事業等の充実</li> </ul> </li> <li>○ 一時保護所及び児童相談所による児童への支援の質の向上</li> <li>○ 自立支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童自立生活援助の対象者の範囲の拡大</li> <li>◇社会的養護自立支援拠点事業の創設</li> </ul> </li> <li>○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備</li> <li>○ こども家庭福祉の実務者の専門性の向上</li> </ul>
令和7年	児童福祉法の改正（R4.6月公布、R7.6月施行）・児童福祉法の改正（R7.4月公布、R7.10月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時保護時の司法審査の導入</li> <li>○ 被措置児童等虐待の対象施設・事業の追加</li> <li>○ 児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童の面会通信等制限に関する規定の整備</li> </ul>

### 3 成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標

成育基本法第10条及び第11条第6項に基づき、施策実施状況等について評価を行い、公表することとされている。健やか親子21の指標は、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標に引き継がれた。

#### <周産期>

##### 1 妊産婦の保健・医療提供体制

- ・妊産婦死亡率
- ・新生児死亡率
- ・母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数
- ・妊娠11週以内での妊娠の届出率
- ・産科医師数（出生千対）
- ・新生児科医師数（出生千対）
- ・助産師数（出生千対）
- ・妊産婦の居住する市町村の母子保健事業について、妊産婦に個別に情報提供を行っている周産期母子医療センター数

##### 2 産後うつ

- ・妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している
- ・支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある（市町村数）
- ・産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合
- ・産後ケア事業の利用率
- ・妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数
- ・精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある（市町村数）

##### 3 低出生体重児

- ・全出生数中の低出生体重児の割合
- ・BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合
- ・妊婦の喫煙率
- ・妊娠中のパートナーの喫煙率

##### 4 妊産婦の口腔

- ・妊産婦の歯科健診・保健指導受診率
- ・妊産婦の歯科健診を実施している（市町村数）

##### 5 流産・死産

- ・流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある（市町村数）

## <乳幼児期>

### 1 小児の保健・医療提供体制

- ・小児の死亡率の減少
- ・小児救急搬送症例のうち受け入れ困難事例の件数
- ・かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合
- ・小児人口当たりの小児科医師数
- ・乳幼児健康診査後のフォロー体制がある（市町村数）
- ・乳児の SIDS 死亡率

### 2 乳幼児の口腔

- ・かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合【再掲】
- ・むし歯のない3歳児の割合
- ・保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合

## <学童・思春期>

### 1 こどもの生活習慣

- ・児童・生徒における痩身傾向児の割合
- ・児童・生徒における肥満傾向児の割合
- ・朝食を欠食するこどもの割合
- ・1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合
- ・中学生・高校生の飲酒者の割合
- ・中学生・高校生の喫煙者の割合

### 2 こどもの心の健康

- ・十代の自殺死亡率
- ・スクールカウンセラーを配置している小学校、中学校、高等学校の割合
- ・小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合
- ・小児人口に対する子どものこころ専門医の割合

### 3 プレコンセプションケア

- ・十代の人工妊娠中絶率
- ・十代の性感染症罹患率

### 4 学童期・思春期の口腔

- ・う蝕のない十代の割合
- ・歯肉に疾病・異常がある十代の割合

### 5 障害児（発達障害児を含む）

- ・放課後児童クラブ登録児童数のうち障害児の割合
- ・小児の訪問看護利用者数
- ・市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援を県型保健所が行っている（都道府県数）
- ・発達障害児の療育を提供できる施設数
- ・小児の訪問看護を実施している訪問看護ステーション数

- ・医療的ケア児受け入れ保育所等施設数
- ・医療的ケア児支援センターを設置している（都道府県数）
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している（市町村数）
- ・移行期医療支援センターを設置している（都道府県数）

#### <全成育期>

##### 1 こどもの貧困

- ・スクールソーシャルワーカーを配置している小学校、中学校、高等学校の割合
- ・こどもの貧困率
- ・ひとり親世帯の貧困率

##### 2 児童虐待

- ・出生0日児の虐待死亡数
- ・児童虐待による死亡数
- ・妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある（市町村数）
- ・乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある（市町村数）
- ・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

##### 3 ソーシャルキャピタル

- ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合
- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合
- ・地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数

##### 4 父親支援

- ・子どもを持つ夫の家事・育児関連時間

##### 5 PDCA サイクル

- ・成育医療等基本方針を踏まえた協議の場を設置している（都道府県数）
- ・成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）



## 5 母子保健事業における健康診査等一覧表

(令和7年度)

健康診査等の名称	対象者	実施主体	実施機関	健康診査等の内容	備考
妊婦健康診査	妊婦	区市町村	医療機関	○一般 問診、体重測定、血圧測定、尿検査 (1回目)血液検査、血液型、貧血、血糖、 不規則抗体、HIV抗体、梅毒、B型肝炎、 C型肝炎、風疹 (2回目以降)保健指導、クラミジア抗原、 血糖、貧血、B群溶連菌、HTLV-1抗体、 経膈超音波、NST ○超音波検査 ○子宮頸がん検診	
産婦健康診査事業	産後2週間・ 1か月の産婦等	区市町村	医療機関	○問診〔生活環境、育児不安、精神疾患等〕 ○診察〔子宮復古状態、悪露等〕 ○体重、血圧測定 ○尿検査 ○エシバラ産後うつ病質問票	
(産婦健康診査)	産婦	区市町村	区市町村	○内科的診察 ○尿検査	(3~4か月児 健康診査と同 時実施等)
新生児聴覚検査	新生児	区市町村	医療機関	○自動 ABR 又は OAE〔先天性の聴覚障害の 発見〕	おおむね生後3 日以内
先天性代謝異常等検査	新生児	都	医療機関 民間検査機関	○血液検査 先天性代謝異常 18疾患 内分泌疾患 2疾患	生後5日から7 日までに採血
1か月児健康診査	生後27日を超 え6週に達しな い乳児	区市町村	医療機関		
3~4か月児健康診査	満3~4か月児	区市町村	区市町村 医療機関	○診察〔発育・発達及び疾病の有無等のチ ェックなど〕 ○保健栄養指導	
6・9か月児健康診査	満6~7か月児 満9~10か月児	区市町村	医療機関	○診察〔発育・発達及び疾病の有無等のチ ェックなど〕	保健指導含む。
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月から 満2歳までの児	区市町村	区市町村 医療機関	一般 ○診察〔発育・発達及び疾病の有無等 のチェックなど〕 ○保健栄養指導 歯科 ○口腔内診査 ○歯科保健指導	
3歳児健康診査	3歳児	区市町村	区市町村 医療機関	一般 ○診察〔発育・発達及び疾病の有無等 のチェックなど〕 ○保健栄養指導 歯科 ○口腔内診査 ○歯科保健指導 視覚検査 ○視力検査、屈折検査 聴覚検査	
5歳児健康診査	5歳児	区市町村	区市町村		
乳幼児経過観察健診	乳幼児	区市町村	区市町村	○診察〔発育・発達及び疾病の有無等のチ ェックなど〕 ○保健栄養指導	各種健康診査 等の結果、必 要な乳幼児に 実施
乳幼児発達健康診査	乳幼児	区市町村	区市町村	○診察〔小児神経学及び児童精神医学の立場 から、発育・発達及び疾病の有無等のチ ェックなど〕 ○指導〔訓練など〕	各種健康診査 等の結果、必 要な乳幼児に 実施(都単補 助金事業・市 町村)
乳幼児歯科相談等	乳幼児	区市町村	区市町村	○口腔内診査 ○歯科保健指導 ○予防措置	

## 6 区市町村母子保健事業における一般財源化事業一覧

事業名		一般財源化された年	厚生労働省通知
母子保健相談指導事業 (母親学級等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健指導事業(集団) 講習会等の方法により、思春期学級、未婚女性を対象とした母子保健学級、婚前学級、両(母)親学級、育児学級</li> <li>母子保健相談指導事業(個別) 妊産婦や乳幼児の保護者等への個別相談</li> </ul>	平成8年度	平成8年5月10日付 児発第481号
妊産婦健康診査 B型肝炎母子感染防止事業	——	平成10年度	平成10年4月8日付 児発第285号
妊産婦訪問指導 新生児訪問指導	——	平成10年度	平成10年4月8日付 児発第286号
乳幼児健康診査 (3~4か月児、乳児) 精神発達精密検査	あわせて都道府県・指定都市の児童相談所が行っていた精神発達精密検査も、市町村に一般財源化された。	平成11年度・平成12年度の2か年をかけて交付税措置	平成11年4月14日付 児発第363号 【参考】(平成10年4月8日付児発第285号の改正)
1歳6か月児健診 3歳児健診	所得譲与税として税源委譲	平成17年度	平成17年4月1日付 雇児母発第0401002号
新生児聴覚検査	指定都市への補助を廃止し、「少子化対策に関する地方単独措置」として全市町村を交付税対象とした。 (都道府県については一般財源化の対象外)	平成19年度	平成19年1月29日付 雇児母発第0129002号
妊婦健康診査	これまでの補正予算に替わり、平成25年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとした。	平成25年度	「平成25年度政府予算案における子宮頸がん等ワクチンの接種及び妊婦健康診査について」(厚生労働省健康局結核感染症課、同省雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務省自治財政局調整課、平成25年1月29日付事務連絡) 「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」(平成25年1月27日三大臣合意(総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣))

## 7 都区財政調整の対象となる主な母子保健関連事業

(令和7年度分)

事業区分	主な事業名等
母子保健指導費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育相談事業</li> <li>・母親学級</li> <li>・育児学級</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・新生児・妊産婦訪問指導</li> <li>・妊産婦・乳幼児保健指導</li> </ul>
妊婦健康診査費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査一般健診 14 回分</li> <li>・妊婦健康診査精密健診</li> <li>・妊婦健康診査超音波検査</li> <li>・妊婦健康診査子宮頸がん検査</li> </ul>
乳幼児健康診査費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児健診</li> <li>・6・9か月児健診（一般・精密）</li> <li>・1歳6か月児健診（一般・精密）</li> <li>・3歳児健診（一般・視力・聴覚・精密（一般・視力・聴力））</li> <li>・乳幼児発達健康診査</li> </ul>
新生児聴覚検査費	
母子歯科健康診査費	
児童福祉措置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児養育医療</li> <li>・入院助産</li> <li>・妊娠高血圧症候群等医療費助成</li> </ul>

## 8 区市町村に対する母子保健事業関係各種補助金等

### ■国の制度

補助金等名	開始年	令和7年10月時点の対象事業
母子保健衛生費等国庫補助金	平成20年度	母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）*
次世代育成支援対策施設整備交付金	平成20年度	
子ども・子育て支援交付金	平成27年4月	1 利用者支援事業 2 延長保育事業 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5 放課後児童健全育成事業 6 子育て短期支援事業 7 乳児家庭全戸訪問事業 8 養育支援訪問事業 9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 10 子育て世帯訪問支援事業 11 児童育成支援拠点事業 12 親子関係形成支援事業 13 地域子育て支援拠点事業 14 一時預かり事業 15 病児保育事業 16 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 17 産後ケア事業 18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
出産・子育て応援交付金	令和4年度	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

\* 母子保健医療対策等総合支援事業

平成17年度に創設。現在のメニューは次のとおり

(1) こどもの心の診療ネットワーク事業

(2) 性と健康の相談センター事業

(3) 妊娠・出産包括支援事業

①産前・産後サポート事業 ②妊娠・出産包括支援緊急整備事業

④こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 ④妊娠・出産包括支援推進事業

(4) 不育症検査費用助成事業

(5) 産婦健康診査事業

(6) 新生児聴覚検査体制整備事業

(7) 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

## 8 区市町村に対する母子保健事業関係各種補助金等

- (8) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業
- (9) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業
- (10) 母子保健対策強化事業
- (11) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
- (12) 妊婦訪問支援事業
- (13) 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業
- (14) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業
- (15) 1か月児及び5歳児健康診査支援事業
- (16) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業
- (17) 乳幼児健康診査実施支援事業
- (18) 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業
- (19) 産後ケア施設改修費等支援事業
- (20) 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

### ■都の制度

補助金名	開始年度	概要	
事務処理特例にかかる交付金	平成 19 年度	「市町村における東京都の事務処理特例」に基づく保健所政令市への交付金 ・受胎調節実地指導員標識の交付申請受理及び指定証の交付 ※特別区は総務局が所管する特別区事務処理特例交付金による	子供・子育て支援部 家庭支援課
子育て推進交付金	平成 18 年度	市町村への都補助事業を財源とし、市町村が地域の実情に応じて行う取組への交付金 (母子保健事業では、3歳児健康診査都加算制度が対象) 誘導項目としては、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業	子供・子育て支援部 保育支援課
子供家庭支援区市町村包括補助事業	平成 21 年度	1 乳幼児発達健康診査(市町村部) 2 入院助産 3 親の子育て力向上支援事業 4 子供家庭支援センター 5 要支援家庭の早期発見・支援事業 6 3歳児健康診査支援事業 等	子供・子育て支援部 企画課 子供・子育て施策推進 担当

8 区市町村に対する母子保健事業関係各種補助金等

とうきょうママパパ 応援事業補助金 (旧：出産・子育て 応援事業補助金)	平成 27 年度	とうきょうママパパ応援事業実施要綱 (平成 27 年 5 月 27 日付 26 福保子家 第 1628 号) に基づき、妊娠期からの 切れ目ない支援体制を構築する区市町 村への補助	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
東京都出産・子育て 応援事業補助金	令和 5 年度	東京都出産・子育て応援事業実施要綱 (令和 5 年 4 月 1 日付 4 福保子家第 2870 号) に基づき、妊娠届出や出生届 出を行った妊産婦等に対して子育て支 援サービスの利用や育児用品等を提供	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
母子保健支援事業補 助金	令和 5 年度	母子保健支援事業実施要綱(令和 5 年 7 月 18 日付 5 福祉子家第 62 号) に基づ き、区市町村における母子保健分野の D X 化推進の取組を支援	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
性と健康の相談セン ター事業(初回産科 時受診料支援事業) 補助金	令和 6 年度	低所得の妊婦等の経済的負担軽減を図 るとともに、当該妊婦の状況を継続的に 把握し、必要な支援につなげるために初 回産科受診料の費用助成を行う区市町 村の取組を支援	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
東京ユースヘルスケ ア推進事業補助金	令和 4 年度	東京ユースヘルスケア推進事業(区市町 村補助事業)実施要綱(令和 4 年 3 月 3 1 日付 3 福保子家第 2234 号) に基づ き、①妊娠適齢期、②不妊症・不育症、 ③婦人科疾患、④更年期障害、⑤性と生 殖に関する相談支援・健康教育・普及啓 発を実施する区市町村を支援	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
妊婦健康診査支援事 業補助金	令和 5 年度	妊婦健康診査支援事業実施要綱(令和 5 年 4 月 1 日付 4 福保子家第 2673 号) に基づき、区市町村を支援し、妊婦健康 診査の充実を図る。	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
5 歳児健診区市町村 支援事業補助金	令和 7 年度	5 歳児健診について、都内における健診 の実施促進及び体制整備を図るため、区 市町村の取組を支援	子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当
妊産婦メンタルヘル ス対策事業補助金	令和 8 年度 (予定)		子供・子育て支援部 家庭支援課 母子保健担当

## 9 医療機関委託事業のしくみ

### 1 医療機関委託事業のしくみ

東京都内区市町村が同一方法により医療機関委託事業を行う場合、契約・支払事務の煩雑さを避け、多数の医療機関の協力を得て事業を円滑に行うため、契約方法を都内で統一化している。

委託単価については、三者協・五者協により、都内統一的な単価を決定している。

〈契約者〉

自治体代表…代表区・代表市町村  
(毎年度持ち回り)

医療機関代表…東京都医師会

審査支払代行者…

東京都国民健康保険団体連合会  
社会保険診療報酬支払基金東京支部

### 2 三者協とは

○正式名称

東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会

○昭和 49 年の地方自治法の一部改正により、保健衛生事業（保健所行政）が特別区に移管されたことを契機として設置

○構成員…東京都・特別区・東京都医師会

○母子保健事業での協議事項

1 歳 6 か月児健診（健診・事務費）

### 3 五者協とは

○正式名称

東京都地域保健事業連絡協議会

○平成 9 年の地域保健法の改正により、母子保健事業が市町村に移管されたことを契機として設置

○構成員…東京都・特別区・市・町村・東京都医師会

○母子保健事業での協議事項

妊婦健康診査（健診・事務費）

産婦健康診査（健診・事務費）

1 か月児健康診査（健診・事務費）

乳幼児健康診査（6 か月児・9 か月児）  
（健診・事務費）

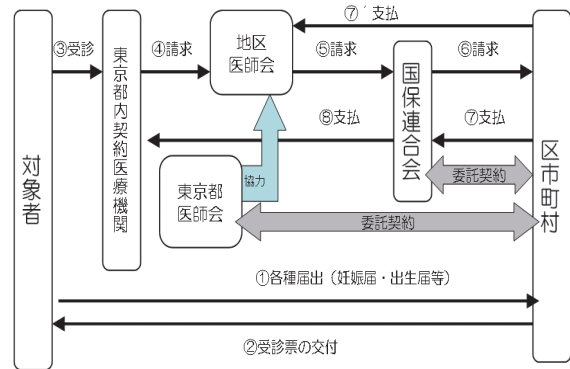
新生児聴覚検査（検査・事務費）

医師の出張時の費用弁償（※）

※産婦健康診査・乳幼児健康診査（3～4 か月児）、3 歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、乳幼児経過観察健康診査

### 4 医療機関委託事業のフロー図

（例：国保連合会で審査支払を行う場合）



### 5 各健診ごとの審査・支払の区分

#### (1) 国保連合会のみ

- ・妊婦健康診査
- ・産婦健康診査
- ・1 か月児健康診査
- ・乳幼児健康診査（一般）
- ・新生児聴覚検査
- ・妊産婦・乳幼児保健指導票

#### (2) 国保（国保連合会）・社保（支払基金）

- ・妊産婦・乳幼児精密健康診査  
(平成 21 年 4 月～)

### 6 各種健診単価と消費税の関係

消費税は、原則として医療は非課税、健康診査は課税である。区市町村が医師会等に委託して実施する健康診査のうち、精密健康診査は医療扱いとなり非課税である。また、健康診査は原則課税であるが、平成 3 年に消費税が改正され、妊婦健診及び産婦健診費用は、非課税扱いとなった。そのため、委託料にかかる消費税の扱いについては、令和 8 年 1 月現在、下記のとおりとなっている。

〈非課税扱い〉

妊婦健診（一般・精密・超音波とも）

産婦健診

乳幼児健康診査（精密）

新生児聴覚検査

〈課税扱い〉

1 か月児健康診査

乳幼児健康診査（6 か月児・9 か月児・1 歳 6 か月児）

## 10 共同印刷と著作権承認のしくみ

<p>1 共同印刷</p> <p>都内区市町村が共通のフォーマットで使用する帳票・冊子類については、同一時期に同一業者で一括印刷することにより、スケールメリットによる費用圧縮を図る。</p> <p>〈母子保健関係共同印刷〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村帳票類 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種健診受診票（妊婦健診・乳幼児健診等）</li> </ul> </li> <li>○都が著作権承認した冊子類</li> </ul> <p>〈共同印刷の手続〉</p> <p>9月頃 区市町村から要望 （共同印刷担当区・市町村）</p> <p>12月頃 東京都及び区市町村の間で協議 原稿案の確定等</p> <p>1月頃 印刷実施</p> <p>〈共同印刷を行う帳票・冊子の内容について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○著作権承認された印刷物の変更 <p>東京都が著作権承認している帳票・冊子等について、法令改正や最新の知見等での改定がある場合、区市町村の意向も踏まえ協議しながら、都としての内容判断を行った上で変更する。</p> </li> <li>○著作権承認以外の共同印刷物の変更 <p>区・市町村で共同印刷スケジュールや意向の取りまとめ方が異なる。</p> <p>変更箇所については、都へ連絡し、変更後の影響等を踏まえた上で、双方の意見をまとめ、変更する。</p> </li> </ul>	<p>2 著作権承認（東京都著作物出版承認）</p> <p>東京都が作成した著作物について、身近な住民サービスを行う区市町村での配布により、一層の効果が見込まれるため、区市町村に対して著作権承認＝著作物の利用許諾を行っているものがある。</p> <p>〈著作物出版承認の権利関係について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①著作権は東京都に帰属 <ul style="list-style-type: none"> <li>→使用料等は無償</li> </ul> </li> <li>②承認番号を明示 <ul style="list-style-type: none"> <li>→編集 東京都</li> <li>発行 各区市町村名</li> <li>承認番号 ○○</li> </ul> </li> </ul> <p>〈共同印刷における著作権承認の手続〉</p> <p>前年度 10月頃 区から承認仮申請 市町村から承認本申請</p> <p>2月頃 区から承認本申請 →承認の可否の決定 承認した場合、翌年度からの使用が可能となる。</p> <p>※共同印刷以外の場合は、随時個別に申請可能</p> <p>〈共同印刷における母子保健関係著作権承認（令和7年10月時点）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あたらしい生命のために（区・市町村） <ul style="list-style-type: none"> <li>※今後の改訂予定無し（平成25年12月最終改訂）</li> </ul> </li> <li>○子供に安全をプレゼント（4種類）（区・市町村）</li> <li>○赤ちゃんのおみみ（区）</li> <li>○3歳児健康診査「お子さんの目と耳と尿の検査のごあんない」（市町村）</li> </ul> <p>【共同印刷・著作権承認担当区市の変更】</p> <p>印刷物に関し、特別区・市町村間等で調整を要するケースもあるため、担当区市変更があった場合は、都へ報告すること。</p>
---	---

## 11 共同印刷による著作権承認印刷物一覧

東京都（母子保健担当）が著作権を有する主な印刷物

印刷物	発行年度	最終更新年度
赤ちゃんのおみみ	平成 17 年度	令和 7 年度
お子さんの目と耳と尿の検査のご案内	平成元年度	令和 7 年度
子どもに安全をプレゼント (母親・両親学級用)	平成 15 年度	令和 7 年度
子どもに安全をプレゼント (3～4か月児健診用)	平成 15 年度	令和 7 年度
子どもに安全をプレゼント (1歳6か月児健診用)	平成 15 年度	令和 7 年度
子どもに安全をプレゼント (3歳児健診用)	平成 15 年度	令和 7 年度
幼児視野体験メガネ (チャイルドビジョン)	平成 18 年度	平成 18 年度

## 12 共同印刷物一覧

【特別区】（令和7年度）

※ 印刷物に関するお問合せは、区市町村の担当部署若しくは福祉局子供・子育て支援部母子保健担当へお願いいたします。

No	品名	仕様	単位
A10	母子保健関係（保健予防担当課長会）		
1	母と子の保健バック	270×170（区名差し替え印刷）	枚
2	妊婦子宮頸がん検診受診票「妊婦子宮頸がん検診のごあんない」付	200×140 表紙+3枚複写①上質紙 35kg②NCR/N40ビツク③NCR/N40白④NCR/N60白 ①②③墨刷④紫刷 ①区名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	枚
3	妊婦健康診査のご案内	A4 上質紙 28.5kg 片面墨刷 区・保健所名差し替え 保健バックに封入	枚
4	妊婦健康診査受診票（1回目～14回目）	200×140 1回分（3枚複写）×14回分で1セット（天のり） ①区名・公印・コード番号差し替え 保健バックに封入	組
5-A	妊婦健康診査受診票（1回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40青②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③緑刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-B	妊婦健康診査受診票（2回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-C	妊婦健康診査受診票（3回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-D	妊婦健康診査受診票（4回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-E	妊婦健康診査受診票（5回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-F	妊婦健康診査受診票（6回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-G	妊婦健康診査受診票（7回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-H	妊婦健康診査受診票（8回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-I	妊婦健康診査受診票（9回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-J	妊婦健康診査受診票（10回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-K	妊婦健康診査受診票（11回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-L	妊婦健康診査受診票（12回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
5-M	妊婦健康診査受診票（13回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組

5-N	妊婦健康診査受診票（14回目のみ）	200×140 3枚複写 ①NCR・N40黄②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③青刷 ①区名・公印・コード番号差し替え ※注文は100組単位	組
6	妊婦超音波検査受診票（1回目～4回目）※13枚1セット	200×140 表紙（墨刷）+〔3枚複写①②墨刷③赤刷〕×4回分（回数表示）区名・公印・新コード番号差替 保健バックに封入	組
7	6～7か月・9～10か月健診のご案内（封筒）	207×150 上質紙55kg 墨片面刷 袋 1ヶ所型対	枚
8	乳児（6～7ヵ月）健康診査受診票	200×140 3枚複写 ①NCR・N40白②NCR/N40白③NCR・N60白 墨刷 ①区名 保健所名 公印・コード番号差し替え 封筒入れ	組
9	乳児（9～10ヵ月）健康診査受診票	200×140 3枚複写 ①NCR・N40白②NCR/N40白③NCR・N60白 ①②墨刷③茶刷 ①区名 保健所名 公印・コード番号差し替え 封筒入れ	組
10	新生児聴覚検査受診票	200×140 表紙+3枚複写①上質紙35kg②③NCR/N40白④NCR/N60白 ①②③墨刷④オレンジ刷 ①区名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
11	3歳児尿検容器袋	113×71 上質紙55kg（四六判） A型封筒	枚
12	産婦健康診査受診票（1～2回目）※7枚1セット	297×210 表紙+3枚複写①上質紙35kg②NCR/N40白③NCR/N40白④NCR/N40白 ①②④墨刷③色刷※2回分で1セット 2つ折 ※区名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
13	1か月児健康診査受診票	297×210 表紙+3枚複写①上質紙35kg②NCR/N40白③NCR/N40白④NCR/N40白 ①②④墨刷③色刷 2つ折 ※区名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
15	赤ちゃんのおみみ	A4を二つ折り コート紙76.5kg 両面4色刷	部
16	子どもに安全をプレゼント（母親・両親学級用）	A4を巻三つ折り コート紙76.5kg 両面4色刷	部
17	子どもに安全をプレゼント（3～4か月児健診用）	A4を巻三つ折り コート紙76.5kg 両面4色刷	部
18	子どもに安全をプレゼント（1歳6か月児健診用）	A4を巻三つ折り コート紙76.5kg 両面4色刷	部
19	子どもに安全をプレゼント（3歳児健診用）	A4を巻三つ折り コート紙76.5kg 両面4色刷	部
20	パパの子育てスタートブックチラシ	A4 片面4色刷 コート紙62.5kg	部
B10	母子保健関係（保健予防担当課長会）		
4	新生児精密健康診査受診票（聴覚用）	A4 3枚複写 ①②NCR・N40 ③NCR・N60 片面2色刷 25組1冊	冊
5	妊産婦・乳児・1歳6ヵ月児・3歳児精密健康診査受診票	A4 3枚複写 ①②NCR・N40 ③NCR・N60 片面2色刷 25組1冊	冊
6	3歳児精密健康診査受診票（視力用）	A4 3枚複写 ①②NCR・N40 ③NCR・N60 片面2色刷 25組1冊	冊
7	3歳児精密健康診査受診票（聴覚用）	A4 3枚複写 ①②NCR・N40 ③NCR・N60 片面2色刷 25組1冊	冊
8	保健指導票	A4 3枚複写 ①②NCR・N40 ③NCR・N60 墨片面刷 25組1冊	冊
9	妊産婦・乳児健康診査総括票	A5 2枚複写 ①②NCR・N40 墨片面刷 15組1冊	冊
10	妊産婦・乳児健康診査請求原票送付書	A4 2枚複写 ①②NCR・N40 墨片面刷 20組1冊	冊
11	保健指導総括票	A5 2枚複写 ①②NCR・N40 墨片面刷 15組1冊	冊
13	心理相談票（1・6歳，3歳児）	A4 上質紙35kg 墨両面刷 100枚1冊	冊
14	3歳児検診心理判定日報	A4 A模造19kg 墨片面刷 100枚1冊	冊

【市町村】 (令和7年度)

※ 印刷物に関するお問合せは、区市町村の担当部署若しくは福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子保健担当へお願いします。

No	品名	仕様	単位
0001	母子カード(母子健康管理票)	カード紙うすクリーム222kg セピア両面刷 420×297 右肩断ち落とし 2つ折 スジ押し	枚
0004	出生通知票(ハガキ)	官製ハガキ 両面墨刷 保健バックに封入	枚
0005	目隠しシール	117×94	枚
0006	母と子の保健バック	245×270 紙製(色上質紙・最厚口・レモン)	枚
			部
0010	パパの子育てスタートブックチラシ	A4 片面4色刷 コート紙62.5kg 二つ折り 保健バック に封入	部
0101	妊婦健康診査受診票(1回目~14回目)	140×200 3枚複写①②墨1色刷③1回目緑刷、 2~14回目青刷 市町村名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
0102	妊婦子宮頸がん検診受診票	140×200 表紙+3枚複写①②③墨1色刷④紫1色刷 市町村名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
0103	妊婦超音波検査受診票(1回目~4回目) ※13枚1セット	140×200 表紙+3枚複写①②③墨1色刷④赤1色刷 市町村名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
0104	新生児聴覚検査受診票	140×200 表紙+3枚複写①②③墨1色刷④オレンジ 1色刷 市町村名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
0105	妊産婦・乳児健康診査総括票	A5 2枚複写ノーカーボンN40 墨片面刷 15組1冊	冊
0106	妊産婦・乳児健康診査請求原票送付書	A4 2枚複写ノーカーボンN40 墨片面刷 20組1冊	冊
0107	妊婦健康診査実施要綱	A4 再生紙 44.5kg 墨両面刷 30頁 ホッチキス 2カ所止め	部
0108	産婦健康診査受診票(1~2回目) ※7枚1セット	297×210 表紙+3枚複写①上質紙35kg②NCR/N40白 ③NCR/N40白④NCR/N40白 ①②④墨刷③色刷*②~④2 回分で1セット 2つ折 ※市町村名・公印・コード番号差替 保 健バックに封入	組
0207	1か月児健康診査受診票	297×210 表紙+3枚複写①上質紙35kg②NCR/N40白 ③NCR/N40白④NCR/N40白 ①②④墨刷③色刷 2つ折 ※市町村名・公印・コード番号差替 保健バックに封入	組
0202	妊婦・乳児・1歳6か月児・3歳児精 密健康診査受診票	A4 3枚複写 片面2色刷 市町村名・コード番号差替2穴 25組1冊	冊
0203	新生児精密健康診査受診票(聴覚用)	A4 3枚複写 片面2色刷 市町村名・コード番号差替2穴 25組1冊	冊
0206	精密健康診査実施要綱	A4 再生紙44.5kg 墨両面刷 16頁 ホッチキス2カ 所止め	部
1002	3歳児精密健康診査受診票(聴覚用)	A4 3枚複写 片面2色刷 市町村名・コード番号差替2穴 25組1冊	冊
1003	3歳児精密健康診査受診票(視力用)	A4 3枚複写 片面2色刷 市町村名・コード番号差替2穴 25組1冊	冊
0301	保健指導票	A4 3枚複写 ①②N40 ③N60 墨片面刷 25組1冊	冊
0305	保健指導総括票	A5 2枚複写ノーカーボンN40 墨片面刷 15組1冊	冊
0306	保健指導実施要綱	A4 再生紙44.5kg 墨両面刷 12頁 ホッチキス2カ 所止め	部

0413	(育児のしおり) 赤ちゃん離乳食のすすめ方	A4 コート紙62.5kg 片面4色刷 バラ	枚
0414	おいしく食べて 楽しくおしゃべり いつも笑顔で (1歳6か月未満対象)	A4 を二つ折り 両面4色刷 コート紙62.5kg	部
0415	おいしく食べて 楽しくおしゃべり いつも笑顔で (1歳6か月ごろ対象)	A4 を二つ折り 両面4色刷 コート紙62.5kg	部
0801	乳児健康診査受診票 (6~7か月)	140×200 3枚複写 3枚共墨1色刷 市町村名・公印・コード番号差替 封筒に封入	組
0802	乳児健康診査受診票 (9~10か月)	140×200 3枚複写 ①②墨1色刷 ③茶1色刷 市町村名・公印・コード番号差替 封筒に封入	組
0804	6~7か月・9~10か月児健診受診票 在中 (封筒)	207×150 再生紙55kg 片面墨1色刷 袋 1カ所型ヌキ	枚
0806	乳児健康診査 (6か月児・9か月児) 実施要綱	A4 再生紙44.5kg 墨両面刷 20頁 ホッチキス2カ所止め	部
0904	3歳児健康診査のお知らせ・問診票	A4 再生紙44.5kg 墨両面刷 バラ	枚
0905	「お子さんの目と耳と尿の検査のご案内」 (検査用紙を含む)	210×100 7枚1組 ①②③⑥再生紙 ④⑤⑦再生色上質 左肩1カ所ホッチキス止め 巻3折	組
0906	尿採取容器	材質ポリエチレン容器10ml 厚さ1.8mm以下 ふたねじこみ式	個
0907	尿容器袋	135×66 再生紙70kg 墨片面刷 100枚帯掛	枚
0919	3歳になると (歯科)	A4を二つ折り コート紙62.5kg 両面4色刷	枚
2139	生活習慣病予防のための食品交換めやす表	A3 再生紙44.5kg 片面4色 バラ	枚
2201	妊婦歯科健康診査票	A4 上質紙70.5kg 墨片面刷 バラ	枚
2301	歯科健康診査記録票 (カルテ1号様式)	A4 再生紙70.5kg 墨両面刷 2つ折	枚
2302	歯科健康診査アンケート (第2号様式 乳歯列用)	A4 再生紙70.5kg 墨両面刷 バラ	枚
2310	おいしく食べて 楽しくおしゃべり いつも笑顔で (就学前対象) (今年度注文なし)	A4 を二つ折り 両面4色刷 コート紙62.5kg	枚
2311	はみがきカレンダー①	A4 両面4色刷 コート紙62.5kg バラ	枚
2312	はみがきカレンダー②	A4 両面4色刷 コート紙62.5kg バラ	枚
2401	子どもに安全をプレゼント (母親・両親学級用)	A4を巻三つ折り 再生 コート76.5kg 両面4色刷	枚
2402	子どもに安全をプレゼント (3~4か月児健診用)	A4を巻三つ折り 再生 コート76.5kg 両面4色刷	枚
2403	子どもに安全をプレゼント (1歳6か月児健診用)	A4を巻三つ折り 再生 コート76.5kg 両面4色刷	枚
2404	子どもに安全をプレゼント (3歳児健診用)	A4を巻三つ折り 再生 コート76.5kg 両面4色刷	枚
2501	養育医療意見書	A4版/1冊25組2枚複写	冊



登録番号 (7) 180

東京の母子保健

令和8年3月発行

編集・発行 東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話番号 03(5320)4372

印刷 株式会社まこと印刷  
東京都港区白金台二丁目11番5号  
電話番号 03(6230)9590

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

